

令和4年 9月 1日開会

令和4年10月 3日閉会

令和4年第3回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

9月1日（木曜日）

令和4年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 9月 1日 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和4年 9月 1日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 散 会 | 令和4年 9月 1日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時26分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 兼 | |
| 1 番 | 和 気 数 男 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 気 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |

議 事 日 程

- | | | | |
|---|---|----------|------------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(16番兵頭学、17番森川一義) | 認定第 2号 | 令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 2 | 会期の決定
(9月1日～10月3日 33日間) | 認定第 3号 | 令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 3 | 諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について | 認定第 4号 | 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 4 | 諮問第10号 人権擁護委員候補者の推薦について | 認定第 5号 | 令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 5 | 議案第89号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について | 認定第 6号 | 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第90号 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について | 認定第 7号 | 令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第91号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 8号 | 令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第92号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 9号 | 令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第93号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第10号 | 令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| | 議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号) | 認定第11号 | 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 議案第95号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | 7 報告第 8号 | 令和3年度西予市一般会計継続費精算報告について |
| | 議案第96号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 報告第 9号 | 令和3年度健全化判断比率の報告について |
| | 議案第97号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 報告第10号 | 令和3年度資金不足比率の報告について |
| | 議案第98号 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 報告第11号 | 西予市土地開発公社の経営状況について |
| | 議案第99号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) | 報告第12号 | 株式会社エフシーの経営状況について |
| 6 | 認定第 1号 令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | 報告第13号 | 株式会社城川ファクトリーの経営状況について |
| | | 報告第14号 | 株式会社どんぶり館の経営状況について |
| | | 報告第15号 | あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況に |

- について
- 報告第 16 号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第 17 号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第 18 号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 8 発議第 2 号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 3 号 西予市決算審査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名	認定第 3 号	出決算の認定について
2	会期の決定		
3	諮問第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦 について	認定第 4 号	令和 3 年度西予市後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について
4	諮問第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦 について	認定第 5 号	令和 3 年度西予市介護保険 特別会計歳入歳出決算の認 定について
5	議案第 89 号 C A T V 整備事業 城川サ ブセンター整備工事請負契 約について	認定第 6 号	令和 3 年度西予市農業集落 排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
	議案第 90 号 西予市卯之町駅舎の設置及 び管理に関する条例制定に ついて	認定第 7 号	令和 3 年度西予市水道事業 会計決算の認定について
	議案第 91 号 西予市支所及び出張所設置 条例の一部を改正する条例 制定について	認定第 8 号	令和 3 年度西予市簡易水道 事業会計決算の認定につい て
	議案第 92 号 西予市議会の議員及び長の 選挙における公費負担に関 する条例の一部を改正する 条例制定について	認定第 9 号	令和 3 年度西予市公共下水 道事業会計決算の認定につ いて
	議案第 93 号 西予市職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正す る条例制定について	認定第 10 号	令和 3 年度西予市病院事業 会計決算の認定について
	議案第 94 号 令和 4 年度西予市一般会計 補正予算(第 4 号)	認定第 11 号	令和 3 年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計決算 の認定について
	議案第 95 号 令和 4 年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計補正予 算(第 1 号)	7 報告第 8 号	令和 3 年度西予市一般会計 継続費精算報告について
	議案第 96 号 令和 4 年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 1 号)	報告第 9 号	令和 3 年度健全化判断比率 の報告について
	議案第 97 号 令和 4 年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	報告第 10 号	令和 3 年度資金不足比率の 報告について
	議案第 98 号 令和 4 年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第 1 号)	報告第 11 号	西予市土地開発公社の経営 状況について
	議案第 99 号 令和 4 年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	報告第 12 号	株式会社エフシーの経営状 況について
6	認定第 1 号 令和 3 年度西予市一般会計 歳入歳出決算の認定につい て	報告第 13 号	株式会社城川ファクトリー の経営状況について
	認定第 2 号 令和 3 年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計歳入歳	報告第 14 号	株式会社どんぶり館の経営 状況について
		報告第 15 号	あけはまシーサイドサンパ ーク株式会社の経営状況に ついて
		報告第 16 号	株式会社グリーンヒルの経

- 営状況について
- 報告第 17号 一般財団法人宇和文化会館
の経営状況について
- 報告第 18号 西予CATV株式会社の経
営状況について
- 8 発議第 2号 西予市決算審査特別委員会
の設置について
- 選任第 3号 西予市決算審査特別委員会
委員の選任

開会 午前10時00分

○小玉議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和4年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和4年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

処暑を過ぎ、朝夕は夏の暑さも幾分収まり、秋の気配も感じられるようになってまいりましたが、日中は猛暑が続いております。

気温差も大きく体調も崩しやすい時期でもありますので、体調管理、そして健康管理には十分御留意をいただきたいと存じます。

さて、新型コロナウイルスでございますが、B A. 5への置き換わりによりまして爆発的な感染拡大が続いております。特に、お盆前後から感染者数が急増し、本県でも3,000人を超える感染者が連日確認をされるなど、過去にない規模で推移をしております。

今週に入り幾分ピークは過ぎたような感じがありますが、当市におきましても、先週には81名という感染確認があり衝撃を受けたところであります。

こうした感染者数の激増によりまして、医療機関は非常に逼迫し、一般診療にも影響が生じかねない事態となりました。

愛媛県では、こうした現状を踏まえ、8月9日に発出したB A. 5対策強化宣言からB A. 5医療危機宣言に切替え、当面9月16日までの期間、医療現場の危機的状況の改善に努め、そのための対策を打ち出し、県民・事業者への協力を要請しております。

当市でもこの宣言を受け、コロナ感染の疑いのある場合の対応に関するチラシを作成し、その危機感と緊急性を踏まえ、急遽、職員の人海戦術により全戸配布を実施いたしました。

この取組により、市民の皆様の理解と意識向上

につながり、少しでも医療現場の負担軽減、環境改善に結びつけられればと期待しているところであります。

また、宣言に合わせた具体的な対策として、施設の利用制限や会食ルールの徹底、イベント対策の強化に取り組んでおります。

市民の皆様、利用者の皆様には大変御不便、御迷惑をおかけいたしますけれども、自分自身、また、身近な大切な人を守るため、最大限の警戒と感染予防対策の徹底について御理解と御協力をお願い申し上げます。

その一方で、直面する課題としての対策とともに、アフターコロナを見据えた観光振興への取組も進めているところであります。

一昨日は、通常松山駅から大洲駅、または、八幡浜駅の区間を運行します、人気の観光列車、伊予灘ものがたりが「えひめ南予きずな博 開明学校創建140周年記念！卯之町歴史探訪の旅」として、松山駅から卯之町駅間まで往復運行されました。

おかげさまで、上下線ともほぼ満席となり、多くの方に開明学校や卯之町並みの散策を楽しんでいただきました。

沿線では、多くの市民の皆様が手振りを行っていただき、観光客を歓迎していただきました。誠にありがとうございました。

今回の運行につきましては、議会をはじめ、関係各位の御尽力により実現できたもので、これに应运っていただきましたJR四国に深く感謝を申し上げます。

今後も、今回の成功を踏まえ、定期運行コースに加えていただければと期待するところであり、さらに南予一円へと広がる観光振興につながるよう、宇和島市、鬼北町、松野町などとも連携し、JR四国に要望してまいりたいと思います。

また、西予市の知名度の向上、アフターコロナの旅行先としてのPRなどを目的に、トラベルウェブマガジン「旅色」とタイアップし作成しました西予市の旅を特集する旅色の特集号が、ウェブ媒体と動画で8月25日から公開されております。

若手人気女優の片山友希さんが、宇和米博物館や明浜狩浜の段々畑を巡り、市内の食や景観の魅力を紹介しております。

配信開始以来4,000人を超える皆様が視聴され

ているようで、これをきっかけに多くの方が本市を知り、関心を深め、実際に当地へお越しいただき、その魅力を体験し、ファンになっていただきたいと期待しているところでもあります。

市民の皆様にもぜひとも御視聴いただくとともに、市外・県外のお知り合いにも御紹介いただき、アフターコロナの旅行先に加えていただきたいと思います。

また、あわせまして、西予市産品にも興味、関心を持っていただき、購入につなげていただければ幸いと存じます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスの感染拡大が1日も早く終息し、かつての日常が戻ることを願うところでもあります。

さて、本定例会でございますが、4名の議員からの一般質問にお答えするとともに、人権擁護委員の推薦、条例制定及び改正、補正予算に加え、令和3年度各会計の決算認定、出資法人の経営状況報告など、合計35件の案件を上程し、御審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○小玉議長

次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、16番兵頭学君、17番森川一義君の両名を指名いたします。

(日程2)

○小玉議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から10月3日までの33日間といたしたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から10月3日までの33日間と決定いたしました。

(日程3)

○小玉議長

次に、日程第3、諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の御説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち1名の方が令和4年12月31日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討いたしました結果、宇和町の青野正氏を新任として推薦したいと存じます。

青野氏は、長年にわたり家業の衣料品店を営む傍ら、西予市社会教育委員を3期にわたり務められ、西予市商工会の理事を務めるなど、地域に貢献され地域住民の信頼も厚いものがあります。

青野氏は、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に強い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の御意見を聞くものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第9号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、諮問第 9 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第 9 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第 9 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程 4)

○小玉議長

次に、日程第 4、諮問第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定に基づき加藤美香君の退場を求めます。

〔加藤美香君退場〕

○小玉議長

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

諮問第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の御説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち 1 名が令和 4 年 7 月 1 日から欠員となっております。

その後任について検討いたしました結果、宇和町の加藤美香氏を新任として推薦したいと存じます。

加藤氏は、人権対策協議会の理事としても活動され、平成 28 年からは西予市議会議員として広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものが

あります。

加藤氏は、人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づき議会の御意見を聞くものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第 10 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、諮問第 10 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立多数であります。よって、諮問第 10 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

加藤美香君の入場を許可いたします。

〔加藤美香君入場〕

(日程 5)

○小玉議長

次に、日程第 5、議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」から議案第 99 号「令和 4 年度西予市農業集

落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

議案第89号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、テレビの難視聴解消とネット通信の高速化を目的として、平成20年度から平成22年度にかけて、総務省及び農林水産省の補助金を活用し、市内全域にCATVが利用できる環境を整備いたしております。

今回の城川サブセンター整備工事につきましては、設備の整備から10年以上が経過していることから、更新計画に基づき、現在利用しています城川支所2階電算室内の放送・通信機器類を整備更新するものでございます。

本工事につきましては、去る8月9日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、三徳電機株式会社 代表取締役木下裕介氏と工事請負金額1億7143万5000円で、8月10日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第90号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、鉄道及び駅前公共交通機関等の利用者に対する利便性の向上を図るため、西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

本駅舎は、本市の玄関口であるJR卯之町駅において、来訪者向けの観光、物産等の情報発信を行うとともに、鉄道利用者等の利用に供する待合スペースやトイレを備えた面積94.25平方メートルの施設でございます。

施設の供用開始の時期につきましては、令和4年11月初旬を予定いたしております。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

大森野村支所長。

〔大森野村支所長〕

○大森野村支所長

議案第91号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、昭和42年度に建設され、老朽化の激しい野村支所庁舎を野村公会堂跡地へ新築移転することに伴い、野村支所の位置を定める本条例の一部を改正するものでございます。

なお、建物は8月末で完成しており、今後、完成検査を行い、什器等の搬入、情報通信基盤システムの動作確認を経て、10月24日を供用開始日とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

〔兵頭選挙管理委員会書記長登壇〕

○兵頭選挙管理委員会書記長

議案第92号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、西予市議会議員及び西予市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を定めたものであります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、昨今の物価の変動等を踏まえた選挙公営に要する経費の単価改正が行われたことから、これに準じ、選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用のポスターの作成、並びに選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額について見直しを行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、育児休業の取得回数の制限や非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和することのほか、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の取得を可能とするなど、育児休業の取得を柔軟化するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、国の方針等について触れさせていただきます。

政府が 6 月 7 日に閣議決定しました経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）において、経済あつての財政の考えのもと、感染症及び直近の物価高の影響をはじめ、国内外の経済情勢等を常に注視しつつ、必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではなく、経済をしっかり立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組んでいくことが前年度に引き続き示されております。

当面の経済財政運営については、現状、民需に力強さを欠く状況にある中、海外への所得流出を伴う物価高騰に直面しているほか、ロシアによるウクライナ侵攻は、安全保障をめぐる環境を一変させており、こうした中であつて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のもと、適切な実行を図るものとし、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を具体化する令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度予算を着実に執行するとともに、令和 4 年度予備費等を活用したコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急

対策を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクへの対応、消費や投資をはじめ、民需中心の景気回復を着実に実現すべく、賃上げや価格転嫁など、成長と分配の好循環に向けた動きを確かにするものとされております。

また、令和 5 年度予算編成に向けては、民需中心の景気回復の着実な実現、骨太の方針 2021 及び 2022 に基づく経済・財政一体改革の着実な推進、コロナ対策のもとでふくれあがった地方創生臨時交付金等の各種支援措置については、社会活動の正常化とともに着実な見直しと正常化を図っていくこと、新しい資本主義の実現に向けた人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX への投資、DX への投資の分野への計画的で大胆な重点投資、予算執行における単年度主義の弊害是正、コロナ禍での類似予算の使い道や成果を見える化するとともに、効果的・効率的な支出を徹底することなどが取り組まれることとなっております。

また、地方財政計画における一般財源総額については、骨太の方針 2021 に基づき、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の総額が、令和 3 年度と実質的に同水準で推移する状況となっております。

このような状況下、今回の補正予算に関わる主な歳入予算については、令和 3 年度決算に伴う繰越金と普通交付税及び臨時財政対策債の算定結果に伴う補正を行っております。

まず、繰越金については、令和 3 年度の決算剰余金となりますが、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた金額から翌年度への繰越財源を差し引いた金額、実質収支額とも言われておりますが、今回の増額補正の主な理由として、令和 3 年度決算の歳出において、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興事業、臨時交付金を財源とした新型コロナウイルス感染症対策等の事業に取り組む一方で、集客イベント関連や県外移動を伴う事業を中心に感染拡大の影響等により実施できなかった事業が多数あり、補正予算にて減額調整を行ってまいりましたが、決算において多額の歳出予算の不用額が生じたことによるものであります。

不用額とは、歳出予算現計額から実際に支出した額と翌年度への繰越額を差し引いた残額となります。

不用額の原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連以外には、執行段階での事業費の精査と入札実績等によるもの、事務の改善や効率化の努力によるもの、不測の事態に備えるため等があります。不用額の多い事務事業につきましては、不用額の理由、予定した事業は実施できていたか等の調査を行いました。調査の結果、予定した事業は完了しており、市民の皆様への行政サービス提供の影響はなかったと検証しております。

しかし、例年、多額の不用額が生じておりますので、予算の執行管理を厳しく行い、本市の財政規模に応じた行政サービス・歳出水準となるよう努めてまいります。

次に、普通交付税及び臨時財政対策債の補正についてであります。

本市の本年度の普通交付税の算定結果についてであります。地方債の元利償還金に係る歳入増加を見込んだものの、地方財政計画における一般財源総額が令和3年度と同水準とされる中、同計画の地方税収が大きく伸びた結果を反映して、当初予算を下回る結果となりました。臨時財政対策債発行可能額においても、国が示す市町村の減額割合を超えた結果となり、減額補正を行うものであります。

本市における令和5年度以降の見込みについては、人口減少等の影響はあるものの、地方債の元利償還金に係る財政需要額が増加傾向にあることから、横ばいで推移することを見込んでおります。

今後においても、事務事業のスクラップアンドビルドの徹底や組織のスリム化等により、歳入に見合う事業量と財政規模の実現を目指し、持続可能な財政運営の確立に取り組んでいかなければなりません。

市民の皆様、並びに議員の皆様のご理解、御協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算でございますが、国・県補助事業において、内示等を受けての事業費の計上や令和5年度の地域づくり活動センター設置に向けた準備経費、突発的な修繕経費等を計上するとともに、令和3年度決算に伴う繰越金の調整を行うものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別に御説明を申し上げます。

総務費では、地域づくり活動センターの推進経費を計上し、民生費では、民間保育所がICT化等を行うためのシステム導入に要する経費に対する補助金を、農林水産業費では、新規就農者や畜産経営者への支援に要する経費を、商工費では、観光物産協会が展開する事業支援としての補助金を、土木費では、がけ崩れ防止工事に要する経費や避難路整備等を踏まえた都市防災事業計画策定に関する経費を、教育費では、宇和文化会館における舞台機構設備取替工事に要する経費を計上いたしております。

また、地方財政法に基づき、令和3年度決算による剰余金の一部を財政調整基金へ積立てをしております。

これらの経費の財源につきまして、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ10億9340万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を337億2898万8000円と定めるものであります。

さらに、継続費補正では、宇和文化会館における舞台機構設備取替工事に係る経費を増額変更し、債務負担行為では、サーバー統合構築業務委託による経費を設定、地方債補正では、緊急自然災害防止対策事業を追加し、臨時財政対策債等の限度額変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

15ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、地域づくり活動センター推進事業254万2000円でございますが、令和5年度から設置する予定の地域づくり活動センターの準備として、各センターに掲げる表

札用の看板を作成するため、看板製作等委託料を計上するものであります。

16 ページをお開き願います。

3 款民生費、2 項 1 目児童福祉総務費、保育所（園）管理事業 369 万 5000 円ではありますが、保育士の業務負担軽減を図るため、民間保育所が保育業務の I C T 化等を行うためのシステム導入に要する経費に対する補助金を計上するものであります。財源として国庫補助金を充てております。

18 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、農業後継者育成事業 740 万 1000 円ではありますが、就農後の定着と経営発展に資するため、新規就農者が実施します機械及び設備等を導入するための経費に対する補助金を計上しております。財源として県補助金を充てております。

6 款 1 項 4 目畜産業費、畜産新技術等導入支援事業 2023 万 4000 円ではありますが、畜産経営の収益力向上に資するため、畜産クラスター協議会が実施します新技術等の導入に必要な施設及び機械の整備等に係る経費に対する補助金を計上するものであります。財源として県補助金を充てております。

19 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 4 目観光費、観光物産協会等運営支援事業 204 万円ではありますが、観光拠点施設に E - B I K E を設置し、市内ジオ巡り等の活用による経済波及効果を目的として、西予市観光物産協会が実施します E - B I K E の導入事業に対する補助金を計上するものであります。

8 款土木費、1 項 2 目急傾斜崩壊防災対策事業費、がけ崩れ防災対策事業 500 万円ではありますが、市民の生命及び財産を保護するため、がけ崩れ防止工事を実施するための工事請負費を計上するものであります。財源として県補助金、地方債及び寄附金を充てております。

20 ページをお開き願います。

8 款土木費、5 項 1 目都市計画総務費、都市計画策定管理事業 232 万 1000 円ではありますが、避難路整備等を踏まえた都市防災事業計画（第 2 期）を策定するに当たりまして、新たに避難困難者ゼロプログラムに関する内容を盛り込むことが義務づけられたため、策定に必要な委託料を計上するものであります。

21 ページをお開きください。

10 款教育費、6 項 3 目文化施設運営管理費、宇和文化会館管理運営事業 1728 万円ではありますが、舞台機構設備取替工事における各電動装置及び滑車等の部品につきまして、原材料価格及び石油価格等の高騰に起因します調達コストの増加のため工事請負費を増額計上するものであります。財源として地方債を充てております。

22 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、財政調整基金事業 7 億 8446 万 1000 円ではありますが、地方財政法第 7 条に基づきまして、令和 3 年度決算による剰余金のうち 2 分の 1 以上を積み立てるものであります。また、前年度繰越金の増額に伴います歳入超過分を財源として、減債基金及び公共施設整備基金事業に 1 億円ずつ積立金を計上しております。

次に、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は 11 ページにお戻りください。

10 款地方交付税、1 項 1 目 1 節普通交付税であります。総務省におきまして、7 月 26 日に本年度の普通交付税の交付額を決定し、同日閣議報告されました。全国の交付状況を見ますと、市町村分におきましては、対前年度比 5.2%の減、愛媛県内の市町分では、対前年度比 4.5%の減であった中、本市におきましては、算定に用います収入額における市税、譲与税及び各種交付金の増加、需要額においては、高齢者人口の減少等の影響によりまして、対前年度比 1.4%、1 億 6235 万 2000 円減額の 111 億 7826 万 2000 円の算定結果でありました。当初予算は 114 億円でありましたので、その差額 2 億 2173 万 8000 円を減額補正するものであります。

14 款国庫支出金、1 項 1 目 3 節生活保護費国庫負担金であります。令和 3 年度生活保護関連各種事業の実績に伴いまして、精算金となります扶助費等国庫負担金 2712 万 8000 円を計上するものであります。

12 ページをお開き願います。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金であります。令和 3 年度決算に伴います繰越金の調整としまして、育英会奨学資金貸付特別会計では 511 万 1000 円を、国民健康保険特別会計では 3141 万

3000 円を一般会計へ繰り出し、同額を一般会計において繰り入れるものであります。

13 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項 4 目 3 節民生費雑入 2412 万 1000 円であります。後期高齢者医療広域連合へ負担しました令和 3 年度療養給付費負担金の確定によりまして返還金として受入れするものであります。

21 款市債、1 項 8 目 1 節臨時財政対策債であります。本年度の発行可能額 1 億 5507 万 2000 円と当初予算との差額 4692 万 8000 円を減額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第 95 号「令和 4 年度西予市育英会奨学金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和 3 年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ 511 万 1000 円増額し、歳入歳出予算の総額を 2170 万 3000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 96 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 6282 万 6000 円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を 50 億 7170 万

円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、野村病院から土居診療所への看護師派遣に伴い、委託料を増額するとともに、会計年度任用職員給与費のうち、不用となった非常勤職員報酬と社会保険料を減額するものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 51 万 3000 円を増額し、診療施設勘定の歳入歳出予算総額を 1 億 5225 万 1000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 97 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 2281 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 億 8339 万 1000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 98 号「令和 4 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定による介護給付費準備基金積立て、会計年度任用職員の任期延長に伴う会計年度任用職員給与費及びそれに伴う一般会計繰入金を増額、並びに前年度国県負担金等の超過交付額の返還を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 7198 万 4000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 65 億 1181 万 5000 円と定めるものであります。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 99 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源調整により歳入予算の組替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更ありません。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 02 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 15 分）

（日程 6）

○小玉議長

次に、日程第 6、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 11 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬会計管理者。

〔三瀬会計管理者登壇〕

○三瀬会計管理者

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく令和 3 年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は 1 ページをお開きください。

令和 3 年度は、夢と希望を叶える 6 つの変革（挑戦）と題して、1. 「豪雨からの復旧・復興、『人の命をまもる』せいよ強靱化への取り組み・・・防災、減災」、2. 「仕事づくり・・・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興」、3. 「人づくり・・・西予市に誇りと住みたい人を育む」、4. 「まちづくり・・・地域の宝を生かし人を呼び込む」、5. 「生活あんしんのまち・・・医療、福祉」、6. 「市役所改革・・・西予市の更なる発展のために」の 6 つの分野で、西予市復興まちづくり計画及び第 2 次西予市総合計画に基づく事業を展開いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策を国と歩調を合わせて実施いたしました。

それでは、令和 3 年度の一般会計決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状況について御説明し、主要な施策の成果につきましても、その概要を御報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支について御説明いたします。

資料は 10 ページをお開きください。

令和 3 年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は 342 億 7366 万 3000 円、歳出決算額は 324 億 2337 万 3000 円、歳入歳出差引額は 18 億 5029 万円となり、翌年度への繰越財源 3 億 1339 万 3000 円を除くと、実質収支は 15 億 3689 万 7000 円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入では 7.5%の減、歳出では 9.0%の減となっております。

次に、歳入決算の概要について御説明いたします。

令和 3 年度の決算額は、前年度と比較し 27 億 9037 万 5000 円減少しております。

減額の主な要因は、特別定額給付金給付事業費 国庫補助金、社会福祉施設災害復旧費 県補助金の減などです。

一般財源を見ますと、市税は 32 億 1869 万 3000 円で、固定資産税、市町村たばこ税が増となったことにより、前年度と比較して 2033 万 3000 円の増となっております。

普通交付税は 113 億 4061 万 4000 円で、前年度と比較して 6 億 3256 万 6000 円の増、特別交付税は 16 億 3732 万 3000 円となり 1 億 7013 万 2000 円の増となりました。

本市は、歳入の多くを地方交付税、国・県支出金、市債等に依存しており、特に、地方交付税の動向が財政運営に大きく影響することになります。豪雨災害からの復旧・復興事業に加え、長引く新型コロナウイルス感染症対策、不安定な世界情勢による原油価格等の高騰への対応が求められる中、柔軟な財政出動を行うためには、一定規模の基金残高の確保が重要となります。

次に、地方交付税の状況について御説明いたします。

資料は 12 ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで 17.6%増、全国市町村分で 17.0%増、愛媛県内市町分で 13.1%増という状

況の中で、本市では、地域デジタル社会推進費の創設、公債費に係る算入額の増加、国の補正予算に伴う再算定に係る追加交付等により、5.9%増の113億4061万4000円となりました。

特別交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで7.9%増、全国市町村分では10.0%増となりましたが、愛媛県内市町分では7.5%増、本市においては11.6%増の16億3732万3000円が交付されました。

臨時財政対策債につきましては、前年度と比較して、全国総額の発行可能額で74.5%増、本市においては26.7%増の5億7779万円、これを含めた交付税総額は、前年度と比較して9億2451万6000円の増となりました。

次に、財政力指数の状況について御説明いたします。

資料は13ページをお開きください。

本市の令和3年度の財政力指数は0.24であり、県市町平均0.40と比較すると本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

今後の見通しにつきましては、市税等の大きな伸びが見込めない中、この指数は横ばいで推移することが予想されます。

次に、市債の状況について御説明いたします。

資料は15ページをお開きください。

市債の発行につきましては、令和3年度の決算額は38億7759万円で、四国西予ジオミュージアム等の大型建設事業に係る借入額の増加により、前年度と比較し5.6%の増、地方債残高は、前年度と比較し2億9029万2000円減の396億2595万4000円となりました。

次に、歳出決算の概要について御説明いたします。

資料は16ページをお開きください。

令和3年度の決算額は324億2337万3000円で、前年度と比較し9.0%の減となっています。

減額の主な要因は、総務費で特別定額給付金給付事業の減、土木費で災害公営住宅整備事業の減、消防費で防災行政無線デジタル整備事業の減、教育費でせいよ東学校給食センター建設事業の減などでございます。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は139億5700万7000円、前年度と比較し、住民税非課税世帯及び子育て世

帯に対する臨時特別給付金給付事業等の扶助費の増加及び公債費の増加により8.8%の増となっております。また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合計した投資的経費は60億3226万8000円となり、前年度と比較し11.0%の減となっております。普通建設事業費の主なものとしては、ジオパーク拠点施設整備事業、CATV整備事業、野村支所庁舎建設事業、及び災害復旧事業費においては、道路橋梁河川等の復旧事業となっております。

目的別決算額では、増額科目においては、主に民生費が82億1955万6000円となり、住民税非課税世帯及び子育て世帯に対する臨時特別給付金給付事業等の増により10.8%の増、衛生費が26億6809万4000円となり、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の増により19.5%の増となっております。

減額科目においては、主に総務費が44億2884万9000円となり、特別定額給付金給付事業等の減により35.2%の減、土木費が21億3416万9000円となり、災害公営住宅整備事業等の減により19.5%の減、教育費が24億992万2000円となり、せいよ東学校給食センター建設事業等の減により25.4%の減などとなっております。

資料は34ページをお開きください。

令和3年度においても、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興事業に引き続き取り組みました。令和3年度の復旧・復興予算は、当初予算及び補正予算により7億6833万1000円を計上し、令和2年度からの繰越予算を含めると合計27億3904万9000円となっています。

復旧・復興予算の主なものは、総務費において、復興まちづくりシンポジウム事業603万1000円、民生費において、被災者見守り・相談支援事業857万4000円、衛生費において、被災建物等解体・撤去支援事業1038万3000円、商工費において、店舗リニューアル補助金事業2620万円、土木費において、野村地区都市再生整備計画事業2億8547万円、小規模住宅地区等改良事業9929万9000円、災害復旧費において21億3649万5000円などとなっております。

令和3年度の歳出決算額は11億842万4000円ですが、橋梁新設・撤去事業6845万円、野村地

区都市再生整備計画事業 2 億 4316 万 4000 円等を翌年度に繰越ししております。なお、繰越事業の財源といたしましては、国庫補助金、市債等を充てております。

資料は 92 ページをお開きください。

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症への対応として、数次の補正予算を編成し 25 億 277 万 4000 円を計上いたしました。

感染症対策予算の主なものは、総務費において、新生活様式対応行政サービス構築事業 1 億 5139 万 5000 円、民生費において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 8 億 914 万 8000 円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 4 億 7216 万 9000 円、商工費において、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業 5 億 6329 万 5000 円などとなっております。

令和 3 年度の歳出決算額は 20 億 8564 万 4000 円となり、1 億 6396 万 7000 円を翌年度に繰越ししております。なお、繰越事業の財源といたしましては国庫補助金を充てております。

次に、実質公債費比率の状況について御説明いたします。

資料は 19 ページをお開きください。

令和 3 年度の実質公債費比率は 11.4%で、前年度と比較して 0.9%上昇しております。元利償還金が大幅な増となったことが、比率上昇の主な要因であります。

次に、健全化判断比率の状況について御説明いたします。

資料は 20 ページから 21 ページとなりますが、21 ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当ありません。実質公債費比率は、先ほど申し上げましたとおり、前年度と比較して 0.9%上昇の 11.4%、将来負担比率は、前年度と比較して 8.8%減少の 64.1%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、市税、普通交付税等の大きな伸びが見込めない中、今後、実質公債費比率については、元利償還金の増加等により上昇し、将来負担比率についても、一般会計の地方債残高及び特別会計に対する繰出見込額の高止まり、充当可能

基金の減少等により上昇することが見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。特に、多額の市債発行が続きますと、地方債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。財政上、可能な限り有利な市債を活用し、後年度の財政運営にできるだけ影響が出ないように計画的な市債発行を行っているところであります。

次に、主要な施策の成果についてその概要を御報告いたします。

資料 2 ページを御覧ください。

政策別の施策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業はあったものの、「しごとづくり」では、事業所の経営支援、企業誘致と創業支援等の商工業振興事業、持続的な農業経営への基盤づくり、森林環境の基盤整備、漁港整備及び維持管理等の農林水産業振興事業、ジオパークの普及推進等の観光振興事業を実施いたしました。

「ひとづくり」では、子育て支援の推進、学校教育の充実、健康づくりの推進、継続的な医療体制づくりの推進、火災・救急体制の整備、高齢者福祉の推進、セーフティネットの確保と地域福祉の推進、生涯学習及び人権教育の推進、スポーツ及び文化振興事業を実施いたしました。

「まちづくり」では、市街地整備等の持続的な市域へのデザイン、市民協働の推進、防災・減災対策及び交通安全・防犯対策の推進、道路・橋梁の整備及び維持管理、汚水処理の推進、自然環境・生活環境の保全、地域情報化と情報発信力の向上を図るための事業を実施いたしました。

「行財政」では、移住・定住の促進、公共施設マネジメントの推進、オフィス改革による効率的な仕事の推進など、持続的な行政経営の取組を実施いたしました。

なお、主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の 42 ページから 91 ページに記載しておりますのでお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみを御説明申し上げましたが、詳細につきましては、委員会におきまして各担当部課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、令和 3 年度西予市特別会計の

決算について御説明申し上げます。

資料は8ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は125億4195万3000円、歳出決算額は122億7310万3000円、歳入歳出差引額は2億6885万円、実質収支も同額でございます。

それでは、会計別に御説明を申し上げます。

まず、認定第2号「令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は95ページになります。

令和3年度決算額は、歳入総額が4627万6000円で、前年度と比較いたしまして295万円の増、歳出総額は3467万4000円で、前年度との比較では1793万3000円の増となり、形式収支、実質収支ともに1160万2000円となっております。

なお、令和3年度貸付人数は22人で、貸付総額は849万円、償還人数は延べ836人で、償還総額1969万800円であります。

続きまして、認定第3号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

資料は96ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が50億4533万円、歳出総額は49億8250万4000円となり、形式収支、実質収支ともに6282万6000円の黒字となっております。この繰越額につきましては、その一部を財政調整基金積立金に充てることとしております。

当会計におきましては、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴い、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。

将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について御説明いたします。

資料は101ページからになりますが、102ページをお開きください。

市内3診療所の歳入総額は1億3417万5000円、歳出総額も同額となっております。

診療所勘定におきましては、一般会計から4025万9000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医療材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第4号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は105ページをお開きください。

歳入総額は6億8772万4000円で、前年度と比較いたしまして2108万8000円の増、歳出総額が6億6490万8000円で、前年度と比較して1684万3000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに2281万6000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が4億1489万1000円、繰入金2億4298万2000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1122万7000円が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が6億2858万8000円となり、歳出全体の94.6%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第5号「令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は108ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が63億304万9000円で、前年度と比較しまして1億7207万4000円の増、歳出総額は61億3198万円で、前年度と比較しまして5798万7000円の増となり、形式収支1億7106万9000円の黒字額を計上しております。

今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者、または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第6号「令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は115ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億2539万9000円で、前年度と比較いたしまして2020万8000円、5.85%の減、歳出総額が3億2486万2000円で、前年度と比較いたしまして2022万8000円、5.86%の減となっております、実質収支が53万7000円となっております。

本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在10処理場が稼働しており、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

以上、令和3年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

認定第7号「令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、令和3年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、給水収益を含む営業収益につきましては、給水人口及び給水戸数の減少等により、前年度比0.1%の減となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から549人減少し2万8844人、年間総有収水量は前年度比0.4%減の327万1353立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億2159万2145円に対しまして、水道事業費用は6億7854万5377円となり、前年度と比較しまして、収益は1.7%の増、費用についても0.4%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、

営業収益5億7015万243円に対しまして、営業費用が6億2629万7490円となり、差引き5614万7247円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金など8136万8523円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など2512万783円を支出しております。

以上によりまして、経常利益10万493円、当年度純利益62万2200円となり、当年度未処分利益剰余金が9620万3293円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は4億9690万5876円であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額1億5384万4783円となっております。その内訳は、負担金187万9537円、企業債5000万円、補助金7678万9246円、出資金2517万6000円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額4億1497万9197円で、建設改良費として3億707万5637円、企業債償還金として1億790万3560円を支出しております。

建設改良の主な工事は、三瓶給水区域の津布理浄水場整備事業、宇和給水区域の永長第1水源における井戸築造事業等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億6113万4414円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第8号「令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の56ページをお開きください。

まず、令和3年度の西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事項といたしまして、給水収益を含む営業収益につきましては、給水人口及び給水戸数の減少等により、前年度比1.4%の減となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から163人減少し4,622人、年間総有収水量は前年度比0.6%増の54万8253立方メートルとな

りました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

42 ページをお開きください。

簡易水道事業収益 1 億 3598 万 758 円に対しまして、簡易水道事業費用は 1 億 3427 万 5209 円となり、前年度と比較いたしまして、収益 3.7%の増、費用につきましては 3.2%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

46 ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 5409 万 5678 円に対しまして、営業費用が 1 億 2686 万 5668 円となり、差引き 7276 万 9990 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、市からの補助金など 7606 万 2303 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 131 万 823 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 198 万 1490 円、当年度純利益 204 万 803 円となったことにより、当年度未処理欠損金は 519 万 4748 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

44 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 923 万 448 円となっております。その内訳は、負担金 18 万 1500 円、補助金 904 万 8948 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 1500 万 4501 円で、建設改良費として 102 万 3000 円、企業債償還金として 1398 万 1501 円を支出しております。

なお、建設改良工事については、中筋簡易水道におけます頭王浄水場内整備工事及び予子林簡易水道における導水管布設替工事であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 577 万 4053 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第 9 号「令和 3 年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」御説明申

し上げます。

公営企業会計決算書の 90 ページをお開きください。

令和 3 年度西予市公共下水道事業の概要を報告いたします。

当事業は、野村処理区と宇和处理区の計 2 処理区で下水道事業を実施しており、宇和处理区における管路整備工事を行っております。

業務量につきましては、接続人口が前年度から 236 人増加し 6,013 人、年間総有収水量は、前年度比 2.1%増の 80 万 9893 立方メートル、水洗化率は、前年度より 2.6 ポイント増の 58.5%となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

76 ページをお開きください。

下水道事業収益 4 億 7060 万 8968 円に対しまして、下水道事業費用は 4 億 5081 万 8967 円となり、前年度と比較しまして、収益は 7.2%の減、費用についても 3.1%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

80 ページをお開きください。

損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 1 億 561 万 376 円に対しまして、営業費用が 4 億 365 万 4168 円となり、差引き 2 億 9804 万 3792 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金など 3 億 4613 万 6325 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 3776 万 2294 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 1033 万 239 円となり、特別利益と特別損失を合わせまして、当年度純利益 1061 万 1765 円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 4946 万 1577 円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

78 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 2 億 9315 万 8570 円となっております。その内訳は、企業債 7770 万円、出資金 1 億 2973 万 5311 円、補助金 7549 万 3259 円、分担金及び負担金 1023 万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出

総額 3 億 9050 万 6904 円で、建設改良費として 1 億 8793 万 4813 円、企業債償還金として 2 億 257 万 2091 円を支出しております。

建設改良費については、宇和处理区の管路整備に係る費用であります。主な整備地区は伊賀上地区であります。

また、翌年度繰越額に係る財源充当額を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 1 億 2055 万 4334 円につきましては、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御認定いただきませうようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤井医療介護部長。

〔藤井医療介護部長登壇〕

○藤井医療介護部長

認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 124 ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

また、当年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた経営となっております。

そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科、泌尿器科及び整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、また、野村病院におきましても、内科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、両病院とも年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の二次救急体制の維持に努めてきたところでございます。

今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関連機関と連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、125 ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数 2 万 8193 人、外来延患者数 4 万 5603 人、野村病院では、年間

入院延患者数 2 万 3147 人、外来延患者数 4 万 857 人となっております。

次に、112 ページの収益的収入及び支出について御説明いたします。

病院事業収益 41 億 1913 万 9889 円に対しまして、病院事業費用は 42 億 5686 万 4880 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

その詳細につきましては、116 ページの損益計算書で御説明いたします。

医業外収益 30 億 2596 万 4212 円に対し、医業費用は 40 億 356 万 6346 円で、差引き 9 億 7760 万 2134 円の営業損失となりました。

その主な要因といたしましては、患者数の減少に伴う診療収益の減、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費、医療スタッフの確保に伴う給与費の増などがございます。

次に、医業外収益は 10 億 5669 万 6013 円で、うち 6 億 4474 万 7518 円が一般会計からの負担金及び補助金、9080 万 9920 円が国・県からの補助金でございます。

医業外費用は 2 億 3862 万 3321 円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失 1 億 5952 万 9442 円、当年度純損失 1 億 4035 万 3063 円となり、当年度未処理欠損金は 6 億 9736 万 6088 円となっております。

続いて、114 ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の総額は 3 億 2111 万 8 円で、内訳は、一般会計出資金 340 万円、一般会計負担金 2 億 3420 万 8008 円、企業債 6950 万円、補助金 1400 万 2000 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は 4 億 6282 万 1083 円で、これは医療機器の更新などの建設改良費 9379 万 6890 円、企業債償還金 3 億 6662 万 4193 円、奨学資金制度に係る投資 240 万円となっております。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4171 万 1075 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

151 ページから、西予市民病院及び野村病院の

決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

今後とも、関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努めるとともに、引き続き安全・安心な医療を提供してまいります。

続きまして、認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 198 ページをお開きください。

令和 3 年度は、利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れました。具体的には、令和 3 年 12 月から施設基準を在宅強化型から超強化型に変更し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているところでございます。また、サービスの高度化による介護報酬区分を算定することで経営の安定化を目指し、年間入所延利用者数は、対前年度より 319 人増となりました。利用者には選ばれる施設となれるよう職員が一丸となって努力をしているところでございます。

業務量でございますが、年間施設入所者延利用者数は 3 万 1139 人、短期入所延利用者数は 1,876 人、入所・短期を合わせた入所延利用者数は 3 万 3015 人、1 日平均利用者数は 90.5 人、年間通所延利用者数は 6,696 人、1 日平均利用者は 22.4 人となりました。

次に、184 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について決算報告書で御説明いたします。

施設事業収益 5 億 8923 万 7394 円に対しまして、施設事業費用は 5 億 6848 万 5010 円となっております。これらは消費税込みの金額であります。

このことを 188 ページの損益計算書で御説明いたしますと、施設運営事業収益は 5 億 2017 万 120 円に対しまして、施設運営事業費用は 5 億 5222 万 4025 円となり、差引き 3205 万 3905 円の営業損失となりました。

令和 3 年度は営業損失を計上することとなりましたが、施設基準の変更と利用者増に伴い、施設運営事業収益は、前年度比 2489 万 2882 円の増収となりました。費用においては、超強化型への移行のため、介護職員の増員に伴い給与費が増額となりました。また、新型コロナウイルス感染防止に必要となる経費も昨年に引き続き増加しており

ます。

次に、施設運営事業外収益は、市からの補助金などにより 4260 万 1084 円となっております。施設運営事業外費用は企業債の支払利息などで 1595 万 1065 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は 540 万 3886 円、特別利益と特別損失を合わせますと、当年度純利益は 2075 万 2384 円となり、当年度未処理欠損金は 1623 万 8896 円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたしますので、決算書の 186 ページをお開きください。

資本的収入につきましては 7073 万 2074 円となっております。市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては 7138 万 3274 円となっております。建設改良費及び企業債償還金を支出しております。

事業の概要につきましては 193 ページの貸借対照表及び 197 ページからの事業報告書等を御参照願います。

今後とも、関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努め、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活を支援してまいります。

以上、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 0 時 16 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 30 分）

ただいま議題となっております認定第 1 号から認定第 11 号までの監査報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

正司代表監査委員。

〔正司代表監査委員登壇〕

○正司代表監査委員

決算審査意見について御報告を申し上げます。

市長から地方自治法の規定に基づき審査に付されました令和 3 年度西予市一般会計・特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました西予市公営

企業会計の決算について、慎重に審査を行い、去る8月16日に決算審査意見書を市長へ提出したところでございます。

以下、その内容について御報告させていただきます。

お手元の令和3年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象は、令和3年度一般会計及び令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計ほか4特別会計の歳入歳出決算です。

第2 審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和4年6月30日から8月8日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。

計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。

2ページの(1)決算規模のア 総計決算額を御覧ください。

アの総計決算額は、歳入が468億1562万円、歳出が446億9648万円であります。

ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べて、歳入が27億8539万円、歳出が32億9501万円それぞれ減少しております。

続いて、3ページの(2)決算収支状況を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支が21億1914万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が18億575万円あります。

一般会計と特別会計に分けてみますと、まず、一般会計の形式収支は18億5029万円で、実質収支は15億3690万円、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は5億3537万円の黒字となっています。

次に、特別会計では、形式収支・実質収支ともに2億6885万円で、単年度収支は9723万円の黒字となっています。

なお、各会計決算収支の状況につきましては、6ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、49ページをお開きください。

まとめの中ほど、16行目以降を御覧ください。

財政指数の結果では、公債費負担比率が18.6%に上昇し、経常収支比率はやや改善したものの92.5%と財政の硬直化が見られ、財政力指数においても0.24と低く、依然として厳しい財政状況が続いています。

このことを踏まえ、今後の行政運営等御配慮いただきたいことにつきまして4点を挙げさせていただいております。

まず1点目は、財政運営であります。

これまでの行財政改革の推進とその努力は理解できますが、基金、特に財政調整基金は年々減少して、財政面で厳しい状況がうかがえることなどから、本市の将来を見据え、持続可能な財政基盤の確立と健全運営により一層力を注いでいただきたいと考えます。

2点目は、不納欠損額と収入未済額であります。

一般会計の不納欠損額は673万円、収入未済額は1億8953万円、また、特別会計の不納欠損額は871万円、収入未済額は6286万円で、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額と収入未済額の合計額は2億6782万円に及んでおります。

これらに対し、実効性のある方策が求められるところですが、徴収の強化や債権処理など、債権管理に向けた新たな取組に期待するものであります。

3点目は、不用額であります。

一般会計では約18億円の不用額が生じております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありますが、特に、土木費と災害復旧費の予算現額に対する執行率が極めて低く、多額の不用額が生じていることから、予算管理に当たっては、最善の注意を払っていただくようお願いいたします。

4点目は、新型コロナウイルス関係であります。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、市民生活や地域経済へさらなる影響が憂慮されてきております。

引き続き、市民生活への配慮と資金に乏しい個人事業主や中小企業などへの切れ目のない支援と柔軟な対応を望むものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、50 ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので報告させていただきます。

続きまして、令和3年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象は、令和3年度水道事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の各事業会計の決算であります。

第2 審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました各事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、これらの計数・経営成績・財政状態が適正な表示であるか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和4年6月21日から令和4年8月8日までの間実施いたしました。

第3 審査の結果であります。

いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、総合意見について説明させていただきます。

6 ページ（2）総合意見を御覧ください。

経営の状況ですが、公営企業会計全体の純損失は、前年度の2601万円から1億633万円に増加しております。純損失の増加要因は、主に病院事業会計の委託料、減価償却費等の費用の増加によるものであります。

5 行目以降を御覧ください。

各事業会計の経営分析結果ですが、財務比率の流動・当座・現金預金の各比率はおおむね良好に推移していますが、損益その他の比率の事業収支比率は各事業会計ともに100%未満で事業損失が生じています。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を

果たすことを目的としており、経営の安定と市民生活に対するサービスの維持が求められておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることに加え、物価の上昇もあり、今後の経営への影響が懸念されているところであります。経営成績や財政状況を常に把握するとともに、経営戦略や改革プランを策定している事業会計においては、その計画を活用するなど中長期的な視点に立った持続可能な経営を望むものであります。

当面、各事業会計において留意して取り組んでいただきたいことを上げさせていただきました。

まず、水道事業です。

水道事業の経営は、法定耐用年数を経過した水道管の割合が高く、更新が進んでいないのが現状であり、経営戦略に基づき水道管の更新を計画的に進めていただきたいと考えます。また、安心・安全な水道水の供給と水道管更新などに必要な財源の確保を念頭に、適切な料金設定にも取り組まれるよう望むものであります。

次に、簡易水道事業です。

簡易水道事業の経営は、少子高齢化や過疎化によって給水人口が減少し、経営が困難になることが予測されるところであります。これから先の経営の在り方や料金設定の在り方について危機意識を持って対応し、事業の方向性を導き出させていただくよう望むものであります。

次に、公共下水道事業です。

公共下水道事業の経営は、一般会計からの繰入金があって成り立っている状況にあります。当面、経営戦略に基づいて経営基盤を強化し、接続推進による水洗化率の向上と料金収入の向上に積極的に取り組むとともに、汚水処理費の削減に努め、経費回収率の向上を図っていただくよう望むものであります。

続いて、病院事業です。

病院事業の経営は、新型コロナウイルス感染症や人口減少の影響などで医業収支は厳しい状況が続いているところでありますが、令和4年度から実施の病棟再編や病床削減が健全な経営につながるよう努めるとともに、公立病院として安定した運営に取り組まれるよう望むものであります。

最後に、野村介護老人保健施設事業です。

野村介護老人保健施設事業経営は、超強化型の施設基準取得や利用者数の増加などに努めた結果、

収益は向上しているところでありますので、引き続き利用者数の維持・向上に努め、経営の安定化を図っていただくよう望むものであります。

なお、各事業会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき説明は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○小玉議長

以上で監査報告は終わりました。

(日程7)

○小玉議長

次に、日程第7、報告第8号「令和3年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第18号「西予CATV株式会社経営状況について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

○酒井副市長

報告第8号「令和3年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度において、CATV整備事業における西予CATVセンター整備工事及び監理委託、ジオパーク拠点施設整備事業における実施設計監理委託、展示及び本体工事、宇和地区防災行政無線デジタル整備事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えて御報告を申し上げます。

続きまして、報告第9号「令和3年度健全化判断比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告をするものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どういう状態であるかを見るためのものでございます。

その比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、また、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。いずれの比率につきましても早期健全化の基準額を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることを御報告いたします。

続きまして、報告第10号「令和3年度資金不足比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

水道事業会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計及び農業集落排水事業特別会計につきまして、令和3年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることを御報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第13号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第14号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第15号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第17号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第18号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人などについては、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に8法

人の令和3年度経営状況について報告するものがあります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

令和3年度西予市土地開発公社の実績につきましては、完成土地売却として、さくら団地4区画を販売し2566万9900円の収入がありました。

令和4年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地残り27区画、城川町高野子団地残り6区画、三瓶町いぶき団地残り10区画、宇和町みどり団地残り12区画、合計55区画の販売促進を行うことといたしております。

次に、令和3年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業収益2566万9900円、事業外収益3万9500円、繰越金3286万9019円、事業借入金4500万円の合計1億357万8419円でございます。歳出の分は、販売費及び一般管理費455万6977円、事業外費用14万3973円、事業借入金償還7000万円の合計7470万950円でございます。

差引き繰越金といたしましては2887万7469円でございます。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通しいただけたらと思います。

以上で、西予市土地開発公社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

報告第12号「株式会社エフシーの経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成等を主な目的に、林産物の生産、加工、販売及び農林業基盤整備に係る伐出・除伐・作業道開設と木質ペ

レット製造施設の指定管理者として、素材生産・森林整備事業に取り組んでおります。

令和3年度は、ベテラン作業員が2名退職したため、素材生産量6,739立方メートルと、前年度比約69%に減少いたしました。あわせて、森林整備面積においても前年度の118ヘクタールを下回り85ヘクタールとなりました。

木質ペレット等木材加工品生産量につきましては、ペレット298トン、前年度から24トン増、おが粉423立方メートルと前年度から1立方メートルの増となりました。

これらを合わせた売上げ総額は約1億1100万円と昨年に比べ約800万円の減額となり、あわせて、当期純利益が約100万円となり、約900万円の減額となりました。雇用者数は現在18名で、事業目的に林業者の人材育成が位置づけられていることから、令和4年度についても、引き続き人材の雇用と育成、機械化による効率化及び林家向上等を目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組みます。

また、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて、将来につながる経営の安定化と担い手の育成に引き続き努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第13号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は、市内農林業の活性化のため、地元産品を使用した特産品の開発・生産・加工・販売を主な業務としており、指定管理者として、特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成等促進施設の運営を行っております。令和3年度売上高は約5億700万円となり、昨年度に比べ約3600万円の増となりましたが、当期純利益は約550万円と昨年度から微増にとどまりました。

主な要因は、和栗ブームの流れを受け、栗製品の売上げを大きく伸ばすことができたものの、原料栗の不足と高値基調が原因となり大きく利益率を上げる結果とはなりませんでした。

令和4年度につきましては、今年度実施して好感触を得ることができました冷凍保存栗の活用、経済状況、消費者ニーズの把握、ネット販売の強

化や小口取引先の開拓等城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、引き続き、お客様の視点に立った商品サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 14 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は西予市指定管理者として、観光物産事業の振興による市内事業者の所得の向上、地元雇用の創出による若者の定住、高齢者の生きがいづくり及び都市と農村の交流を目的に、どんぶり館のふれあい市場、レストラン、駅前店あおぞらなどの事業に取り組んでおります。

令和 3 年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来館者は約 47 万人にとどまったものの、売上高は昨年に比べて約 960 万円増の約 1 億 7300 万円となりました。当期純利益については、駅前店あおぞらオープンに係る費用を計上したことにより、約 180 万円の損失を出す結果となりましたが、損失はオープンに係る一時的な支出によるものであるため、経営の安全性に問題はないと考えております。

令和 4 年度は、どんぶり館 2 号店としてオープンしたあおぞらと団体専用レストラン、ジオ・キッチンをたくさんの方が御利用いただけるよう PR していくとともに、新型コロナウイルスの影響に注視しながら、地元製品の販売促進に力を入れてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 15 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は西予市指定管理者として、明浜ふるさと創生館、明浜観光交流拠点施設、あけはまオートキャンプ場の 3 施設で、明浜地区の基幹産業である柑橘等の農林水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、漁村と都市間の観光交流の推進、雇用確保を含めた地域振興を担う経営管理を行っております。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、施設利用者数が約 5 万人と前年と比べ約 4,000 人増加いたしました。あわ

せて、売上高は前年比 109%の約 1 億 5500 万円となり、当期純利益は約 600 万円を確保することができました。

今後につきましても、経営再建を最重点としながら、人材の確保、育成に取り組んでまいります。

また、西予市を代表する観光施設として、新型コロナウイルス対策に取り組むとともに、感染状況に注意しながらさらに経営改革を進めてまいります。

なお、詳細につきましてはお配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 16 号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」補足説明を申し上げます。

同社は、農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として、野村青汁工場の管理経営を行っております。

令和 3 年度の売上高は約 7 億 6800 万円と前年比 79%にとどまり、当期純利益についても前年比約 90%の約 3200 万円となりました。

今年度の売上げが前年度よりも大きく減少した要因としましては、夏場のケール生産において、黒すす病による生産量の落ち込みをはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大、原油価格の高騰、円安などの経営環境の悪化が続いていることが原因であります。

期末における正職員数は 15 名で、平均年齢が 50 歳と高齢化が進んでいるため、若手人材の雇用・育成が急務となっており、今後も積極的に求人募集を行い、人材確保に努める予定でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

報告第 17 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年 4 月から引き続き指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

会館運営におきましては、令和 3 年度も前年度

に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自主事業や貸館事業等に大きな影響を受けました。

芸術文化事業につきまして、自主事業では、計画しておりました4事業のうち1事業を実施、共催事業につきましては、計画しておりました3事業のうち1事業の実施となりました。なお、三瓶文化会館における自主事業は実施することができませんでした。

続きまして、令和3年度の貸館事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間利用者数550件、利用人数1万3249人であり、前年度と比較しますと、件数で95.8%、利用者数で90.7%となっております。

次に、収支の状況について御報告させていただきます。

事業活動収入につきましては、合計4685万1391円、事業活動支出につきましては、合計4354万7651円でした。収入合計から支出合計を差引き、さらに投資活動の収支差額のマイナス140万4149円を合わせた当期収支差額は189万9591円となっております。前期繰越収支差額が249万5398円でしたので、次期繰越収支差額は439万4989円となっております。

平成3年12月に開館をいたしました宇和文化会館は、建設から30年が経過しました。

本年度から文化会館長寿命化計画に基づき、舞台吊物機構、照明・音響設備等の改修に順次取り組んでいくこととしております。

来館者及び定期利用者の方々には、感染症拡大防止対策を徹底し、安心して利用できる環境整備に努めながら、今後も市民のニーズに沿った取組を行い、さらに利便性を高めることにより、経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、宇和文化会館の経営状況についての説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

報告第18号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、行政情報番組、ジモトーク等自主放送番組の制作・放送、エリアの天気予報や定点カメラ映像、緊急情報の発信等を行っております。

令和3年度におきましては、昨年度に引き続き訪問による営業活動に力を注ぎ、新規加入者を増やしつつ、新プランの提案により加入促進営業を展開した結果、令和4年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は58.7%、インターネット加入率は41.6%となり、ともに前年度と比較して増加しております。

その結果、令和3年度の売上高につきましては4億5932万9166円、経常利益1億448万7595円、当期純利益6954万5295円となっております。

現在、営業活動により加入者数は増えておりますが、人口減少、転出などによる解約・休止の件数が増加傾向にあることから、今後、事業の多角化により新たな事業の柱を構築するため、新規事業について研究を行っているところでございます。

情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけでなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしています。

今後も変化を見極め、的確に対応し、市民の皆様に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう努めてまいります。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通しください。

以上で、西予CATV株式会社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○小玉議長

理事者の報告は終わりました。

（日程8）

○小玉議長

次に、日程第8、発議第2号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。お諮りいたします。

本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に、1番和気数男君、2番宇都宮久見子君、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、5番加藤美香君、6番中村一雅君、7番河野清一君、8番佐藤恒夫君、9番山本英明君、10番竹崎幸仁君、12番源正樹君、13番井関陽一君、14番中村敬治君、16番兵頭学君、17番森川一義君、18番酒井宇之吉君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時15分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後2時25分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に信宮徹也君、副委員長に和気数男君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時26分

第 2 日

9月7日（水曜日）

令和4年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 9月 7日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 9月 7日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 兼 | |
| 1. 散 会 | 令和4年 9月 7日 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 兵 頭 章 夫 |
| | 午前11時15分 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| | 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 酒 井 信 也 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 宇 都 宮 明 彦 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 一 井 健 二 | | |
| | 産 業 部 長 和 氣 岩 男 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 会 計 管 理 者 三 瀬 功 | | |
| | 消 防 本 部 消 防 長 酒 井 広 一 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |
| | 明 浜 支 所 長 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

おはようございます。公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので、トップバッターとして質問をさせていただきます。

心配しておりました台風11号、大きな被害もなく西予市を過ぎ去っていただきましたので一安心をしております。ただ、依然終息の見えないウクライナの皆さんの現状、また、コロナ拡大の現状、これについては本当に1日も早く平穏を取戻していただきたいというふうに願うばかりでございます。

今回の一般質問は4項目分割でさせていただきます。時間に気をつけながら質問しますので御答弁ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目、投票率向上対策について質問をさせていただきます。

さきの参議院選挙の投票率、愛媛県では48.81%、西予市においては56.84%とかなり低い投票率となりました。近年、投票率の低下は全国的な課題となっておりまして、現行の選挙制度に対しての懸念や選挙結果を民意と呼べなくなる日が来ても不思議ではないと民主主義の危機ではないかと、そういうふうな御意見も聞かれるようになってきております。

全国的に投票率が下がり始めたのは1990年代になってからと言われておりまして、参議院選挙の投票率で言えば、1989年、平成元年では65.02%だったものが、1993年から2016年までは50%台というふうに推移をしております。この7月の参議院選挙では、全国では52.05%でしたけれども、愛媛県では48.81%という状況であります。国政選挙の投票率は、そのときそのときの政治状況に大きく左右されますので、何とも言えないんですけども、有権者の半数以上が参政権を放棄するというふうになれば、先にも言ったように、民主主義の危機と言えるのではないかと考えております。

どうすれば有権者の皆様が選挙へ関心を持っていただけるか、関心を高めることができるのか、行政も我々議会も今こそ真剣に取り組むべき課題の一つではないかと考えております。

そこで、今回は3点について質問をさせていただきます。

1点目は、今回実施いたしました期日前移動投票所の実証試験についてどのような結果だったのか。また、次回の県知事選挙でも実証試験を行うというふうに言われておりましたけれども、今回と同じ方法なのか、また違う方法になるのでしょうか。実証試験本格開始までのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

2点目は、期日前投票について、現状の期日前と当日の投票率についてお伺いをいたします。そしてまた、18歳の有権者対策についての考え方をお願いいたします。

3点目につきましては、移動投票所以外での投票率向上に有効と思われる対策について、移動支援を実施している自治体等も今増えてきていると思いますけれども、西予市の選管の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しいただき心から感謝を申し上げます。

昨日の台風11号は、大型で非常に強い勢力を持

つ台風ということで非常に心配をしていたところでございますけれども、西予市では風は強かったものの降水量も思いのほか少ないくらいで、被害発生 の報告もなく安堵をしたところでございます。農業関係、またかん水等ではもう少し雨量があればよかったかなという気持ちを持っているところでもあります。しばらくは台風シーズンが続くと思われ ます。近年台風が大変大型化し甚大な被害をもたらすケースも少なくありません。気象情報、災害対策には御留意をいただきたいと思 います。

本日から2日間にわたりまして4名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいた します。

市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答することとし、それ以外の専門的分野などの質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

二宮議員の御質問に対しまして、選挙管理委員会書記長として答弁させていただきます。

2つの地域で実施しました移動期日前投票所の実証試験につきましては、当日の天候は開始前後に小雨が降る天候ではありましたが無事に実施することができました。

移動投票所での投票結果につきましては、宇和町明間板ヶ谷地区では、投票率が53.8%で、前回の令和元年参議院選挙の増設投票所での投票率41.9%と比較すると約12%の増加となり、城川町窪野地区では、投票率が17.9%で、こちらも前回の増設投票所での投票率16.9%と比較すると約1%の増加となりました。

次に、投票者を年齢別に見ますと、どちらの地区においても60から80歳代の高齢者の方が中心となっております。

今回の結果につきましては、大きな成果までは出ておりませんが、当日の気温が高い中、また、県全体の投票率が低下した中で、わずかではありますが前回の投票率を超える結果となったことに

つきましては、少しながらも効果はあったのではないかと考えております。

また、選挙後においては、該当地区の有権者に対してアンケート調査を行っております。

主な回答結果としましては、移動投票所を利用した方からは、便利になったとの意見が80%を占めており、その理由としましては、歩いて行ける近い距離で投票ができた、移動距離が少ない場所で投票できたと回答されています。逆に、移動投票所を利用しなかった方については、60代までの働いている方に多く、移動投票の日程、また時間帯が合わなかった、通勤や職場の関係で市役所での期日前投票所のほうが利用しやすかったなどが主な理由となっております。

さらに分析が必要ではありますが、平成22年度の投票区見直しによって当日投票所から遠方の地域においては、増設投票所を半日開設する取組を行ってきており、今回は、さらにその地域の中で投票所数を増やしたわけですが、それに対して、特に高齢者で投票所が少しでも近くなった方にとっては便利になったとの回答を得る一方で、この方々は、前回も車等で増設投票所に来ていただいていた方がほとんどと思われ、全体の投票率が大きく伸びていないことを鑑みると、移動投票所による新たな高齢投票者の掘り起こしまでには至らなかったのではないかと考えております。

次に、次回の実証試験についてお答えします。

今回、投票率向上に向けて大きな成果が見られなかったことにつきましては、やはり初めての試みであったことや、アンケート結果においても、一部に移動投票所の実施を理解されていない方もおられたことから、これらも要因の一つかとは思いますが、このことに関してはさらに分析が必要と考えております。

よって、選挙管理委員会としては、1回のみの検証では、その有効性について明確に判断しがたいことから、11月の愛媛県知事選挙においても、もう一度同地域に対して移動投票所の試験運用を行うこととしております。そして、回りの結果も踏まえた上で、移動投票所の在り方を判断し、その後予定されている選挙に向けて方向性を決めていきたいと考えております。

次に、期日前投票の投票率についてお答えします。

今回の参議院選挙における西予市内の期日前投票率は、在外選挙人を除いた数値で 30.29%であり、令和元年の参議院選挙より 2.81 ポイント低い結果となりました。当日投票を含めての全体の投票率は 56.84%であり、県内の市の中では、西予市が一番高い投票率ではあったものの、今回の選挙では、県内全域で投票率が低下した結果となりました。

次に、全体の投票者数に対する期日前投票者数の割合を比較しますと、今回の参議院選挙では約 53%が期日前投票を利用されていました。昨年の衆議院選挙も令和元年の参議院選挙も約 53%でしたので、投票者の半数以上が期日前投票を利用していることが常態化している状況です。

期日前投票は当日投票と比較して期間が長く、また、仕事帰り等に気軽に利用できることから、期日前投票の利便性を向上させることが全体の投票率向上につながると考えております。引き続き、投票所内の混雑解消対策など気軽に投票できる環境づくりに努めてまいります。

次に、18 歳の有権者対策についてお答えします。

今回の参議院選挙における 18 歳の投票率は 30.5%でした。このうち、高校 3 年生相当の投票率で見ますと 67.9%と高くなります。特に、新たに有権者となる高等学校の生徒に対する対策としましては、学校の授業に合わせて選挙管理委員会職員が出向き、出前講座や実際の投票所で使用する記載台や投票箱を利用した模擬選挙を行うなど啓発に取り組んでいるところです。

さきに述べたとおり、高校在学中に選挙権を有している場合は、多くの生徒が投票に出向いていますが、その一方で、高校卒業後の進学では、住民票を異動しないまま市外へ転出されている方が多く、その結果、投票ができない事案が多く発生していることが投票率低下の要因になっているのではないかと考えております。

このため、各高校で行う出前講座においては、生徒に対して、住民票異動と選挙の関係性についてチラシを配布して詳しい説明を行うなど、住民票手続の重要性についても啓発に努めているところです。

最後に、移動支援についてお答えします。

現在は、選挙に特化した移動支援は行ってはいないものの、低料金で利用できる生活交通バスや

デマンドタクシーについては、選挙時における移動手段として利用を促してきたところですが、これらの交通は、実施地区が限定されていたり、時間帯に制限があるなど、広く公平に利用できるものではないことから、選挙での利用が進んでいない状況です。

市内全域で利用できる一般タクシー等の移動支援につきましては、公平性を考慮した対象者の選定や対応事業者の協力体制、必要経費の確保など課題が多くありますが、移動支援はより広く投票の機会を提供できる手段となりますので、まずは先進自治体に学びながら、移動投票所の検証結果も踏まえつつ、支援手段の一つとして検討は進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○二宮議員

ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

今県内では一番高かったとの答弁もありましたけれども、この投票率低下という問題は、特に高齢者や人口減少、過疎化が進む地方自治体においてはより深刻な問題だと考えております。

私が初当選させていただいた 14 年前の人口は約 4 万 5000 人弱、有権者が 3 万 7000 人、投票率 83.9%で約 3 万人の方が投票をされました。2 年前につきましては、人口約 3 万 7000 人、有権者 3 万 1000 人、投票率 64.42%で、投票していただいた方が約 2 万人です。この間に人口が約 7,000 人余り減ってるんですけども、それ以上に投票をされてない、要するに棄権された方が 1 万 500 人いるというこの現実ですよ。ここがやっぱり私は一番問題じゃないかなと思うわけですよ。再度ですけども、この 56.84 というのをどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

先ほども申しましたように、今回の西予市での投票率は、県内の市の中では一番高い投票率ではありましたが、西予市合併後の 23 選挙において 4

番目に低い値となっております。

二宮議員も申し上げられましたが、投票率は選挙時の政治状況や候補者等によって大きく左右されるものでありますが、選挙管理委員会としても危機感を感じており、次回の知事選に向けて投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

2点目の再質問ですけれども、先ほどの答弁にもあったように、今や期日前投票と当日投票が一緒というか、期日前のほうが、今、増えているような状況があると思うんですけれども、今回の実証試験と併せて、次回で結論を出すということですが、どういう結果になるかはちょっと私は想像もつきませんけれども、最初の答弁にもありましたように増設投票所ですね、22年に減らしたところに大体増設投票所を今つくつとるんですけれども、そこに行くことが大変なという状況が今生まれております、地域によって。ですから、そこを僕は巡回していくぐらいのね、前もちょっとスクールバスでそういうところ回ったらええんやないかという質問をしたことあるんですけれども、今、この移動投票所という考えが出てきて、移動投票車で一番近いところまで回っていただくのがいいと思って質問しとるわけなんですけれども。先ほど言った増設投票所を回るような、そういうこともちょっと視野に入れて選管には議論を期待したいと思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

このことに関しましては、県知事選挙後において、検証結果を踏まえながら選挙管理委員会で議論してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしく願います。

投票率向上のためには、選挙管理委員会のそういう技術的なことだけではなくて、私はオール西予で取り組むべきではないかと考えております。

我々議会が取り組んでいる市民との意見交換会や議会だより、そして我々議員の個人活動についても、もっともっと工夫や努力をする余地は十分あると考えております。

行政におかれましても、市長が2年に1回地域懇談会で回られておりますけれども、実際にそこに来られてる方というのは、もう役員の方ぐらいしかあまりこう見受けられない、一般の住民がなかなか参加していただけないという現状もあるんじゃないでしょうか。この高齢化と人口減少が進む西予市においては、来年からスタートする地域づくり活動センターで、持続可能な地域とか、未来の西予市を目指しているわけでございますけれども、この状況で行政や議会に無関心な市民が増え続ければ、住民自治というのが成り立たなくなると、それが一番心配をしているところでございます。

投票率が下がることが地域づくりや住民自治の危機ということで市長はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの二宮市議の御質問に対しまして私の考えを述べさせていただきたいと思っておりますが、現在西予市では広報紙、そしてホームページ、ケーブルテレビでの行政番組、またSNS、防災行政無線など多様な手段を活用して、市民の皆様に情報発信を行っております。

また、議員も言われましたように、市政懇談会、そして昨年からサテライト市長室などを定期的に開催し、私が直接市民の方と意見を交換する場を設けております。また、その中の内容の充実、持ち方の充実ということも図っていかねばならないと思っております。

これからも市の方針や施策について様々な手段を用いながら、読む人、見る人の視点、受け取っていただく方の視点に立った情報を発信をしますし、また年齢、性別を問わず多様な市民の皆様の

御意見をお聞きする中で、地域との一体感を醸成し、来年、令和5年4月1日スタートします地域づくり活動センターを拠点として、協働のまちづくりを進めてまいりたいと、そのように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

危機感は市長も私と同じだと思っておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の子育て支援策についてお伺いをいたします。

まず高校生までの医療費の無償化についてですが、私たち公明党は子育て・教育を国家戦略にという観点から、一貫して子どもの幸せを優先する社会の実現というものを目指してきております。昨年の衆議院選挙では、子育て応援トータルプランというものをつくって、出産一時金の増額とか、子ども家庭庁の創設、そしてこども基本法の制定などと併せて高校生までの医療費の無償化を目指すということを公約として掲げております。

以前中学生の通院費の無償化を何度か質問しましたが、そのときに必ず当時の市長から言われたのは、国がやるべき政策だということで福祉の国境論というものを言われて、私は何度も挫折いたしました。

そのときは、国からの中学生の通院費、医療費無償にした自治体へのペナルティーとして国庫補助減額というものがあって、そういったことも自主財源の厳しい自治体が躊躇っていて、ネックの一つだったということは理解はしております。それでも、昨年から中学生の通院医療費無償化を実施していただいております、保護者の皆さんからは喜んでいただいております。

そこで、国庫補助減額のペナルティーについて、今、現状はどのぐらいあるのかということをお伺ひしたいというふうに思ひます。

そして、高校生の医療費無償化は、私たち公明党の重要政策の課題の一つであり、国においても必ず近い将来実現できるとは思ひますが、今月2日の愛媛新聞では大洲市が来年から

実施をふまえての予算計上というふうに記載しておりました。大洲の二宮市長は、5月の市長選においてこのことを公約とされておりましたので、いざれ出てくるだろうなどと予想はしておりました。こういうあちこちの市町が手を挙げてやり始めることで、愛媛県全体に広がるし、国の制度としてその後押しになると私は考えております。

そこで、西予市も子育て支援策の一つとして国に先んじて、高校生までの医療費無償化をするべきだと考えておりますけれども、市長の考えをお伺ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それでは現在の国庫補助減額についてお答えをさせていただきます。

地方単独事業による医療費助成に関わる国庫負担の減額調整措置については、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置は行わないとする規定の整備がなされました。

このことから、令和3年度から開始いたしました小中学生医療費無償化に伴う国庫負担の減額調整額は約65万8000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗議員に申し上げます。

分割質問ですので、ヤングケアラーについても一緒に分割として質問していただきたいと思ひます。

○二宮議員

誠に失礼しました。

つつい癖で御容赦いただきたいと思ひます。

それではヤングケアラーについて質問させていただきます。

近年ヤングケアラーという活字を目にすること、耳にすることが増えておりますけれども、日常的に家族の介護をしている子どもたち、いわゆるヤングケアラーは、障がいや病気のある家族に代わって買物や料理などの家事や幼い兄弟の世話、家族の入浴やトイレの介助を行うケースが代表的な例だと言われております。核家族や高齢化、ひとり親家庭の増加といった家族構成の変化が背景に

あるようですけれども、本来大人が担うべきことに向き合う子どもへの支援が今必要とされております。

厚労省と文科省が2021年4月に発表した実態調査では、中学2年生の17人に1人、高校2年生の24人に1人がいると判明をしております。愛媛県も学校にアンケート調査をしたところ、中学校と高校のおよそ3割がヤングケアラーと思われる生徒がいると回答し、今、県のホームページを見ておりますと、今年の7月5日から20日の間、Webでアンケート調査をされたようでございます。結果はまだホームページに載ってなかったんですけども、教育委員会や学校でどのような現状認識なのか。

また、ヤングケアラーの方はどこに相談をすればいいのか。加えて、ヤングケアラーと認識、確認された場合、支援の現状や方法についても伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま二宮議員から質問のありました高校生までの医療費の無償化について、私から答弁をさせていただきますと思います。

子育ての充実を国家戦略にという公明党としての戦略の御紹介もありましたが、私もそのように思いますし、また、今問題であります少子化対策ということも重要な課題であると、そのように思っております。

医療費無償化に関わる当市の取組でございますが、県内の医療費助成の実施状況を見てみますと、令和4年4月時点で1市4町が原則18歳年度末までの医療費助成を実施しております。ただ、全国的に見ましても、助成対象を原則18歳年度末とする自治体というのは年々増えてきている現状となっております。

当市におきましても、高校卒業までの医療費無償化につきましては、令和3年度に実施しましたまちづくり市民アンケートをはじめ、子育て世代の保護者の皆様との対話、そしていろんな場所でそういう要望も多く寄せられておりますし、議員の皆様からもそのようなお話を多数聞いていますと

ころであります。

そういうことを総合的に判断しながら、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健康増進に寄与するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子育て支援充実の一環として、令和5年4月から原則18歳以下を対象とした医療費の無償化に向けて準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

私からは、ヤングケアラーについて答弁をさせていただきます。

まず、教育委員会の現状認識についてということでございますが、ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うとされているような家事や家族のお世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことから、表面化しにくく実態を把握するのが難しい状況です。

そうした中でも、教職員は、児童・生徒と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の行動の背景にヤングケアラーの可能性があるという視点に立ち、事例を認識した際には、関係機関につなぐよう学校に指導をしているところであります。

また、今年7月に愛媛県が県内の小学5年生から高校3年生までの児童・生徒を対象としたヤングケアラー支援に向けた実態調査を行っております。この中で、西予市においては、「回答を学校に伝えてほしい」と答えた児童・生徒が複数おり、8月末に愛媛県から該当の学校に情報提供されました。現在、状況確認を進めているところであります。確認後、学校でケース会議等を開き、支援が必要と判断した場合、支援策を講じてまいります。

続きまして、専門相談窓口設置についてお答えをいたします。

西予市のヤングケアラーに関する相談窓口は、

西予市役所福祉課内にあります福祉総合相談センターとなっており、相談を受け付けた場合は、関係機関と連携を図り、具体的な支援事業などになど支援体制を整えています。

西予市教育委員会及び各学校におきましては、ヤングケアラーを明確に対象とした相談窓口はありませんが、学校に対して、児童・生徒の悩みや相談を受けるためのスクールカウンセラーを派遣したり、家庭と福祉を結ぶことを目的としたスクールソーシャルワーカーを派遣したりする事業があり、今年度、西予市では5つの学校にスクールカウンセラーを、2つの学校にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

続きまして、支援の状況と方法についてお答えをいたします。

スクールカウンセラーにおきましては、令和4年度から相談内容の項目に新たにヤングケアラーの項目が追加されており、今まで以上に意識して相談に当たることができるようになっていきます。

今年度、市内の学校において、ヤングケアラーの可能性があるという相談が数件あり、いずれも学校内で情報を共有し適切に対応しております。

スクールソーシャルワーカーにおきましては、これまで具体的にヤングケアラーの対応をした事例はありませんが、今後確認された場合は、福祉総合相談センター等関係機関と連携を図りながら、家庭への支援体制を整えていくこととしております。

ヤングケアラーの問題は、学校だけで解決できるものではありません。西予市としましても、この問題を地域社会全体に呼びかけ、児童・生徒の学びを保障し、一人ひとりが夢や希望を持ち、いきいきとした生活が送れるよう支援していききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

高校生までの医療費無償化、18歳以下ということでしたけれども、市長から力強い答弁をいただきまして、確実にできるんだというふうなうれしく思っております。ぜひよろしく願います。

そこでちょっと2つだけ再質問ですけれども、1つ目は原則18歳以下ということでしたけれども、原則について、どういうことが原則なのかという御説明をお願いします。

もう1点は、ヤングケアラーのですね、アンケートに複数回答があったというふうにありましたけれども、その人数が差し支えなければお願ひしたいのと、もう一つは答弁の中で、確認された場合は、関係機関と連携を図りながら支援体制を整えるというふうに言っていただきました。先進地のほうで見ますと、家事や介護をしているヤングケアラーの家庭に、家事の支援とか介護の支援という人材を派遣しているところもあるようですけれども、そういった支援ができるということで理解してよろしいのか、質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員御質問の原則18歳以下とはどういう方が対象になるのかについてお答えをいたします。

出生日から18歳到達後最初の3月末までを助成対象といたします。進学のため市外に転出している場合であっても、保護者が西予市在住であれば助成対象とし、婚姻や就労により保護者の加入している健康保険の被扶養者でない場合は、助成対象外にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

県が実施しましたアンケートで回答を学校に伝えてほしいと答えた児童・生徒の数でありますけれども、児童・生徒の数は2名であり、いずれも学校において、家庭での状況確認を進めております。支援体制につきましては、事案にもよりますが、教育委員会、福祉課、子育て支援課、南予子ども女性支援センター等でケース会議を開き支援方針を決めていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

家事や介護の支援の部分につきましてお答えをさせていただきます。

現時点におきましては、家事や介護そのものを直接行う支援は行っておりませんが、まずは家庭訪問を実施いたしまして、十分聞き取った上で、福祉サービスへつなぐなどどのような支援が必要か、要支援者の状況に応じた対応を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

先ほども言いましたように、ヤングケアラーという言葉自体がこの近年出てきたということもありまして、またプライバシーとかね、いろんな難しい問題もたくさんあると思いますけれども、学校、福祉だけでなく、我々大人が、この近所の子どもとかね、そういうところまで目を配りながら、やっぱりどうなのかなという心配をする、そういうときに声をかけるとか、そういう行動がやっぱり大事になってくるんじゃないかなと思いますんで、特に学校、福祉関係の皆さんには御苦労かけますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

次に3点目、E-BIKEの取組について質問させていただきます。

昨年の9月議会の質問できずな博のプロジェクトの一環によって、南予9市町のJR駅周辺などに各自治体2台ずつE-BIKEのレンタルサイクルが設置されたということを確認して質問をさせていただいて、そういうことが西予市の観光推進に活用できないかというふうに質問をいたしました。

利用状況を見て検討するという御答弁でしたが、そのあと西予市においてはどんぶり館駅前店のおおぞらに行きますと、E-BIKEが見当たりませんでしたので、お店に聞いたら店内の奥の倉庫に保管しているということでした。そのことを経済振興課にお伝えしてE-BIKEを見えるように設置をしておかないと、限られた期間しかないこのきずな博プロジェクトの意味がない

のではないかというふうに申入れをいたしました。そのあと行ったときには、店舗前に設置されておりましたので安心はいたしましたけれども、きずな博の期間がちょうど新型コロナウイルスの感染拡大とちょっとまるかぶりですので、レンタルサイクルの利用というのは難しいのかなというふうに私自身は考えております。とはいえ、四国ジオパークのジオサイトの見どころへのアクセスとか、この広い西予市のよさを知っていただくことでの関係人口やI J Uターンや、移住定住につながるツールとしては、E-BIKEのレンタルサイクルの利用は有効だと、今でも私は思っております。

そこで今回の一般質問になったわけですが、今回、ちょうど市長から上程されました一般会計補正予算に、観光物産協会等運営支援事業として、E-BIKE導入事業の補助金の計上がございました。さっそく取組をしていただくのかなということでもうれしく思っております。

そこで、南予きずな博のレンタルサイクルの利用実績、これ2台ですね、と観光物産協会が取り組むE-BIKEの事業内容についてお聞かせをいただければと思います。

そして、愛媛県のホームページ見ましたら、E-BIKEアクションというのがありまして掲載をされておりました。県もこういうふうやっておりますので、何らかの連携ができないかどうかというふうなこと。

最後に、西予市の朝霧湖マラソン、例年やっておりますけれども、そういう継続的な大会でE-BIKEのイベントができたらいんじゃないかなと考えておりますけれどもいかがでしょうか、お伺ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

最初に、えひめ南予きずな博に係るE-BIKEレンタルの実績につきましては、令和3年度が7人、令和4年度が8月時点で5人となっております。

近隣市町の状況についても調べましたところ、令和3年度の利用者数につきましては、大洲市は26人、宇和島市は18人、八幡浜市は1人となっております、コロナ禍もあり利用者数が伸び悩んでい

る部分があるかと想定しております。

次に、今後のE-BIKEの取組につきましては、一般社団法人観光物産協会が主となり、西予市内に27台程度のバイクを導入いたしまして、四国西予ジオミュージアムを起点としたE-BIKEによるジオ巡りを考えております。ジオを核とした市内周遊促進をE-BIKEという媒体を用いて行おうと進めているところであります。E-BIKEは、モーターで踏む力を補助してくれますので、女性や高齢者など体力に自信のない層でも、気軽に体を動かし楽しめるのが魅力となっておりますので、今までジオと縁の薄かった新たな層の掘り起こしにも有効であると考えております。

ジオ巡りについては車で行くこともできますのですが、なぜE-BIKEなのかですが、風を体で感じ、川のせせらぎや虫の声を聞きながら、自分の体を動かしてジオ巡りをすることで、滞在時間を上げることはもちろん、車では目に入りにくい魅力や新たな発見、例えば、小さな店の気づきであるとかはもちろん、体感できる西予市の自然や魅力の幅を大きく広げることでより西予市のPR効果と経済波及効果を高めることを目的としております。導入後はモニターツアーやジオ関連のイベント等はもちろん、市内外の多くの方に気軽に使っていただけるよう、周知やPRを進めるほか、利用しやすい形を検討しております。

次に、2019年に始動しましたE-BIKE利用による健康づくりや豊かな暮らしへとつなげる愛媛県のE-BIKEアクションではありますが、このE-BIKEアクションと連携した取組に関しましては、現在、どんぶり館駅前店あおぞらがレンタサイクルターミナルとして登録されております。今後、西予市内のモデルコース等ができ次第、愛媛県にも情報共有をし、E-BIKEアクションの公式ホームページ内に西予市のルートも記載していただくよう進めてまいります。

次に、E-BIKEイベントにつきましては、今年度、きずな博の関連で、宿泊付きのモニターツアーが開催されます。西予市を通るルートとしては、八幡浜のみなつとを出て、海の鳥居を過ぎ、須崎海岸を眺める海岸線を通り、わらマンモスを過ぎてから、夕食は、はなが牛のバーベキュー、宿泊は宇和パークホテルとなります。翌日は卯之町の町並みを過ぎ、法華津峠、狩浜の段々

畑からJR宇和島駅をゴールとするコースが設定されております。このモニターツアーが好評であれば、今後の西予市独自のE-BIKEイベント等を企画する上でも、実際のルートとして生かせる可能性が大きいと期待しているところでございます。

いずれにしましても、E-BIKEは西予市をアピールする媒体のうちの一つであるにとらえまして、そのため、今後E-BIKEのイベントを企画することは大前提として、トラベルウェブマガジンの旅色で獲得いたしました全国的な西予市の認知度を生かし、いかに誘客や特産品消費を促進できるかなど、重層的、多角的な視点で西予市にメリットを生み出す方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

再質問ですけれども、答弁の中で27台のE-BIKEというふうに導入していただくということでありましたけれども、ジオミュージアムを起点にジオを核とした市内周遊促進ということでしたけれども、市内の何カ所に、どこに配置をされるのかというのが1点と、あと置いてあるところへの乗り捨てみたいなのが可能なのかどうかということと、そしてE-BIKEの種類ですね、いろいろ見よったらいろんな種類があるみたいなんですけれども、何種類ぐらいあるのか、もし分かっていたらお答えいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

E-BIKEの設置場所につきましては現在の案といたしまして、ジオミュージアムに5台、みかめ本館に2台、あけはま一れと狩江公民館で合わせて5台、城川宝泉坊と宇和游の里で合わせて5台、乙亥会館に3台、町並みにある文化の里休憩所に7台を予定しております。現段階では、あくまでも予定であるため、施設との協議や調整を進めて確定していく予定でございます。

それから、E-BIKEの乗り捨て返却の件でございますが、このE-BIKEの導入に当たっては、利活用策を併せて検討する必要があります。各貸出施設からジオサイト等を巡るコースを設定し、利用を促進することを検討しております。コースの設定に当たっても、貸出施設を出発し、同地点に帰着することを想定しております。

また、当市の交通事情の現況等を考慮すると、乗り捨てた後の交通手段が乏しく、一般的な利用では、貸出施設まで自動車等で移動して、E-BIKEをレンタルすることを想定しております。乗り捨てについては現在のところ想定しておりませんが、導入後の利用実態に応じて検討してまいりたいと考えております。

それから、E-BIKEの種類でございますが、一般的によくありますハンドルがT字、直線の形状になっております長い距離を走ることができるクロスバイクのほかに、タイヤが太く悪路でも軽やかに走れるマウンテンバイクタイプのものの2種類を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

聞いていたら僕もちょっとわくわくしてきましたので、ぜひ乗ってみたいなと思っております。よろしく願います。

最後の質問ですけれども、カーボンニュートラルについて質問させていただきます。

このことも昨年12月、カーボンシティ2050について質問をして、カーボンシティ宣言をしたらどうかとかいうふうなお話もさせていただきました。

それで環境省のホームページを見てましたら、環境省が7月26日から8月26日まで、脱炭素先行地域の2回目の募集をしておりました。西予市は検討されたのかどうかということでお伺いをしたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それではカーボンニュートラルの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、表明の現在の検討状況でございますけれども、前回の答弁と重なる面もございますけれども、本年4月に施行されました国の改正地球温暖化対策推進法、本年度策定を予定しております地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）、そして、西予市エネルギービジョンも策定を予定しておりますが、その中で、市民や事業者、行政が連携して取り組んでいける体制が構築した段階で宣言については表明をしたいと考えてございます。

次に、2回目の募集についての検討でございますけれども、今回、脱炭素先行地域に選定されるためには、まず脱炭素先行地域計画提案書を作成いたしまして、国に提出する必要があります。それらを国が、書面及びヒアリング等の審査を行い選ばれる形となります。

当市といたしましては、現在、計画提案書の作成には至っておらず応募はいたしておりません。

今後、西予市エネルギービジョンの計画を策定する段階において、専門家を交えた調査・研究結果をもとに応募について判断してまいりたいと考えております。

また、西予市ができるカーボンニュートラルでございますけれども、策定予定のエネルギービジョンをもとに国庫補助を活用し、まずは施設管理担当課との協働によって公共施設に再生可能エネルギーを導入することで施設の省エネ化に取り組んでいきたいと考えております。

また、その後の動きとしましては、市内の特性に応じた再生可能エネルギーを地域産業に取り入れることで、新産業の創出や防災力強化を図るほか、集会所や地域の防犯灯などに再生可能エネルギーを取り入れることで、地域住民のエネルギーに関する理解を促進し、地域コミュニティの活性化を図ることについても検討できるものと考えておりますので同じく進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

まだかまんということですね、もう1回は。

今、行政が段階を踏んで事業を進めているということは私も理解しております。ただ去年の12月に質問をして今回も質問させていただいたのは、市民の皆さんが我が家でできること、我が地域でできることというのを、西予市がやっているよということ共感をしていただく、それが脱炭素が進んでいくということではないのかなと思っております。

国においては、内閣府、環境省、経済産業省のみならず、資源エネルギー庁や農林水産庁も積極的に取り組んでおります。近年の災害の多さが明らかに気候変動によるものだというのは誰もが分かっていることだと思いますし、4年前の西日本豪雨を経験した西予市だからこそ、積極的にカーボンニュートラルに向かう姿勢を示していただきたいと思っております。西予市が取り組んでいるよということで、例えば、各企業とかがコラボでやりませんかとか、今、伊予銀や媛銀なんかも、地域と共同でいろんな取組をしております。そういうのは出ないかなと思って何度も質問をしております。

質問でいいんですか。いいですか。もしお答えがあればお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

部長に申し上げます。

5分を切っておりますので、答弁は簡素にお願いいたします。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それでは西予市のカーボンニュートラルの姿勢についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘いただいたとおり全庁的な体制で推進をしていくことが重要であると考えております。具体的、各企業とのコラボの部分についてはまだ当市においては進んでおるところではございませんけれども、庁舎内におきましては、木質ペレットの普及とか、あるいはオフセットクレジット、そして、公共施設のLED化やエアコンの更新、また、太陽光施設につきましては西予市民病院、また完成間近の野村支所にも設置をいたしております。様々な分野におきまして行う事業の中で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

西予市としましては、気候変動対策の推進とともに、低炭素・脱炭素社会の実現に向けて、市民の皆様や事業所の皆様の御協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

さっきも言いましたように、西予市がやることを市民の皆さんが分かることで、こういう脱炭素のカーボンニュートラルが進んでいくと思っておりますので、発信の仕方ですね、やってないとは僕も思っていないですよ。発信の仕方をより工夫をして前に進めるように努力していただければと思いますのでよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時00分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

おはようございます。台風一過、野福峠を上がってきてますと秋の風のおいがする。そして先ほど市長も挨拶でありましたが、台風が来た割にはもう少し雨が欲しかったなというような状況でございます。

今回、議長に許可を得ております2つの施策について質問をいたします。

二宮議員は分割質問でやりましたけれども、私は一問一答で質問をさせていただきます。

今起きてる問題が1点、コロナ対策について、将来10年先になるか20年先になるか、起きるであろう問題である水道事業について質問をさせていただきます。

まず、愛媛県が緊急のお知らせとして出しました愛媛県B A. 5医療危機宣言が、先般急遽、8

月 23 日に宣言されました。今まで、デルタとかいろいろなコロナが発生して 3 年になりますけども、国の施策だけで、そして県のほうに尋ねても国が聞いても保健所が西予市の状態を聞いても県の保健所の管轄で分からないという答弁が多かったんですけれども、今度オミクロンの B A. 5 になって、国が施策をおたおたおたおたおたおたしてるので、県のほうが我慢ができず、この医療危機宣言を 8 月 23 日から 9 月 16 日までの期間宣言したんだろうと思います。それに付随した形で、西予市もこのようなチラシ文を、職員が配ったというようなことを聞き及んでおりましたので、やっとこの現在起きてるコロナについて質問ができるなと思って質問するわけでございます。

今まで質問したいなと思ったんですけども、県や国の言い方をそのまま受けてるだけで、西予市としての考え方、対策なんてのはあんまり出てこなかった。どこに誰が発生したか。明浜であるか宇和であるか、そういうものも県の保健所が発表しないというようなことでずっときておりましたが、オミクロンになりまして、隣近所誰でも出て、話が出てきました。

宣言が出ましたので改めて質問をさせていただきますが、国や県の指標はマスコミやテレビで我々は知らしてたと、西予市の対策はこれからどうするのかについてお尋ねをいたします。

また、西予市での医療崩壊が、これだけ起きたら出るんじゃないかという心配もいたしております。経済活動と感染回避行動の両立はできるのか。4 月の当初予算で私たち議員が、本年度の予算についてということでありましたので、ウィズコロナの予算に注目ということで議会報で出させていただきました。このようなこともありまして、経済活動と感染回避行動の両立はできるのか、このような点について、まず説明をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それでは、感染対策の強化についてお答えをさせていただきます。

西予市におきましては、7 月に入り感染が急拡大し、8 月 23 日には過去最大となる 81 人の陽性者が確認されており、各医療機関では、8 月以降、

多数の救急対応、発熱外来対応、電話対応などに追われる日々が続きまして、非常に厳しい状況となっております。また、医療スタッフにおいても陽性者が確認されたり、濃厚接触者に認定されたりする事例もございまして、マンパワー不足が医療現場の負担をさらに増加させている状況でございます。

このような中、当市におきましても県の要請に基づき、防災行政無線、ホームページなどを活用し、多くの人出で混み合う場所への出入りを控えるなどの感染回避行動の徹底や特にふだん顔を合わせない人との会食ルールの徹底など強く呼びかけを行っているところでございます。

また、先ほど議員から御紹介もございましたように、B A. 5 医療危機宣言が発出された翌日、8 月 24 日から 26 日にかけて、緊急性に鑑みまして、コロナ感染に関する相談先や適正受診に関するチラシを職員によるポスティングや常会を通じ全戸配布を行ったところでございます。

ウィズコロナを進めていくという国の方針に基づきまして、通常どおり経済活動を推進していくためには、やはり市民の皆様お一人おひとりの感染対策への意識向上が不可欠であると考えております。

今後も引き続き感染対策について啓発していきたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

経済活動と、それから、実際の感染対策を両方一緒にどっちもうまくいくということはなかなか難しいやり方だと思いますけれども、まず、その中で、現実にあります受診センターにつながりにくい状態の解決策、というのは非常に苦情が上がっております。受診相談センターにつながりにくい状態の解決策は。また、先般ちょうどこの危機宣言があった後、愛媛県は陽性者登録センターというものを設置されたそうでございますが、これについてもあわせてどのようなものであるのか説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それでは、まず受診相談センターについてお答えをさせていただきます。

愛媛県では、発熱の症状など新型コロナウイルスの感染が疑われた場合、かかりつけ医を持たない人や相談先に迷う場合などの相談先として、24時間対応の受診相談センターを設置し相談に対応いたしております。特に、お盆期間以降は、受診センターへの電話がつながりにくい状況となり、県のホームページにおいても午前6時から11時頃及び午後3時から7時頃特につながりにくい状況が続いているため、込み合う時間を避けて電話していただくか、近所の医療機関へ相談いただくよう呼びかけをいたしております。

受診相談センターを設置運営しております県の健康増進課に問合せをいたしましたところ、お盆明けのピーク時には、1日3万件以上の着信があったとのことで、対応の限界をはるかに超えているとのことでございました。その後、8月20日以降、1日の着信件数が5,000件、3,000件、2,000件と減少傾向にございまして、実際に対応できている件数は500から800件で推移しているということでございます。

受診相談センターの設置は愛媛県であることから、具体的な対応人数など詳細は不明でございますけれども、ピーク時の着信件数から考えますと、幾らオペレーターを増員しても対応には限界があると考えられます。

以上のようなことから、市民の皆様をお願いしたいことは、ふだんからかかりつけ医を持ちましょうということでございます。日常的な診療や健康管理などを行ってもらう身近な医療機関があることで、いざというときに適切に対応してもらうことができ、必要があれば専門の医療機関につながりでもらえるなどのメリットがございますので、ぜひ安心への第一歩として御検討いただけたらと思います。

次に、お尋ねがありました愛媛県陽性者登録センターの概要についてでございますけれども、愛媛県では、医療・検査機関の逼迫を回避するため、8月26日から愛媛県陽性者登録センターを設置し運用を開始いたしております。

対象者としたしましては、自己検査、または無料検査で陽性となった方で、次の要件を全て満たす方となっております。

1つ目は県内在住の方、長期滞在の方も含むそうでございます。2つ目は軽症または無症状の方、3つ目は基礎疾患などの重症化リスク因子がない方となっております。

申請はオンラインで行うことになっており、氏名、生年月日、住所、基礎疾患の有無等の入力に加えまして、本人確認書類や検査結果画像のアップロードが必要となりますので、お手元に運転免許証やマイナンバーカード、また、検査結果の通知書などを準備しておかなければなりません。登録が終わりましたら、御本人宛にメールで通知があり、自宅療養を開始する仕組みとなっております、同時に同センターから保健所へ陽性者の詳細が報告をされます。

ただし、センターの登録は1日当たり300人が上限となっておりますので御注意をいただきたいと思っております。

詳細につきましては、愛媛県のホームページにてまた御確認をいただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

2日ほど前に熱が出たということで、かかりつけ医に電話したら、何時に来て車の中で待っててくださいということだったらしいです。先ほど答弁がありましたのは、愛媛県の数字で不自由するという形のものでらうと思うんですけども、西予市の中で、そのような発熱患者が、医師会とか、そしてその対応が、受診相談センターとか、医療者登録センターに連絡するというのは実績ってのは余り少ないんじゃないかと思うんですが、西予市の実態はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員お尋ねのそういう実態でございますけれども、詳細な数値的なものにつきましては、現在把握はしていないところでございます。ただやはり

つながりにくい、なかなか受診ができないという
ようなお話も聞いておりますので、各医療機関、
また医師会と定期的に情報交換をさせていただい
ておりますので、今後も引き続き、情報共有を図
って、適正な受診、スムーズな受診ができるよう
に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

感染対策の励行はという点についてお尋ねしま
す。

デルタが出たりコロナが出始めてから三密を厳
しく言われて、手洗い、マスク着用、マスク着用
も国の指導でいろいろ変わっております。何か最
近三密さえ言わなくなったのかなというような感
じがいたしておりますが、私は、やはり基本励行
するのが大事だと思っておりますが、予防接種も
しない人もおる。何か熱が出たから次はやらない
のよとおっしゃる方もおられる。感染対策の再度
の励行の推進策はどのようにされるのかお尋ねし
ます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

感染対策の励行についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの基本的な感染対策の内容
につきましても、おおむね変わっておらず、通常
の社会生活を送っていくためには、今後も継続し
ていかななくてはならない重要な対策となっております。

酒井議員がおっしゃるとおり、マスクの着用、
手指消毒、換気、手洗い、そして、三密の回避な
どの徹底については、感染対策の基本中の基本で
ございまして、常に頭に置いて行動していくため
に、今後においても繰り返し、防災行政無線、ホ
ームページ、広報などあらゆる手段を通じて啓発
していく必要があると考えております。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種でござ
いますが、現在、満60歳以上の方、医療従事者、
高齢者福祉施設等の従事者への4回目の接種を進

めており、おおむね大きな山は超えたところでござ
います。当市におきましては、医師会の御協力
のもとスムーズなワクチン接種が推進できている
ことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御
礼を申し上げます。

新型コロナワクチンの接種でございますが、強
制はできませんけれども、発症予防、重症化予防
のメリットがございますので、可能な限り接種を
御検討いただきたいと思いますと考えております。

今後10月以降、オミクロン株に対応したワクチ
ンを接種していく予定となっております、現在
準備を進めているところでございますが、国の方
針が決定し、準備が整い次第、市民の皆様には御
案内いたしますので、そちらのほうも積極的に接種
を御検討くださいますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

コロナ対策については、西予市独自のコロナ対
策、感染防止対策がなかなか打ち出しにくいので
あろうと思います。やはり答弁にありましたよう
に市民の皆様一人ひとりが感染対策への意識向上
が不可欠であるというのが最前提であらうと思
いますが、市民の中にも、コロナ、デルタは非常
に怖がってましたけど、最近のオミクロンに関し
ては、非常に臆病な方、横着って言えば悪いです
けども、何らかまわんよというような発想の怖がる
率が非常に少ない人もおられますので、そのあた
りも踏まえた形で、やはり今からは予防注射、人
にもうつさないよと、自分は自分で助ける。そし
て、他人に迷惑かけない、そして、公の助けをし
っかりと享受する、このような考え方をやっぱり
市民一人ひとりが持つべきだろうと私は思ってお
ります。なかなか大変な時期でございまして、感
染対策を強化すれば経済活動が麻痺する、動かな
い、このようなものは、国が一番苦労してるん
ですけども、西予市は西予市でもうその中で、ウ
ィズコロナという形とアフターコロナという形の中
で、強い気持ちで対策をとっていただきたいな
と思います。経済活動が動かないと、やはり人の生
活ってのは動かないわけで、これについてのある
程度、反矛盾する点はありますけれども、しっか

りとコントロールしながらやっていただきたいなと、かように思っております。

次に、水道事業につきましてお尋ねをいたします。

水道事業につきましては、先般、行政報告会の中で、県の愛媛県水道広域化推進プランの説明を受けました。それにつきまして、私は、10年先20年先を憂うる一人として、私も生きてないかもしれないけれども、後ろにおられる方、傍聴に来られてる方々は、将来20年先も西予市を担うであろう方がおられますので、問題意識としてお聞き願ったと思います。

まず、生活用水供給の現状はということでございますが、生活用水っていろいろなございます。飲料水、洗濯、水洗、いろんなことを、水撒き、いろいろあるわけでございますが、これについての供給体制についてお尋ねします。

上水道、簡易水道、その他の供給施設の組織数、給水戸数、人口の実態は。また、料金はそれぞれどのようになっているのか。旧町ごとの施設の実情をお尋ねします。

水は命の水になったり、人の命を奪う洪水になったり、扱いようによっては、なかなか水ってのは砂漠の水と洪水の水の違いを認識しながら、空気みたいな感覚でおると思いますが、このあたりも意識を持ってもう一度水に対して、実態がどのように西予市にはなっているのかをお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

それでは、御質問の供給体制についてお答えをいたします。

西予市の上水道は、明浜、宇和、野村、三瓶の4つの給水区域で構成をしております。令和4年3月末時点での給水戸数は1万5242戸、給水人口は2万8844人となっております。

計画給水人口101人以上5,000人以下の簡易水道は、宇和に5カ所、野村に13カ所、城川に15カ所、計33カ所ございます。

給水戸数は2,315戸、給水人口は4,622人でございます。

また、計画給水人口50人以上100人以下の県条

例水道及び飲料水供給施設は、宇和に5カ所、野村に8カ所、城川に5カ所の計18カ所ございます。給水戸数は350戸、給水人口は782人でございます。

計画給水人口50人未満の簡易給水施設及び共同給水施設は、野村に3カ所、城川に44カ所、計47カ所ございます。給水戸数は324戸、給水人口は703人であります。

さらに、専用水道が野村に1カ所ありまして、給水人口は79人でございます。

次に、水道料金につきましては、上水道では、基本料金について、口径13ミリで5立方メートルまでが660円、5立方メートルを超え8立方メートルまでが990円と料金が統一されております。8立方メートル以上の超過料金につきましては、4つの給水区域によってそれぞれ料金が異なっております。

上水道以外の水道につきましては、各水道施設の維持管理費用をもとにそれぞれ料金を定めておりますが、城川の簡易給水施設及び共同給水施設については、小規模な施設であるため、年間9,020円の定額と加入戸数当たり770円の合計金額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

何となくさんの水道の供給体制が西予市にあるものだなと、かように思っております。これも旧町ごとのいろんな合併までに、そうですね、合併のときに水道施設だけは、水道料金だけは、合併協議の中に協議をしちやいかんというような雰囲気になっておりましたね。それだけ水ってのは空気のようにであり難しい問題なんだろうと今もって認識をいたしております。

監査報告にもありましたように、水道事業の経営は、法定耐用年数を経過した水道管の割合が高く、更新が進んでないのが現状である。経営戦略に基づき、水道管の更新を計画的に進めていただきたい。また、安心・安全な水道水の供給と水道管更新などに必要な財源の確保を念頭に、適切な料金設定にも取り組んでいただきたい。

そして簡易水道についても、少子高齢化、過疎

化によって給水人口が減少し、経営が困難になることが予想される。これからのやり方や料金設定の在り方について危機意識を持って、事業の方向性を導いていただきたい。

このような監査の報告が来ておりますけれども、やはり毎年、多分これからもこういうような監査が出てくると思うんです。そこで、10年先20年先になろうと思っておりますけれども、現状の実態をしっかり分かってないと、これからの対応がとれないと思っておりますので。

質問の中でちょっと尋ねたいと思うことが一つありましてね、先ほどの数字の中で、人口が3万5500人と解釈しますと、いろんな給水の施設の方法が、給水人口全部足しますと3万5100人ぐらいになるんで、あと300か400ぐらいの人は、どのような水の供給体制になってるのか、ちょっと分かれば教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

先ほど答弁をさせていただきました人口につきましては、令和4年3月末現在の人口で報告をさせていただきます。全体が3万5564人となっておりますが、先ほどの答弁の中に含まれない箇所につきましては、水道施設がなく山水や井戸を使用されている未給水人口となります。これにつきましては534人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

経済は水が高いところから低いところへ流れるのが経済であり、政治ってのは、水を低いところから高いところへ管理するのが政治であるという、偉い人が言ったんだろうと思うんですけど、学校に行ってたときにこういう話を聞いたことがあります。これから水の管理ってのは、今からもやっていかないといけない。今日も、先ほど言いましたけれども、これ水が昨日で多分、聞いておりますのは10ミリ前後しか明浜は降ってないということです。クーラーのやはり灌水を野村ダムの水をいただいて、感謝しながらやらなければな

らなくなってくると思いますが、野村ダムと言いますと、またこれは水源の問題があります。

西予市の水源が現在どのようになってるか。施設、供給施設ごとの水源。また、野村ダムの水をはじめ、肱川の水を原水としている世帯数及び人口についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道の水源についてお答えをいたします。

上水道の水源は、それぞれ供給区域の表流水や井戸水及び湧水であり、宇和に17カ所、野村に2カ所、三瓶に8カ所の合計27カ所ございます。

上水道以外の水道の水源は、一部には湧水を水源としていたり、複数の水源を持つところもございますが、ほとんどが表流水、川の水を水源としており、単一の水源となっております。

次に、野村ダム及び肱川の水を水源としているのは、南予水道企業団から受水している明浜給水区域全域及び三瓶給水区域の一部でございます。なお、渇水期には、野村給水区域も肱川を予備水源として使用する場合がございますが、これは臨時的なものでございます。

このため、野村ダム、肱川を水源としているのは、令和4年3月末で、明浜1,730戸、2,862人、三瓶は総配水量に占める受水量の割合が令和3年度で10.9%でありますので、この割合から算出をいたしまして407戸、671人、合計で2,137戸、3,533人でございます。これは、上水道全体の戸数では14%、給水人口では12.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

私が原水はどのようになってるかという質問をしますのは、これだけ西予市ってのは肱川の恩恵を受けながら、野村ダム、昭和42年の大干ばつでの需要が出たんだと思うけど、2市8町にだけ水を供給、生活用水を供給する南予農業用水を供給するためにつくったんですけども、実際西予市に野村ダムの水使ってる飲料水、生活用水に使って

るのは3,500人なんです。今3万5500人だから1割の人しか野村ダムの恩恵を受けてないんですよ。受けてない野村ダムが、先般の大きな洪水になって、そして、西予市には一つも寄与してないじゃないかという感情論が出てくる。その辺りに将来、20年先には、やはり人口減の中で野村ダムがあれだけあって、できたときは2市8町で17万人ちょっとの給水人口でありましたところが、今、2市9町の合併しましたが、13万人ぐらいになると思います。このあたりも含めて、将来的にはやはり給水を野村ダムに頼る、その施策も20年ぐらいの間にすべきではないかなと思います。

いろんな財源の問題がありますので、この原水の問題は、地下水の問題、伏流水の問題、いろんなその湧き水だとか、三瓶なんかは野村ダムの水をとりながら自分とこの地下水を入れて、そして生活用水にしてる。もちろん原水の単価がありますので、このあたりも含めた形で将来的な原水の在り方についても将来考えるべきであろうと、私は現在そう思っております。

水質検査についてお尋ねします。

これだけ多種多様な供給体制がある中で、安全・安心のための水質検査は。検査場所、回数、料金等をお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水質検査の場所、それから回数、料金等についてお答えをいたします。

水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件は、水道法第4条に水質基準として規定をされております。水道水が水質基準に適合するかどうかを判断するための水道水質の定期及び臨時の検査が水道事業者により義務づけられております。このため、市では、水質検査計画を策定し、その検査項目や検査頻度などを定めております。

まず、上水道につきましては、明浜1カ所、宇和8カ所、野村1カ所、三瓶4カ所の給水栓において、浄水の毎月検査を実施しており、原水につきましては、原水の毎月検査を実施しております。また、上記給水栓において、年4回検査も3カ月に1回実施をしております。このほかにも年に1

回、上記給水栓における浄水基準項目検査、これにつきましては、宇和が17カ所、野村が2カ所、三瓶8カ所の原水基準項目検査、そして、原水基準項目検査につきましては、宇和1カ所、三瓶7カ所のクリプトスポリジウム検査、これは原虫に対する検査でございますが、これを実施しております。

次に、料金につきましては、南予3市4町2企業団で構成をいたします南予地方水道水質検査協議会負担金として、上水道で624万8243円を負担しております。

簡易水道においても、それぞれの給水栓及び原水において同様に検査を実施しており、負担金は522万9262円となっております。

給水人口の少ない県条例水道や飲料水供給施設では、浄水9項目検査を2カ月に1回、さらに給水人口の少ない簡易給水施設や共同給水施設においては、浄水9項目検査を年1回実施しており、負担金は、合計で154万8495円となっております。

水質検査に关します費用は、総額1302万6000円となっており、これは協議会全体の約25%になります。給水人口の割合では17.7%と少ないのですが、検体数の割合では32.4%ございまして、給水人口の割に検査数が多いことを示しております。

なお、水質検査の詳細につきましては、市のホームページに水質検査計画書と水質検査結果を掲載しておりますので御覧いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

何と水質検査の数が多いことかと思っております。

各自治体を比べてみますと、特別に西予市は多い。宇和町の水質検査8カ所というのは、上水道とかそういうことが1カ所になってたら1カ所でもいいんじゃないかと思うのが単純な考え方なんです。何で8カ所になるのか説明できたらいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

ただいまの宇和の検査箇所について御答弁申し上げます。

宇和では、上松葉、明石、新城、下川、多田、河内、田之筋、文治が駄場の8つの浄水場がありますので、それぞれの浄水場からの給水栓で検査を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

愛媛県も将来的に水道事業については非常に難しくなるということで、これから愛媛県水道広域化推進プランの概要ということで、令和40年度予測なんかを立てて対策をどうしたらいいかということが始まりつつあります。

そのときにお聞きするんですが、有収水量の現状と人口減少、また、節水とか生活様式の多様化、ここ数年飲料水なんか、水道水を直接飲まれる人なんか少なくなっていると思います。そしてまた、洗濯機でも節水型、食器でも節水型、そういうものができておまして、有収水量は非常に落ちてきていると思います。このあたりの人口減少とともに、現状と西予市の将来見込みが分かれば教えていただきたいんですけども、愛媛県の水需要予測は出ておりますが、ほとんどどちらも令和40年には半分になって経営ができない、水の供給をどういう対策をしてやるのかというのが問題になっておりますが、西予市も今から、これだけ多様性があるが原水が違う、生活用水の供給施設が違う、他市とも比べても複雑怪奇な水道事業になっておりますが、有収水量、給水収益の現状と人口減少等々についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

令和3年度実績では、有収水量、前年比1万2848立方メートル減の327万1353立方メートルとなっております。給水収益は、前年度比2万4397円増の5億6254万3333円となっております。

次に、将来の見込みにつきましては、先ほど議員御指摘のとおり、今年度策定されました愛媛県

水道広域化推進プランによりますと、南予地域では、令和40年度における有収水量及び給水収益は、平成30年度の約50%となる予測が出されております。

西予市におきましても同程度の割合で減少すると仮定をいたしますと、令和40年度には、現在の有収水量及び給水収益は半減するものと予測をされます。

また、電気料金や薬品及び資機材などの維持管理費用が上昇することが考えられます。このままでは将来的に資金が不足して水道事業の経営が成り立たなくなるおそれがあると考えられます。

また、施設の老朽化対策、耐震対策についても喫緊の課題となっております。これらに要する費用も経営を圧迫する要因となっていくと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

将来的には資金もショートして水道事業の経営が成り立たなくなるおそれとありますけども、数年ぐらい後にはもうこれ完全にシミュレーションをつくって、そして、給水収益とかそういうものを考えながらやらないとやっていけなくなるということは目に見えておりますので、そのあたりの対応もこれから始めるべきではないかと考えております。

老朽化、耐震化対策についてお尋ねをいたします。

上水道の老朽化はどれほど進んでいるのか。また耐震化はやられておるのか。他市との耐震化率の比較は。耐震化の財源は。簡易水道、その他供給施設の老朽化対策についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

上水道の老朽化、耐震化についてお答えをいたします。

地方公営企業法における耐用年数は、浄水施設60年、配水設備60年、配水管40年となっております。

ます。

上水道施設については、三瓶が昭和 25 年に事業を創設いたしまして、71 年が経過しております。野村が昭和 32 年で 64 年が経過しております。宇和が昭和 34 年で 62 年が経過しております。最も新しい明浜が昭和 53 年で 43 年が経過しております。

以降、随時拡張、改良工事等を実施してきておりますが、主要施設の一部は、現在も創設当時のまま 60 年以上経過し使用しているものもございます。これらは耐用年数を超過しております。また、基幹管路は他施設に比べまして耐用年数が短いため、耐用年数を超過した管路も多く存在しており、およそ 4 分の 1 は耐用年数を超過している現状と考えております。

次に、耐震化につきましては、令和 2 年度末の時点で、西予市の耐震化率は、浄水場が 39.6%、配水池が 33%、基幹管路が 19.7%となっております。県平均では、浄水場が 58.9%、配水池が 65.8%、基幹管路が 31.7%であることから、西予市はかなり低い水準と言えます。上水道のある県内 18 の市町の中で、耐震化率は、浄水場は上から 8 番目、配水池は 13 番目、基幹管路は 16 番目になります。

今後、耐震化を進めていかなければなりません。この財源として国庫補助を受けるための資本費等の条件を満たすための将来的な事業計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

また、簡易水道やその他の供給施設の老朽化対策については、簡易水道等では補助事業がないため、多額の資金を要する予防保全の対策をとることができず、各水道施設の自己財源と市の補助により、事故が生じたときに対処する事後保全による対応をとらなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

なかなか大変でございまして、将来これどうやったら空気のような水がいつでも安全・安心な水が供給できるのか。この問題を先延ばしするのではなしに、何らかの形で考えるべきときに来てるんじゃないかと切に思います。

そこでお尋ねしますが、現教育長が一生懸命課長のときに、料金改定を寝ずにやられたことを私覚えておるんですけども、あの御苦労は大変だったと思います。

それに対しまして、また今回、このような状態の中で料金改定の考え方はあるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの酒井議員からの上水料金の改定についての考えについてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど給水収益の将来見込みでもお答えをいたしましたとおり、令和 40 年度頃には給水収益が現在の 50%以下に落ち込むと推測されています。施設を維持していく費用も増加していく上に、老朽化も進行しており、老朽化対策に合わせて耐震化工事も進めていく必要がございます。

現在も老朽化対策、耐震化対策を進めておりますが、予算に限りがあるため進捗は芳しくありません。その結果が、先ほど申し上げましたとおり、県内でも耐震化率が下位になっている原因であります。

今後、近い将来予測される地震に備えるためにも老朽化対策、耐震化対策を計画的に、またその進捗ペースを上げていく必要があります。そのためには必要な予算を確保しなければなりません。将来にわたって収入が減少していき、費用が増加するわけでありますから、必要に応じた水道料金の改定が必要であると私は思っております。

市といたしましては、令和 6 年度に料金改定を行うための準備を進めております。市民の皆さん、または議会の皆様に御理解をいただきながら、そのような料金改定に向けた準備を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

老朽化とか耐震化の推進、そして、そういう財

源に対して、水道料金の料金改定、下げるわけじゃないだろうと思うんですよ、上げるんだらうと思いますけども、上げて、それだけの財源を確保しても、それだけの耐震化とか老朽化の対応ができないわけですから、予想されるわけですから、これは国・県挙げて陳情で、西予市だけの財源で対応ができる問題じゃないと思うんです。これから20年かけて、国・県や日本の国の水道事業に対しての陳情だとか、議会もそういう働きをするような協力をいたしますので、国に対しての起債の発行、そしていろんなものをもっと起債が借りやすくなるような対応とか、そういうことを陳情すべきであると思いますが市長、もういいですよ、そしたら。市長やりますか、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま酒井議員から応援のメールを送っていただいて感謝申し上げます。

市としましても、市長会等を通じて、国・県への要望等は行っておりますし、また、県下でもこの問題を共有する市町は多く、また全国を含めばもっと多い部分があります。それで先ほども部長の答弁の中にもありましたけれども、国の補助を活用できるような計画も含めて、また財源についての柔軟な対応を国・県に求めてまいりたいと思いますので、議員各位の御支援をお願いしたいと思います。ありがたいメールありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

次に質問を予定しておりました災害時の生活用水の供給体制とかといいますのは、時間もございませんので割愛させていただきますが、先般、9月4日に明浜町宮野浦で防災訓練が行われました。そのときにもやはりいろんな対策がなされておりますので、これからの問題についても、いろいろ想定されるであろう災害時の生活用水についての対応も危機管理課、また建設課で、建設部でしっ

かりと対応していただきたいと思います。

そして、県の水道広域化推進プランの推進について考えをお聞きしたいんでございますけれども、時間もございませんので、私の進言をさせていただきたいと思います。

これほど西予市の水道事業については多岐に多様にわたっておりますので、ほかの上水道が非常に割合の高い市町村と比べて、同じスタンスで同じようにできるとは思いません。これを西予市の中には、やはり逆に言えば、水道料金がどんどんどんどん上がっていくと、先ほど説明があった500人ぐらいが自分とここで自分の水道を、生活用水を賄ってるところのほうが昔に帰っていいかなというような感じまでします。

今は、結局浄化する機械や機能が非常に高くなっておりますので、飲料水にしてもそんなに難しい問題ではないと思います。生活用水の水道、その辺りも含めて、今後、愛媛県の協力、南予水道企業団等々につきましても、協力型のほうかどうかをしっかりと施策を判断していただきたい。また、議会にも相談していただければ協力を惜しみません。

そしてもう一つありますのは、西予市の水道事業は、市民は平等に施策を享受すべきであるという問題があります。上水道ばかりが、結局値上げはしても税金を費やして、そして環境をよくしていくばかりではなしに、やはりいろんな多種多様の原水を持っておられる供給施設に対しても同じような西予市の市民としての配慮をお願いしたい。というのは、いろいろな形がありますけれども、自主経営されてるところは現在安いかもしれませんが、高いところもあるかもしれません。その辺りのところへも配慮をしていただいて、市民への平等性の水道事業、生活用水の供給は、どういう供給施設であっても市民であると思いますので、平等性を保つような施策をしっかりと基本的に考えていただきたいと、このように私はお願いをいたしまして、これから20年たちますと、この問題は、やおら表に出てきます。

今地球温暖化が始まっているように、西予市のこの水道問題は、10年先20年先には必ず出てくる問題でありますので、現在戦っておりますコロナとの施策の問題も含めまして、今戦わなければならない施策、将来考えなければならない施策につ

いて、今回は質問をさせていただきました。

本日はありがとうございました。

○小玉議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月8日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時15分

第 3 日

9月8日（木曜日）

令和4年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 9月 8日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 9月 8日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和4年 9月 8日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 0時15分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|-----------|-----------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|--------|--|--------|---------|-----------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | 者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 2 | 議案第89号 | CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について | 認定第5号 | | 令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第90号 | 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について | 認定第6号 | | 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第91号 | 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | 認定第7号 | | 令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第92号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第8号 | | 令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第93号 | 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 認定第9号 | | 令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第94号 | 令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号) | 認定第10号 | | 令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| | 議案第95号 | 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | 認定第11号 | | 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 議案第96号 | 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 4 | 議案第100号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| | 議案第97号 | 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 5 | 議案第101号 | 令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号) |
| | 議案第98号 | 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 6 | 請願第1号 | 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書 |
| | 議案第99号 | 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) | | | |
| 3 | 認定第1号 | 令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第2号 | 令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第3号 | 令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |
| | 認定第4号 | 令和3年度西予市後期高齢 | | | |

	本日の会議に付した事件			者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
1	一般質問			
2	議案第89号	CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について	認定第5号	令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第90号	西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について	認定第6号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第91号	西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	認定第7号	令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第92号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第8号	令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第93号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第9号	令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
	議案第94号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)	認定第10号	令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第95号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第11号	令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第96号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	4	議案第100号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議案第97号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5	議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)
	議案第98号	令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6	請願第1号 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書
	議案第99号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
3	認定第1号	令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第2号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第3号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第4号	令和3年度西予市後期高齢		

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

おはようございます。

本日はたくさんの傍聴ありがとうございます。

1番日本共産党和気数男、議長より質問の許可がありましたので質問をさせていただきます。

昨日もありましたが、新型コロナウイルス感染症第7波が猛威を振るっております。日本、愛媛県、西予市ともに、過去最多の感染者を記録しております。感染された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い御回復をされますことをお祈りいたします。

そして、感染が急拡大している中、最前線で戦っておられる医療従事者の皆さんには心からの感謝を申し上げます。

最近身近に感染者が出てきていることで、一般の方からも「もうどこに出てもおかしくはないわいな」の言葉をたくさん聞くことが多くなっております。しかし、急激な感染拡大により死亡者、重症者も増えていることから、基本的な拡大防止策は守り、感染拡大を少しでも減らすことが大切であろうかと思います。子どもの感染が少ないと言われておりましたが、第7波ではかなり増えておるようです。そして、ワクチンの対象外の5歳以下の子どもも感染の事例が報告をされております。

さて、第6波が終息し、さあこれから経済対策に本格的に取り組むことができるぞと町内でも意気込んだ人も多かったのですが、7波の急拡大で、小さな町の中では、しばらくは閉塞感と諦めの気持ちが合い混ざった状態ですので、今回の一般質問も簡略なものにして、市民の皆さんとの会話の中から、これはどうなっているのかなどの中から行いたいと思います。

最初に、平成30年豪雨災害の復旧状況を質問させていただきます。

被災した市道や農地、被災した公共施設、野村運動公園の仮設住宅の解体撤去、県道宇和野村線、山瀬川の復旧状況について、どのようになっているか質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

被災した道路や農地、公共施設等の復旧状況についてお答えいたします。

災害発生から4年と2カ月が経過したところでございます。多くの方々の御協力により、着実に復旧・復興が進んでいることに感謝を申し上げます。

まず、道路、河川、橋梁復旧事業の進捗状況ですが、道路災害88件のうち87件、河川災害24件のうち11件、橋梁災害2件のうち2件、合計で114件のうち100件が完成しており、完成率は87.7%となっております。

残り14件につきましても、昨年度に入札を済ませ、現在工事中であり、本年度中の完成を目指しております。

次に、農地及び農業用施設復旧事業の進捗状況ですが、国の補助事業で実施をいたします公共災害につきましては、合計281件、12億6269万3000円の工事が災害対象となっており、全ての工事を発注しております。このうち248件、10億9700万8000円が完成し、完成率88.3%となっております。残り33件、1億6568万5000円につきましては、農地が19件、農業用施設14件で今年度中に完成予定となっております。

市の単独事業で行います小規模な災害復旧事業の進捗状況ですが、633件の申請があり、418件が完成しており、残り245件で、完成率63.0%

となっております。河川や道路災害を優先して実施しており、これらの事業が終わり次第、順次進めてまいります。

次に、公共施設等の復旧事業の進捗状況ですが、計 41 施設ございます。事業数で言いますと 187 事業となります。うち 185 事業を発注しております。発注率は 98.9%となります。また、完成率については 97.9%となっております。

次に、県が所管であります復旧事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、野村運動公園に建設をしておりました仮設住宅の解体状況ですが、7月に解体工事に着手しております。県建築住宅課及び施工業者に確認したところ、9月いっぱいには解体工事が完了する予定とのことであります。

次に、県道宇和野村線ですが、西予土木事務所に確認をしたところ、現在通行止めとなっております主要地方道宇和野村線地滑り災害の復旧状況につきましては、昨年度末に7万立方メートルの地滑り頭部の土塊を除去する排土工事を完了し、現在は、9月末の片側交互通行による通行止め解除に向けたアンカー工事を行っているとのことで、全面開放は、本年度末の令和5年3月を予定しているとのことであります。

次に、山瀬川の災害復旧工事につきましても、西予土木事務所に確認をしたところ、現地の測量設計は令和3年度に完了しており、8月22日から入札公告を行っており、9月12日に開札が行えると伺っております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

公共施設の進捗状況、発注率 98.9%、完成率 97.9%ということで、着実に復興・復旧が進んでいると、大変力強い答弁をいただきました。

再質問であります。公共施設はどのような施設事業が残っているのでしょうか、質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

公共施設等につきましては、野村体育館、野村支所第4別館、旧野村児童館でございます。次に、林業者等健康増進センター、野村高齢者工芸館、野村老人憩の家、旧貝吹公民館、桂川溪谷が残っております。そのうち、野村体育館、野村支所第4別館、林業者等健康増進センターの解体、野村高齢者工芸館の改修につきましては、発注済みでありまして、工事完成を10月末として事業を進めております。

野村老人憩の家、旧貝吹公民館の解体につきましては、10月発注予定で進めており、年度内完成を予定しております。

桂川溪谷につきましては、大規模な工事となることや生活再建が最優先事業と考えていることから、具体的な復旧工事の計画は現在ございませんが、今後は優先する復旧・復興事業の進捗状況を見ながら、ジオパークとの関連性を含めて検討してまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

もう1回再質問でございます。

野村運動公園にある仮設住宅は、9月いっばいに解体工事完了の答弁でしたが、運動公園として市民が使用できるのはいつぐらいからになるか質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

野村運動公園多目的広場は、発災後から約4年間、仮設の野村保育所や仮設住宅が建設されたため、仮設給排水設備の配管工事による暗渠排水管の断線等によりまして、グラウンド面の排水機能が著しく低下していることが懸念されますので、グラウンドの暗渠排水工事を行うよう、当初予算において事業費を計上し、今週9月6日に入札を行いまして、請負業者が決定いたしましたので、来年3月中旬完成を目指し事業を進めてまいります。

具体的な利用開始時期は決定いたしておりませんが、工事完了後、可能な限り速やかに市民の皆様が利用できるよう準備を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

県道宇和野村線も非常に特に野村町民にとっては待望久しいものですが復旧の見通しが出てきております。最近西予土木事務所長と話したとき、地滑り地域の土石が動いたら、松山の県の職員や業者などに即時信号が発信されるようになったと聞きました。今後、安全面で一步進んだ対策がとれるのではなかろうかなと感じております。

山瀬川についても若干触れておきたいと思えます。野村の愛農地区から愛宕本町2丁目、3丁目の境界を流れる支流で、豪雨災害のときには、川幅が狭いので物すごい急流となり、肱川からの氾濫と合流をし、2丁目、3丁目の災害を非常に大きくした小さな川であります。

被災後は、幅10メートルの川は土石で埋め尽くされており、管理者の県もそこまでは手が回らないと放置されておりました。愛宕本町2丁目、3丁目の有志の方が、誰もやらないのなら自分たちで土石流の撤去を始められ、愛宕橋の上50メートルくらいの地点から下流肱川まで、約1キロの土石流を3カ月かけて人力で撤去しました。

しかしその後、愛宕橋の上の擁壁が崩れ、そこから大雨が降るたびにまた土石流が流れ込むようになって、愛宕橋下の川を埋め尽くすようになり、そのたびに約3年間、有志の人たちが撤去しておりました。今回やっと土木事務所も順番が来たということで擁壁の修理ができるようになり地区の人たちは大変喜んでおられることを報告したいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

肱川の河川改修状況について、野村大橋と石久保橋の付け替え工事の進捗状況、今後の見通しについて質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

まず野村大橋は、事業実施主体が愛媛県でございますので、西予土木事務所に進捗状況等について確認をいたしましたところ、次のとおり回答がございました。

現在、野村大橋の架け替えについては、必要となる用地等の調査が完了いたしまして、関係する皆様の御理解、御協力をいただきながら買収、借地等に係る交渉を行っており、順次契約をいただいているところでございます。

今後におきましても、用地等の契約、移転等に係る交渉を進めまして、早期の工事着工に向けて取り組んでいるところでございます。御協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、石久保橋の架け替え工事状況につきましては、県が行います河川護岸工事や野村大橋の架け替え工事と調整が必要なこと、技術的にも専門性の高い工事でありますので、委託工事として愛媛県で実施をしております。

今年度から、県において橋梁の詳細設計を進めているところでございます。設計完了後には、市で用地測量、用地買収を進めるよう計画をしております。

続きまして、肱川護岸工事の状況について、西予土木に、これについても伺っております。

肱川の大規模特定河川事業において取り組んでおります護岸工事につきましては、令和3年度に、最下流部の右岸側の護岸工事85メートルを完成させております。引き続き、本年度も上流に向けて、約100メートルの護岸工事に着手をしております。

今後におきましても、関係地権者との用地交渉を継続し、工事を進めることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それでは次の質問に移らせていただきます。

被災された住民の生活や生業の復旧状況についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

被災された住民の生活や生業の復旧状況についてお答えいたします。

市内では、多くの事業所や店舗等が被災し、本市の商工業は大きな影響を受けました。そのため、市の産業経済の回復、さらには活力を維持するため、被災した事業者の再建意向を踏まえた多様な支援が求められたところでございます。

市では、産業・経済における生業の復興のため、大きな被害を受けた市内事業者の事業再建に向けた支援といたしまして、中小企業者等復興補助金事業、災害関連対策資金等利子補給事業等の各種施策を実施してまいりました。このうち、復興補助金事業につきましては、昨年度をもって事業を終了したところでございますが、引き続き、復興まちづくり計画により市内商工業の再生に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次ですが、心を痛めた住民の方の復興支援状況についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

心を痛めた住民の心の復興についてお答えいたします。

平成30年10月1日に、被災された方々の安定的な日常生活の確保を支援するため、西予市地域ささえあいセンターを開所いたしました。

また、平成31年3月に策定いたしました西予市復興まちづくり計画におきましては、日常の暮らしの再建における被災者支援の具体的な施策として、地域ささえあいセンター運営事業の推進を掲げております。

具体的な活動内容といたしましては、相談支援員による戸別訪問、地域情報交換の場のサロン活動や健康相談、心のよりどころの場の提供による傾聴活動を行ってまいりました。また、月に一度、

西予市地域ささえあいセンターと行政関係各課、愛媛県社会福祉協議会との連絡会議を開催し、被災者の生活再建や地域コミュニティーの再生等にも取り組んでまいりましたが、被災者の方が安心して暮らし続けることができる住環境の整備が進んだことから、令和4年3月末をもって、西予市地域ささえあいセンターは閉所したところでございます。

今年度4月以降におきましては、西予市社会福祉協議会の取り組む地域福祉事業や生活基盤体制整備事業及び西予市生活困窮者自立相談支援事業など既存の事業を活用・連動して支援を継続することとして、関係各課や社会福祉協議会等と連携をいたしまして、再建支援、再建後の孤立防止や困り事への対応を行っております。

今後も個々の諸課題に対応した持続可能な支援に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

この点におきましては、丁寧に対応されておりましたことを私も何回か拝見させて頂いております。

答弁にもありましたように、今後も必要に応じて持続可能な支援を行ってほしいと思います。よろしく申し上げます。

次、2番目の質問に移らせていただきます。

9月は防災月間の月であります。なぜ9月が防災月間の月になったのか。皆さん御存じのように、1927年に起こった関東大震災が9月1日、さらに、9月は台風や大雨など自然災害などが多いためであります。そして近年は特に、南海トラフ地震、30年以内に70%の確率で起こると予測をされており、いわゆる耐震という問題がよく言われております。

これは、阪神淡路大震災においては、犠牲者の死因が建物の倒壊による圧死、損壊死が83.3%ということでございました。

先月、高齢者グループの方たちと懇談中にこの話になりまして、その中のお一人が、かなり古い市営住宅に入居しているが心配でたまらないと。この対策についてどうなっているのかというよう

なお願いも受けまして今回の質問となりました。

質問ですが、西予市の管理住宅戸数と耐震性能を満たしている住宅戸数、割合は幾らあるのか質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

まず、現在西予市で管理をしております住宅は、令和4年4月1日現在で、公営住宅769戸、特定公営賃貸住宅14戸、市単独住宅93戸、計876戸を管理しております。

そのうち耐震性を満たしております住宅につきましては480戸で約55%となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問です。

今後耐震性のない公営住宅の耐震化の予定について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

耐震性のない昭和56年5月以前に建設をされました建築基準法の旧耐震基準で建設をされた市営住宅については、平成26年に策定いたしました西予市公営住宅等長寿命化計画により、耐震化を進めております。

当市の耐震性のない市営住宅の多くは耐用年数を超過しているか、もしくは数年内に耐用年数を迎える住宅が多く、補強などの耐震化ができない状況でございます。このため、耐用年数を超過し市営住宅の希望が多い団地については建て替え事業を進め、市営住宅の希望が少ない団地につきましては用途廃止を行っております。

なお、建て替えにつきましては、現在、宇和町の一の瀬団地において、順次建て替え工事を進めている状況でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問でございますが、老朽化によって耐震化できなかった家賃は上がるのか。また、耐震化した場合の住宅家賃は変更するのか。入居者の皆さんは大変気になさっておることでございます。答弁のほどよろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

老朽化し耐用年数を超え耐震化でなく建て替えた場合の住宅については、公営住宅法の家賃算定方法により、住宅の規模係数や経過年数係数などが変わりますので家賃は上がることとなりますが、家賃の激変緩和措置として5年間で徐々に本来の家賃となるよう減免をしております。

次に、耐震化した場合の住宅家賃につきましては、当市では市営住宅を耐震化した事例はございませんが、耐震化のみでは、住宅設備など大きく改善されたことにはなりませんので、住宅家賃の見直しを行う予定はございません。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

続きまして、民間住宅の耐震化補助について質問いたします。

西予市内の民間住宅について、耐震性を満たしている住宅の割合はどのくらいあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

西予市内の民間住宅の耐震性については、住宅・土地統計調査によると住宅総数2万580戸のうち1万1494戸、約56%の住宅が耐震性を有している住宅とされております。内訳につきましては、木造が1万7649戸のうち9,575戸、約54%

の住宅が耐震性を有しております。非木造では2,931戸のうち1,919戸、約66%が耐震性を有した住宅となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

耐震基準ができて64年ですか、ということなので、大体こういった数字かなと思います。災害が起きたときに被害を小さくするためにも十分な対策を講じてもらいたいものと思っております。

そこで、住宅耐震化を行っている、その補助について行っているのか、その内容と実績について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

耐震住宅化を促す補助についてお答えをいたします。

当市の住宅耐震化に対する補助につきましては、木造住宅の耐震性の有無を判定する耐震診断補助、診断に伴い耐震改修工事を行う場合には、工事についても補助を行っております。いずれの補助につきましても、令和5年1月31日まで随時申請を受け付けております。

なお、木造以外の非木造住宅や住宅以外の建物については補助は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

木造住宅の耐震改修事業について、市民への周知方法はどのように行っているのか伺います。

○小玉議長

和気議員に申し上げます。

3番の補助制度の内容と実績については質問いかがでしょうか。飛ばされました。どうされますか。順番に、通告順にお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

失礼をしました。ちょっと飛ばしておりました。

3番補助の内容と今までの実績について伺います。

併せて4番木造住宅耐震改修事業も一緒をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

まず、補助制度と実績についてお答えをいたします。

補助の内容と実績につきましては、木造住宅耐震診断補助と耐震技術者派遣とがございます。木造住宅耐震診断補助につきましては、住宅の所有者が専門家に耐震診断を依頼し、補助対象経費の3分の2以内で上限2万円の補助を行っております。平成18年度より実施をしております。これまで35件の補助を行っております。

次に、耐震技術者派遣制度につきましては、住宅の耐震性を診断する専門技術者を直接派遣する制度で、住宅所有者に評価手数料の3,000円または9,900円を負担していただき、耐震性の有無を調査するものでございます。この事業は平成28年度より実施をしております。これまで80戸の診断を行っております。

次に、木造住宅耐震化補助につきましては、先ほど説明をいたしました耐震診断などで補強が必要と評価をされた住宅の耐震化工事が対象となり、補助額は補強などの補助対象工事で、上限は114万円となっております。平成23年度より実施をしております。これまでに42件補助をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

和気議員に申し上げます。

通告内容、これ一問一答方式を選択されましたので、併せてではなくて一問一答をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

大変失礼をいたしました。

それでは、改めて木造住宅耐震改修事業の市民への周知方法をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

市民の方への周知について御説明をいたします。

木造住宅耐震化促進事業の市民の方への周知につきましては、毎年5月に市の広報紙に補助事業の内容について掲載をいたしまして、地区への個別訪問を約250戸程度実施し、昨年度は野村町大和田地区の一部、本年度は三瓶町周木地区を予定しております。

また、西予市行政情報番組におきましても、木造住宅耐震化促進事業の補助制度について説明を行っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それでは次の質問でございます。

優秀な職員の優秀な人材の育成・確保について質問をしたいと思います。

若者の公務員離れが目立つようになったと、主に国への若者の応募者が減ったという報道が目立っております。

西予市の職員採用、退職の状況について、公務員採用試験申込み数の減少や早期退職者の増加が懸念をされておりますが、西予市の状況や対策をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員採用、退職の状況またその対策につきましてお答えをいたします。

国におきましては、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態の公正な待遇の確保等を図る働き方改革の取組も実施をされておきまして、今後は、ワークライフバランスにも配慮した定員管理が重要となってまいります。また、地方公務員法等の改正が続いておきまして、令和

2年度には会計年度任用職員制度が導入、また、令和5年度末退職者からは定年延長が予定されているなど、職員体制は大きな変化を迎えております。

全国的な人口減少・少子高齢化は、今後も引き続き進行し、本市におきましても生産年齢人口の減少等によります税収の減少、高齢化による社会保障負担の増大など、行財政運営は今後一層厳しさを増すものと見込まれております。そうした社会全体の構造的な変化が進む中で、本市におきましては、行政が真に担うべき役割を明確にするとともに、定年退職後の再任用及び定年延長等の制度運用や新規採用職員の任用を的確に把握をいたしまして、市民生活に不可欠な行政サービスを持続的かつ安定的に提供し続けるための組織体制を構築、維持するため、令和3年9月に、西予市定員管理計画を策定いたしましたところでございます。

令和5年度からの地域づくり活動センターへの移行に合わせまして、現在の支所業務を人員とともに本庁へ集約し、組織のスリム化を図りながら、令和6年度からの10年間で50人程度の職員数を削減することとし、将来を見通した適正な定員管理に努めてまいります。

職員の採用についてでございますが、令和5年度からの定年延長の導入に伴います影響や今後の動向を注視しながら、職員の年齢構成、組織の新陳代謝、退職者の培った技術・経験等の承継を考慮し、計画的な採用を行ってまいります。

採用試験の申込み者数につきましては、年々減少傾向にありまして、一般行政事務職（上級）の令和3年度応募者数は、10年前より約60%減少しております。そのため一般事務職のほか、技師、保健師、保育士、こういった専門職を含め、本市独自のインターンシップ制度の創出の検討を進めるなど、受験者数の増加、また新規採用職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

5年度から定年制の延長を行い、なおかつ、今後10年間で50人の人員削減をする計画がスタートするようでございます。

これなかなかですね、可能なのかなという気がいたしますが、そこら辺、やっぱり新採を抑制するという方向になるのでしょうか。そこら辺のこと考えておられることをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの 50 人削減の可能性と新規採用職員の採用についてお答えをさせていただきます。

西予市定員管理計画におきまして令和 3 年度から令和 15 年度まで、本市が計画をいたします職員数についてまずお答えをいたします。

令和 3 年度から 5 年度までは、現在進めております地域づくり活動センターの設置や支所及び教育委員会等の組織機構の見直しを行うといたしております。新体制構築までは職員数はほぼ現状維持といたしております。定員管理計画では、令和 5 年度当初の人員配置につきまして、市長部局である支所に配置する職員の 40%から 50%を業務とともに本庁へ集約し、明浜、野村、城川及び三瓶の各教育課につきましては、業務の本庁集約及び一部を支所へ移管するなどいたしまして、市民サービスの維持向上に努めることといたしております。

本庁への集約化につきましては、頻度の低い業務、専門性の高い業務等につきまして、本庁において一括して対応することで業務を効果的、効率的に遂行することが可能となる。また、組織力が強化されることで、各種施策の推進体制も強化されるなど、こういったメリットを最大限に生かすものでございます。

さらに、ライフラインの維持管理、防災・減災対策、地域自治組織との連携など、人命に関わることや地域密着の行政サービスにつきましては、拠点となります各支所、また、地域づくり活動センターへ適切な人員を配置することといたしております。

令和 6 年度からは、業務のさらなる効率化、合理化を順次進めてまいりまして、令和 5 年度を基準といたしまして段階的に職員数の削減を図り、令和 15 年度当初におきましては、目標としております職員数 50 人程度の削減を実現したいと考えております。

なお、この計画の見直しにつきましては 2 年に 1 回といたしてまいりまして、今後の組織機構の見直し等によりまして職員数が大きく変動する場合はその都度見直すことといたしてまいります。

また、新規採用職員の採用につきましては、過去に定員適正化計画集中改革プランで実施をいたしましたその年の退職者数に対して、翌年度には、その 2 分の 1 の人数を新規に採用するなど、こういった取組を参考にしつつ、先ほども申し上げましたが、定年延長の影響、また今後の動向を注視しながら、職種や年齢階層等の組織全体のバランスを考慮し、計画的な採用を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

計画を見ますと、1 年に 17 名ぐらい退職予定者のある年もあります。非常に今後無理のない対策を行ってほしいと思っております。

次に、職員の処遇についてお伺いいたします。

優秀な人材を確保するためにも処遇の改善が必要ではないか。過去にもこの問題質問したのですが、西予市は、ラスパイレス指数が県内市の中で最下位であることを理由として、過去に西予市と宇和島市の試験を受けて、両方合格したら宇和島市を選んだなどと聞いております。公務員離れが進んでいる今、少しでも改善して優秀な人材を確保するために、他市並みの処遇改善を求めるものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の処遇改善につきましてお答えをいたしません。

優秀な人材を確保するための処遇改善の一環としまして、人事評価結果の昇給反映を行うことといたしてまいります。この点についてお答えさせていただきますと思います。

西予市では、人づくりの基本的な考え方である人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を実現するため、職員一人ひとりが自分の強み弱みを

自覚し、それを踏まえて自分の能力を高めること、また、人材を育成し支援することを基本とした育成型の人事評価制度を導入し、人事評価結果を昇給及び給与等に活用してまいっております。

昇任につきましては係長試験の受験資格として反映を行い、給与につきましては勤勉手当の成績率に反映させてまいりました。

職員のやる気と能力を高め、組織全体を活性化させることを目的といたしまして、今後、令和6年1月以降の定期昇給時には、令和4年度後半評価結果、また、令和5年度の前半評価の2回の人事評価結果を反映させていくことを予定いたしております。

この反映によりまして、特に優秀な職員につきましては、通常の昇給よりも2号給アップとなります。6号給の昇給とする予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

今年の2月でしたか、ケア労働者の処遇改善策が国から参りまして、西予市も実施したと思えます。確か10月ぐらいまでは補助金が来たということで、それから後はどのようになるのかまだ聞いておりませんでした。今年度も西予市で実施をされるのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの和気議員からのケア職員の処遇改善のことに关しましてお答えをさせていただきます。

保育士等や福祉・介護職員、また看護職員等のケア労働者の処遇改善につきましては、本年第1回の定例会で関係条例の改正を行ったところであり、保育士等や福祉・介護職員については、令和4年2月から収入を3%程度、月額にしまして約9,000円、また、看護職員等につきましては、収入を1%程度、月額にして約4,000円引き上げる措置として対応しているところであります。

これらの処遇改善措置につきましては、10月

以降も引き続き対応することとしておりますが、厚生労働省においては、10月から処遇改善に係る診療報酬、または介護報酬の仕組みを改め、看護職員の処遇改善についても収入を3%程度引き上げるための仕組みを創設するよう検討されております。

現在、情報収集を、合わせて本市での運用について検討を進めているところであり、準備が整えば速やかに対応をしたいと考えているところであります。

新型コロナウイルス、特に、今回のBA.5への置き換わりに伴う急激な感染拡大によりまして、医療機関は非常に逼迫し、医師、看護師をはじめ、医療現場に関わる全てのスタッフが疲労こんぱいの状態にあることは御承知のとおりであろうと思います。

そうした苛酷な環境の中で、日夜尽力されている医療従事者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

医療スタッフ、特に医師、看護師の不足は、以前から非常に懸念されているところでもあり、そうした人材の確保は常に最優先の課題でもあります。

市といたしましても、医師、看護師をはじめとするケア労働者の人材確保に向けた労働環境整備や処遇改善を図り、地域医療及び地域福祉サービスの維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

この処遇改善策はコロナ禍の中、経済対策としてつくられたものというふうに承知をしております。改善して地域経済を好転させる、いわゆる給料を上げてどんどん地域経済を好転させるという狙いがございますので積極的に進めていただきたいと思っております。

続きまして、会計年度任用職員、地域おこし協力隊について説明を求めます。

制度開始から3年が経過した会計年度任用職員制度の現状、来年度以降の職員採用計画はどのようになっているかと、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本年4月1日現在、当市の会計年度任用職員は、フルタイムが172名、パートタイムが467名の合計639名となっております。部局別では医療介護部を除く市長部局が222名、教育部局が251名、病院、つくし苑などの医療介護部局が166名となっております。

令和2年度から会計年度任用職員制度が始まりまして、今年度で3年目となるということで、人事評価によります再度の任用につきましては、平等取扱いの原則、そして成績主義、また国の取扱いに準じ、原則2回までといたしておりますことから、令和5年度、来年度の応募につきましては、保育士や看護師などの資格職、専門職など一部の職種を除きまして、新しい方も応募できるように一般公募を原則といたしまして、ホームページなどで広く募集することといたしております。

令和5年度以降の会計年度任用職員の採用計画でございますが、来年度、大規模な組織再編を予定いたしておりますので、正職員の配置を踏まえ精査をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

2、3日前、8日だったと思うんですが、地方自治体で働く非正規公務員のアンケート調査を全労連から発表しております。それを見ると、6割の方が年収200万円以下で、家計を支える生計維持者でも半数以上が年数200万円以下と答えております。いわゆる官製のワーキングプアを生み出すような会計年度任用職員制度ではないかと批判しておりました。

このことは、西予市でも雇用形態が変わったために、年収は半分近くになり即退職された事例、また、市民から能力が高く市民からも評価されていた職員さんが突然退職されたと、なぜかと聞かれたこともあり、調べてみますとこの制度が取り入れられたためと判明いたしました。正規職員と同じ仕事をしていても、専門性が高く基幹的な

業務を担う人であっても賃金水準は低い。しかも採用が1年ごとに更新されるので、雇用の不安定となり劣悪な雇用形態を生み出す制度なので、改善が必要と指摘しておきたいと思っております。

地域おこし協力隊の採用状況及び任期終了後の定住状況について質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域おこし協力隊の採用状況についてお答えします。

まず西予市では、協力隊の募集といたしまして、地域づくり組織の要望をもとに募集する個人事業主タイプ、また、市の職員として担当部署に所属し、それぞれの部署が求める業務についていただく会計年度任用職員タイプの2つのタイプで募集をしているところでございます。

令和4年度の採用状況ですが、まだ年度途中ではございますが、9月1日現在で個人事業主タイプで8名、会計年度任用職員タイプで1名が採用されている状況でございます。昨年までに採用となった協力隊を合わせると、9月1日現在で合計26名の地域おこし協力隊が本市で活動していただいております。この数字は、愛媛県下では一番多い隊員数となっております。

続きまして、任期終了後の定住状況についてお答えいたします。

本市の協力隊の定住率は、今までに任期を終了した27名の隊員のうち18名が定住されています。定住率は66.7%、なお、この定住率を個人事業主タイプの隊員のみで置き換えますと71.4%と、全国平均65.3%を大きく上回る結果となっております。このことから、本市においては、地域づくりがサポートをし、また、定住に向けた活動がしやすい環境にある個人事業主タイプの協力隊のほうが定住につながっておりますので、今後も地域づくり組織の皆様の協力を得ながら、また、一般社団法人西予市移住定住交流センターが運用を始めましたお試し地域おこし協力隊制度や移住マッチング事業を通して、地域と協力隊のミスマッチを解消しながら定住率を高めてまいりたいと考えております。

今後は、任期終了後に定住する協力隊に対し、

一定の支援ができる制度の創出についても検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

この事業におきましては愛媛県でトップの成績を収めておられるようでございます。

今後も、定住化率の高い個人事業主タイプですか、そういったことを継続して取り組んでいただきたい、増やしていただきたいと思えます。

昨年、厚生常任委員会では、西予市で不足しているエッセンシャルワーカーなどを対象とした地域おこし協力隊募集の中に、そういった公募も進めていけば成果が上がるのではないかという意見もありました。ぜひ御検討いただきたいと思えます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時01分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

議席番号2番宇都宮久見子です。

本定例会最終質問者となりますがどうぞよろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問に移ります。

1つ目の質問は、宇和町商店街及び宇和町小学校周辺道路についてです。

まず現在、近隣住民の方の生活道路及び朝夕など、国道56号線の混雑を避ける方をはじめとして、かなりの交通量がある商店街の道路は、小学生、中学生、高校生の通学路でもあります。その中で、速度超過の車も多いように思いますが、車両速度抑制のためハンプが設置されました。

そこで、ハンプ設置後の成果についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

現在、宇和町商店街通りの車両速度抑制を目的といたしまして、実際の段差を伴うハンプを3カ所、カラー舗装やラインによる視覚的なハンプを3カ所、計6カ所設置をしております。

効果につきましては、事業実施前の仮設置のハンプで速度調査を行い、おおむね7キロ減速させるとの調査結果をもとに本事業を実施した経緯がございます。

また、設置後、商工会・教育関係・警察等に聞き取り調査を行ったところ、速度抑制について一定の効果があつたとの回答を得ております。

一方、慣れからハンプ部で一時的に減速はするものの、すぐに再加速し、ハンプ区間以外では減速効果が薄れているとの指摘もございました。通り全体としては、まだ車両速度が高い状況にあることから、昨年ハンプ設置箇所を増やしてほしいとの要望書も出ている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

設置後、聞き取り調査の結果、一定の効果があつたということでした。

ハンプ設置箇所増設の要望書が出ているということですが、今後の増設計画について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

今後の増設計画についてお答えをいたします。

今後の増設計画につきましては、小中学生の通学路となっている商店街通りは、交通量の抑制対策として、鬼窪地区・下松葉地区からハンプ増設の要望をいただいております。増設を検討しているところでございます。現在、ふれあいセンターから県道宇和島坂線との交差点までの区間で設置箇所の検討中でございます。今年度中には、設置候補箇所を決定したいと考えております。

なお、設置箇所の決定には近隣住民の方の御協力や西予警察署との調整もございましたので、時間

を要することを御理解いただきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

増設の検討をしていただいているということで安心しましたが、きちんと近隣住民の方の理解を得て早く対応していただければと思います。

通学路として、該当範囲において危険な場所はあるのか。

また、保護者、児童生徒、住民から危険な場所の集約は行っているのか。集約の方法を含めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

令和4年度におきます宇和町の商店街付近における通学路の危険箇所といたしまして、学校から3カ所報告を受けております。内容といたしましては、先哲記念館下交差点、図書交流館まなびあん下交差点、宇和町小学校正門下の国道56号線野田口交差点から商店街までの間となっております。

商店街の通りにおいては、学校関係者による登下校の見守りや警察による車両の速度超過取締り等を行いまして、児童・生徒の安全な登下校に努めているところであります。

通学路における危険箇所につきましては、年度初めに各学校が状況を取りまとめ、国土交通省大洲河川国道事務所、西予土木事務所、西予警察署、交通安全協会、建設課、学校関係、教育委員会にて構成する通学路安全推進担当者連絡会議において対応方法等を検討した上で安全対策を講じております。

また、学校、保護者、児童・生徒、地域住民等から、通学路における危険箇所等についての報告があった場合は、西予警察署や建設課等の関係者と合同点検等を行い、必要な対策を講じているというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

日頃より安全な登下校に努めていただいております関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

危険箇所が3カ所学校より報告があるということでしたが、通学途中の事故があれば、件数等教えいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

宇和町の商店街における通学途中の事故件数につきましては、令和2年度から令和4年8月末までの間に合計3件となっております。内容につきましては、徒歩で下校中の児童と車との接触事故が1件、自転車で登校中の生徒と車との接触事故が2件となっております。また、事故には至らなかったものの、事故の恐れがあった事案についても児童・生徒や保護者から学校に情報が寄せられております。

今後も引き続き、児童・生徒への安全指導、教職員等による登下校の見守り、関係機関と連携した安全対策等を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今後も引き続き、関係機関と連携した安全対策を講じていっていただき、子どもたちの安心安全な通学に努めていただきたいと思います。

次に、国道56号線野田口交差点から商店街までの道路拡幅整備についてです。

今ほど教育部長の答弁の中の危険通学路として、学校からも報告を受けておられる道路の一つであります。現在、国により野田口交差点の改良が進められておりますが、それは国道部分だけで、商店街につながる市道部分は普通車がやっと離合できる道幅しかありません。今後、将来的に考えると宇和町内の小学校再編が1校に集約されるという答申が出されている中で、現在の宇和町小学校の場所となる場合には、スクールバスの運行も当然想定される中、整備を進めておくべきと考えますが理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

国道 56 号線野田口交差点から商店街までの市道拡幅の計画につきましては、現在、国土交通省において野田口交差点の改良工事を市道部の取付けも含めて実施をいただいております。国道から進入及び離合がスムーズに行え、児童・生徒の安全確保が図られると考えております。

市道拡幅工事の計画は今のところございませんが、野田口交差点から商店街までは通学路に指定されていますので、改良されない区間についても、区画線等にて歩行者の安全が図れるよう対策をしていきたいと考えております。

また今後、宇和町地域小学校再編につきましては教育委員会と情報を共有しながら、通学路の安全対策に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

区画線等にて歩行者の安全が図れるように対策していきたいとの答弁をいただいたところではありますが、新しい道路と違い、旧道の改良は周辺住民の理解も必要であることから、思った以上に時間を要すると思いますので、早い段階で将来に遺恨を残さない計画を立てるべきと考えます。道路拡幅を含め児童館へ行く子どもたちや通学路の安全を考えると、区画線ではなく歩道が必要であると考えます。

再度道路拡幅及び歩道の設置について理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

通学路の危険排除は、西予市としても重要な課題として捉えております。通学路安全推進担当者連絡会議を年 2 回開催し、通学路の危険箇所について、各小中学校から改善要望をもとに協議・対

策を行っているところでございます。

将来、改良を行う場合は歩道の確保も必要と考えておりますが、国道 56 号線野田口交差点の改良により安全性が高まることが期待をされます。このため、今後この状況を注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

ぜひとも早く計画を立てていただきたいと思えます。

次に、宇和町小学校正門下の交差点の整備についてです。

宇和町小学校正門に通じる交差点は中高生の通学路でもあり、また、市内で最も通行量の多い生活道路で危険な場所となっています。私も、この交差点でひやり、ハッとしたことが何度もあります。まなびあん、未来こども園ができる際にも道路の整備について一般質問をいたしました。当時、まなびあん下の商店街交差点もクランク形状で非常に危険な交差点となっていました。しかしながら、開設に伴い改良された結果、まなびあん、未来こども園利用者の方々からとても安全になったと評価は高くかつ、周辺住民からも便利になった、安全になったという声を多く聞いています。

先ほど質問いたしました国道 56 号線野田口交差点から進入した場合、商店街では北側方向がブラインドとなっていていつも危険だと感じます。小学校正門側から商店街及び国道交差点へ行った場合も同じく北側は非常に見えにくくなっています。現在、1 灯式の点滅信号が設置されており、一定の予防効果を果たしているとは思いますが、交通量が多い割には角に隅切りがなく直角の曲がり角で大変危険なことに変わりはありません。

今回の小学校再編計画も含め、同じくこの交差点についても全面的な改良をする必要があるのではないかと考えますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、当交差点は交通量が多く見通しの悪い交差点で、視覚ハンブや誘導ポールの設置等様々な対策が施されております。当箇所周辺は住宅が立ち並ぶ市街地であり、改良する際は周辺の道路状況や改良後の車両・歩行者の流れ等検討すべき課題が多くあります。

今後策定されます宇和町地域小学校再編計画やスクールバスの運用など具体的な方針の決定後、慎重に検討すべきであると考えております。当面はソフト面での交通安全対策を引き続き各学校や警察に御理解、御協力をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

様々な事情はありますでしょうが、子どもたちが安心安全に通学できるようどうぞよろしく願いいたします。

現在、宇和町小学校からまなびあんへ行くにも子どもたちが歩いていくにはあまり安全とは言えません。まなびあん周辺道路は改良され、せっかくよくなったのですから、まなびあんから小学校正門下交差点への進入ルートをつくることはできないかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

まなびあんからの進入ルートをつくることのできないかについてお答えをいたします。

まなびあん周辺道路は施設整備と同時に改良されたことにより、幅員も広がり通行しやすくなっておりますが、提案いただいているルートにつきましては、住宅が立ち並んでいることから市道整備は困難であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

進入ルートの市道整備は困難ということでした。残念ではありますが、その分、宇和町小学校正門

下の交差点の整備が充実され、小学校とまなびあんへ子どもたちが安全に歩けるよう期待します。

今後、宇和町地域小学校再編計画も策定されることになると思います。小学校再編を見据えた上で児童・生徒はもちろんのこと近隣住民の方々が安心して安全に通ることができるよう、何度も申し上げますが、早く計画を立てていただくようよろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、西予市みらい発展就業奨励金についてです。

新卒者が市内企業へ就職した場合、1年間に10万円を3年間受け取ることができるというものです。制定2年目となる奨励金ですが、まず、設置目的についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

設置目的についてお答えいたします。

この奨励金は新規に学校を卒業した人に対し奨励金を交付することにより、市内就職の促進と生産労働人口の確保及び地域経済の維持を目的としたものでございます。既に廃止いたしましたふるさと就業創出奨励金の対象であります市内の中学校または県内の中等教育学校、高等学校もしくは特別支援学校高等部を卒業した方に加えて、大学、短期大学、専門学校を卒業した方も加えることで、目的達成に向けてより高い効果を得られるよう改善を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

市内就職の促進と生産労働人口の確保及び地域経済の維持を目的とした奨励金とのことですが、この奨励金の対象人数についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

現在の対象人数についてお答えいたします。

対象人数につきましては、市外出身者でも市内事業所に就労し、西予市に住所を置いていただけ

れば対象となりますので、対象人数の把握はできておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

では、申請件数と申請者内訳について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

令和4年度に申請があった人数については、2年目の方が23名、1年目の方が25名でございます。既に廃止しておりますふるさと就業創出奨励金対象者となる3年目の方については7名となっております。

みらい発展就業奨励金対象者の内訳でございますが、令和3年度学卒者として高校生が10名、専門学校卒が3名、短期大学卒が5名、大学卒が5名の計23名となっております。また、令和4年度学卒者としてしまして高校卒業が10名、専門学校卒業が2名、短期大学卒業が2名、大学卒が11名の計25名となっております。ふるさと就業創出奨励金対象者は、高校生7名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

次に、この奨励金の周知を対象者や事業者へどのように行っているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

周知方法といたしましては、対象者及び事業者への直接の周知が困難であることから市のホームページ及び広報せいで周知にとどまっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在、ホームページと広報せいで周知にとどまっているのは少しもったいない気がします。せっかくこのような奨励金があることを対象者に知ってもらうよう努めていただきたいと思います。

みらい発展就業奨励金について今後の展望を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今後の展望についてお答えいたします。

本事業は要綱制定後2年目であり、申請者数も増えてきている状況でありますので、一定の成果はあるものと考えておりますが、先ほど御質問いただきました周知方法等まだまだ改善すべき点がございます。全国の就業予定者に対して効果的にPRしていくとともに市内事業者と連携してより効果の高い事業となるよう検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

学校はもとより、市内事業者や商工会との連携も必要と思います。せっかくのすばらしい事業をアピールしてますます西予市の就職の促進と生産労働人口の確保及び地域経済の維持につながればと思います。

新規就業するのに、例えば車の免許を取ったり、部屋を借りる、スーツなどを新調するといった仕事をするに当たってのまとまった準備金も必要となってきます。市内の事業者さんでは独自に行っておられるところもあり、一例ではありますが、就職が内定した学生に対し資金を貸し付ける制度があり、就職後、引き続き業務を5年間継続すれば貸付けされた金額は免除されるといった制度を設けておられるところもあるようです。

このようなことを市として取り組むことはできないかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

新規就業者貸付制度についてお答えいたします。

新規就業者貸付けについてですが、就職のための支度に係る費用等が対象となると考えますが、民間の貸付状況によっては、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度も利用が可能であり、事業所によっては独自で新規就業者への貸付制度を運用されている事業所もございます。

また、貸付けとなれば条件設定が難しく、運用に当たっては返済の管理等、回収不能な事実が生じる場合も想定されます。

このことから新規就業者への貸付制度設立につきましては現在のところ考えておりませんが、先ほど御質問いただきました内容等も含めて、今後の市内事業者への新規就労者確保に向けた施策について引き続き検討を進めて参りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

貸付けになると条件設定が難しいということは理解しましたが、これからますます奨励金や貸付制度など対象者の方が利用しやすく、西予市で働こうと思うきっかけの一つとなることを期待しています。

次の質問に移ります。

コロナなどによる影響で半導体が不足している現状に加えて、ウクライナ危機の影響で原油や資材の価格高騰が加速し、民間では入札の不調や不落の情報をよく耳にするようになりました。

そこで、まず初めに市発注工事における本市の入札状況をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

発注状況についての御質問でございますが、公共工事の入札件数につきまして答弁させていただきます。

令和2年度、令和3年度また、令和4年度におきましては8月末までの件数で御説明をさせていただきます。

まず、全体の工事件数でございますが、令和2

年度が264件、令和3年度が162件、令和4年度は8月末で96件となっております。主な工種別の内訳といたしましては、令和2年度が土木工事174件、建築工事31件、舗装工事18件、電気工事11件、管工事8件、水道施設工事12件でございます。

次に、令和3年度につきましては、土木工事98件、建築工事23件、舗装工事16件、電気工事3件、管工事9件、水道施設工事5件となっております。

最後に、令和4年度8月末まででございますが、土木工事が51件、建築工事12件、舗装工事8件、電気工事6件、管工事6件、水道施設工事9件となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

次に、市発注工事の市内企業落札状況及び下請企業の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市発注工事の市内業者の落札状況につきまして、全体数、市内業者数、市内の業者の割合の順で御説明を申し上げます。

令和2年度が264件中254件で96.2%、令和3年度が162件中159件で98.1%、令和4年度8月末までが96件中91件で94.8%となっております。

次に、下請の状況につきましては、市と下請との間におきましては直接の法律関係が生じないということで統計的なデータはとっていないため、市内業者及び市外業者の件数は把握をいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

下請企業の件数は把握していないということで

したが、市内企業者の育成、振興及び市内経済の活性化の観点や市内業者の自主的な努力を助長した上で、公正な競争が行われるよう配慮しつつも市内業者への受注機会の拡大を図るため落札業者はもとより地元下請業者への優先発注の必要性を感じます。既に、適正な競争原理のもとで公正性等を確保した上で、市内業者を優先とした発注を積極的に取り入れていただいていると認識いたしておりますが、国や県発注分における公共工事に加えて、本市の補助金等が入った事業に対して、それに関わる関係部局が受注業者に対して、市内業者を下請等に選定するようお願いするような取組は行っているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

市では公共工事の発注に当たりまして、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先するように努めておりますが、昨今の経済情勢の変化によりまして、市内業者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

そのため、市内業者の受注機会の確保の観点から市発注工事等の施工に際し下請が発生する場合には、市内業者を優先して活用するように、契約書の特約条項で明記をお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

契約書の特約事項で明記していただいているということで安心いたしました。

次に、物品・備品の入札状況について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

備品だけの入札区分がございませんので、物品入札の件数ということで答弁させていただきます。

物品入札件数は、令和2年度が82件、令和3年度が49件、令和4年度8月末までが28件となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

物品入札の市内企業の落札状況について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

落札状況につきまして答弁申し上げます。

令和2年度が82件中56件が市内業者で68.3%、令和3年度が49件中30件が市内業者で61.2%、令和4年度は8月末までで28件中18件が市内業者で64.3%となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

先に伺いました公共工事に比べ市内業者の割合が低い理由について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

工事に比べまして市内業者の占める割合が物品については低いということですが、これにつきましては市内の公立病院で使用いたしております医療機器などは全て市外業者の落札となっている、こういったことが主な原因であるというふうに理解をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

市で行う公共工事及び物品入札など入札全般について、実施方針等どのように定められているの

か改めて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

実施方針についてお答えをいたします。

公共工事及び物品入札に関しましては、契約規則及び各種要綱・要領等に基づきまして執行をいたしております。

御質問のありました入札における実施方針につきましては、工事におきましては指名基準で工事に対する地理的条件に基づき市内業者が優先的に受注できるようにいたしております。物品につきましても、地理的条件、また調達能力等の選定基準を踏まえまして、可能な限り市内業者から選定し、受注機会の確保に努めているところでございます。

ただし、先ほど申し上げましたけれども、市内業者では対応できない大規模工事、また物品につきましては、選定業者を市外業者まで拡大しての入札となる場合もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

工事においては指名基準、物品に関しては選定基準とありましたが、具体的にどのようなものかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

工事の指名基準につきましては、市が定めております西予市発注の工事請負契約に係る指名基準、これに基づきまして不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績の状況、工事に対する地理的条件等を参考に指名業者を選定いたしております。

また、物品の選定基準につきましては、同じく市が定めております西予市物品の買入等指名競争入札参加者選定基準、これに基づきまして、市内に本店・本社を有する市内業者、市内に支店・営業所等を有する準市内業者、そして、南予地域に

本店等、また支店等を有する近隣業者、このような順番に順位をつけまして指名業者を選定いたしております。

今後も引き続き、市内業者の入札機会が優先されるような取組を進めて参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在、市内企業に対する配慮が行われているということでした。人口減少に加え、物価の高騰などで各業者さんは疲弊しておられるところがたくさんあります。このような市内の業者が守られるよう、市のお金、市民の税金は市内で使われるような努力を引き続き行っていただきたいと思っております。

最後の質問に移ります。

市内の保育所等についてです。

8月31日の愛媛新聞において、厚生労働省は、待機児童が2,944人減、ピーク時の9分の1となった。全市区町村の約85.5%を占める1,489自治体で待機児童がゼロとなったとの報道がありました。

そこで、西予市内各町別待機児童の現状について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

各町別の待機児童数についてお答えいたします。

令和4年9月1日現在の待機児童数は、潜在待機児童の4名を含めまして、宇和町17名、野村町3名、三瓶町1名、合計21名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

行きたい保育所への利用希望に応えられず、入所できていない潜在待機児童4名を含め21名という答弁でありました。

そこで、待機児童への対応についてどのように

行っているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

待機児童等の対応についてお答えをいたします。

保育所等の入園に至らなかった場合、継続した入所支援を行うため、リスト化いたしました待機児童情報を市内認可保育所等に情報提供し、随時入所調整を行っているところでございます。

昨年度においては4月から12月受け付けの待機児童36名のうち17名を入所調整することができ、約5割の待機児童の解消につなげております。

待機児童発生の根幹には、保育士不足により受け入れる運営体制が整っていないという要因がございますので、待機児童解消に向け、保育士人材確保についても併せて取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

待機児童発生の根幹は保育士不足で、現在、保育士人材確保に取り組んでおられるということですが、具体的にどのように取り組んでおられるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育士人材確保についてお答えをいたします。

保育士人材確保問題につきましては、公民を問わず西予市全体の保育士不足を解消する施策と一緒に考えるため、子育て支援課と市内で保育施設を運営いたします民間法人代表者との意見交換会を実施しているところでございます。

この意見交換会では、保育士が担っている業務は保育活動だけでなく、保育計画を手書きするなどの非効率な事務作業や園内の衛生管理、保護者対応等の多種多様な業務の多さが人材不足の原因ではないかとの御意見をいただきましたので、近日中に西予市内で働く保育士を対象にアンケートを実施いたしまして、長期安定的な保育人材の定着化を図るために、必要な保育士の現状や意向等

を把握いたしまして、保育士人材確保対策を講じて参りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

人材確保について様々な御努力いただいているようです。しかしながら、報道などでは待機児童が減ったと言われるのに反するような、働きたいのに保育園に入れないから働けない。兄弟が別の保育所へ通っているの、朝の通園、お迎えなどが大変だといった声を西予市内で耳にすることがあります。

このような声がなくなり、西予市は保育の環境がほかの市に比べて整っているねと言われるよう市独自の対応も今後考えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○小玉議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時56分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前11時50分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

○小玉議長

日程第2、議案第89号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」から議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

議案第90号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」質問をさせていただきます。

条例では卯之町駅舎の設置及び管理というふう

になっておりますけれども、条例の内容をちょっと見ておりましたら、設置はありますけれども管理と言える内容になっていないのではないかというふうに思いました。何か料理で言えば、塩が抜けたみたいなの、ちょっとイメージで私は聞いたんですけれども、駅舎完成後の駅舎の運営主体と運営方法についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

駅舎完成後の運営方法と運営主体についてお答えいたします。

駅舎の運営に関する業務の主体は西予市が担います。

次に、管理業務につきましては、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業に係る特定事業契約に基づいて、株式会社西予まちづくりサービスが、これまでの駅舎と同様に 24 時間利用が可能な駅舎として、建物の保守管理、警備、清掃などの維持管理業務を行います。

次に、駅舎内でのポスター等の掲示やイベントをはじめとする施設の利活用に関する企画等運営業務については、株式会社西予まちづくりサービスと協力連携して実施してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮議員。

○15 番二宮一朗君

駅舎完成後、まちづくりサービスが運営主体ということだったんですけれども、駅舎完成後はお披露目のイベントとかを企画される予定があるのかどうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

卯之町駅舎の開所を 11 月初旬に予定しております。オープニングセレモニーの開催を計画しております。

また、駅舎の開所後のイベント企画といたしましては、卯之町駅が全国で唯一「卯」がつく駅名

であることから、うさぎ年を前に卯之町駅を全国的にアピールしていくため、西予市産材でつくったうさぎ絵馬の販売や絵馬のモニュメントの設置などを現在計画しております。

そのほかにも、木の風船の設置や愛の火鉢を活用したイベントなど季節ごとの駅舎の利活用について、地元関係団体とともに実施に向けて検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○小玉議長

ただいま議題となっております議案第 89 号から議案第 93 号までの 5 件は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 3)

○小玉議長

次に、日程第 3、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」から議案第 99 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 6 件を一括議題といたします。

これより本案 6 件に対する一括質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可します。

15 番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の予算書 18 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、農業後継者育成事業において、新規就農者が実施する機械・施設等を導入する経費との説明がありました。

新規就農者が補助金を適用される期間というのが決まっているのかどうか。また、新規就農者という定義ですね、それについてありましたらお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

二宮議員の質問にお答えいたします。

新規就農者が新規就農総合支援事業補助金の交付を受けられる期間は就農した初年度に限られます。

次に、新規就農者の定義でございますが、新規就農総合支援事業補助金の交付を受けることができる新規就農者の要件として7点ございます。

まず1点目が、独立・自営就農時の年齢が49歳以下であること。2点目が、令和4年度中に要件を全て満たし独立・自営就農すること。3点目が、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること。4点目、農業経営を承継する場合は、経営に従事してから5年以内に継承すること。5点目、人・農地プランに位置づけられている、または、位置づけられることが確実、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。6点目、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。最後ですが、機械・施設等の取得費用に交付対象者本人が金融機関から融資を受けているということになります。

今年度よりハード事業に対して国が2分の1、県が4分の1、合わせて4分の3の補助で、上限で1000万円の補助が受けれるようになります。

この要件を満たした新規の就農者ということが定義となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

ちょっと私が思った新規就農者というのは、年間150万円、3年間補助される制度というのがイメージがありまして聞いたんですけども、今私が言ったその年間150万円を3年間もらえる新規就農者も初年度であれば同時に申請してもいいということで理解してよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

二宮議員にお答えいたします。

年間150万円、就農時から3年間交付を受けられる新規就農総合支援事業交付金ではありますが、同時に申請することも可能でございます。

しかし、今回の補助事業の上限は1000万円ですが、年間150万円を同時申請した場合につきま

しては、半額の500万円が補助金額の上限となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

思わぬええ事業があるもんやなというふうによっと今思ったんですけども、最初の答弁の要件の中に、独立ということと自営就農という言葉があったんですけども、これについての定義がありましたらお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えいたします。

独立・自営就農とはということでございますが、まず1点目、農地所有権または施設を所有し、または借りていること。2点目が、主要な農業機械、施設を所有し、または借りていること。3点目が、生産物や生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。4点目でございます。経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。5点目が、自らが農業経営に関する主宰権を有していることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

ただいま議題となっております議案第94号は関係常任委員会へ、議案第95号は総務常任委員会へ、議案第96号から議案第98号の3件は厚生常任委員会へ、議案第99号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程4)

○小玉議長

次に、日程第4、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といた

します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの11件については決算審査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程5)

○小玉議長

次に、日程第5、議案第100号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

議案第100号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市は、令和3年4月に過疎地域の様々な課題を解決するための過疎地域持続的発展計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。

今回、児童公園を整備するため、過疎地域持続的発展計画に1事業を新たに追加いたしました。

新たに追加する事業は、親子並びに地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支えることを目的として、西予市衛生センター横に設置いたします児童公園の整備に係るものであります。

この事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決を求めます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関議員。

○13 番井関陽一君

ただいま説明をいただいたわけなんですけども、児童公園整備事業という名前になっておりますが、先ほど全協室で話を聞いたときには仮称ということ聞いたように思ってるんですが、この名前のままでよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

ただいまの井関議員の御質問にお答えします。

過疎計画上は今回、児童公園の整備ということで議案として上げますので、そちらのほうでいかせていただけたらと思います。

以上です。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第100号については総務常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

○小玉議長

次に、日程第6、議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず、新規事業となります児童公園整備事業につきまして、子育て環境の充実を図るため、子どもたちの遊びと交流の場として、市産材を用いた木製大型遊具を

備えた公園を整備するための経費 6870 万円を計上するものであります。

令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 カ年事業として継続費を設定し事業を実施するものであります。

次に、予防接種事業につきまして、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間を延長する国の方針に基づいて、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制を迅速に整備するための経費 1 億 1216 万 7000 円を計上するとともに、同事業の円滑な推進のため、事務補助としての会計年度任用職員を任用するための経費 206 万 8000 円を計上するものであります。

これらの事業の財源につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、繰入金として、ふるさと応援基金及び森林環境譲与税基金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これらによりまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8293 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 339 億 1192 万 3000 円と定めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

今、市長から補正予算第 5 号ということで説明がありました。

その中で 8 ページの児童公園整備事業 6870 万円、そして、予防接種事業 1 億 1200 万円というものが説明があったわけですが、この予防接種事業の 1 億 1200 万円というのは、これはコロナの関係ですので、国の方針もあってなかなか定まらなかったと思いますが、児童公園整備事業について、これ 9 月 1 日に一般会計補正予算としては説明があったわけで、今日急に、先ほど説明

をいただいたわけですが、こういうような全体事業費で、今年 6870 万円、合計で 2 億円、今年と来年度で 2 億円に上るような大きな事業に着手するという事なんですけれども、なぜその追加で急にこういうようなものが今日突然出てきたのかなど。私としては、突然出てきた話と思うわけですが、

こういうところは、場所的にもどんぶり館と衛生センターに挟まれたところで、既に用地も確保できておるといって、計画的に 9 月 1 日の本会議当日に説明があってもよかったのかなと思う事案ですがいかがでしょうか。どうしてこう遅くなったのでしょうか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

提案時期についてのお尋ねであったかなと思います。

現在、今回の議案につきましては、まずかねてから子育て支援計画、そして、アンケート等でも子育て環境においてはおおむね整備をされているというふうなお声がありましたけれども、ただこういった遊び場等についての要求といたしましうか、要望が多くこれまでであったところがございます。

そういったことも含めまして、かねてから計画はしておいたわけなんですけれども、特に、今回コロナの影響もございまして、近年やはり行動制限等がかなりきております。子育て環境の中で、やはり子どものストレス、あるいは親のストレス等も続いている状況でございまして、その中では、そういった行動制限のかかる中でも、子育てしやすい環境整備としての遊具整備というのは急務であらうかなと考えております。

特に、子どもの 1 年というのは、大人の 1 年と比べまして、非常に人間形成には必要な貴重な時間でございますので、早急な対策が必要であるということで提案をさせていただいております。

なお、事業費等につきましても、近隣の状況、公園の状況も精査する必要があるございましたもので、その精査をする期間もございまして年度途中のこの時期での提案をさせていただいたところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

散会 午後0時15分

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

事情は十分分かりましたけれども、この公園事業そのものは、私もどんぶり館と衛生センターの間の位置というのは非常にインターにも近いし、来訪客に対してもいいのかなという気はしております。しかし、やはりこういうような大事業を突然にこうやって2億円に近いような事業を今聞くと、聞いて追加で出されるといようなことについては、今後十分精査していただいて、こういうことのないように計画的に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○小玉議長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第101号については関係各常任委員会へ付託いたします。

(日程7)

○小玉議長

次に、日程第7、請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」を議題といたします。

請願1件についての詳細につきましては、お手元に配信しております請願陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願1件については総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会においては9月20日の本会議において、特別委員会については最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月20日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

第 4 日

9月20日（火曜日）

令和4年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 9月20日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 9月20日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前10時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和4年 9月20日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午前10時34分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|---------|---------------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

する条例制定について

- 1 議案第89号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について
- 議案第90号 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第91号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第92号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第93号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第95号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
- 議案第96号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第97号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第98号 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第99号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第100号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)
- 請願第 1号 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書
- 2 議案第102号 西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

本日の会議に付した事件

する条例制定について

- 1 議案第 89 号 C A T V 整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について
- 議案第 90 号 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第 91 号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 92 号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 93 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 94 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 95 号 令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 96 号 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 97 号 令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 98 号 令和 4 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 99 号 令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 100 号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 101 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 5 号)
- 請願第 1 号 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書
- 2 議案第 102 号 西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

開会 午前10時00分

○小玉議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○小玉議長

日程第 1、議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」から議案第 101 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 5 号)」までの 13 件、及び請願第 1 号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 9 月 8 日の本会議において当委員会へ付託されました議案 9 件、請願 1 件につきましては、13 日委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案 9 件は原案のとおり可決決定、請願 1 件は採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」では、CATV の施設整備に係る費用負担として、西予CATV からの負担はないかとの質疑に対し、総務省が示す地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続により、機器の賃貸借契約を締結して、貸付料として費用負担をしていただいているとの答弁でありました。

議案第 90 号「西予市卯之町駅舎の設置及び管

理に関する条例制定について」では、卯之町はちのじまちづくり整備事業の全体事業費における駅舎の建設費、費用負担についてはどうなっているかとの質疑に対し、卯之町はちのじまちづくり整備事業に係る特定事業契約において、施設整備業務、維持管理業務、運営業務を全て含み約 19 億 6893 万円で契約している。駅舎建設については、整備等委託料として約 5000 万円で事業を進めており、全ての施設整備が終了後精算し、増加した事業費について、契約先の株式会社西予まちづくりサービスへ支出することになるとの答弁でありました。

また、卯之町駅の 1 日の利用客数と今後、株式会社西予まちづくりサービスが行う保守管理の内容についての質疑があり、2020 年度で 1 日平均 244 人の利用客数があり、これまでの駅舎と同様に 24 時間利用が可能な駅舎として、日常的な点検、警備、清掃などの管理業務を行うとの答弁でありました。

議案第 93 号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するもので、主に男性職員の育児休業等の取得について要件が緩和されたため、育児休業等を取得しやすい環境づくりを行い、積極的に取得を促していくことで、育児に参加する男性職員の仕事と家庭生活の両立を後押ししていきたいとの説明でありました。

委員から、西予市男性職員の育児休暇取得状況についての質疑があり、育児休業・産後パパ育休について、令和 3 年度、令和 4 年度現在で 1 人も取得していないが、今年 10 月から男性職員 1 名が育児休業を取得する予定となっている。また、5 日の範囲でとれる育児参加のための休暇については、令和 3 年度が 8 名、令和 4 年度は 4 名取得しているとの答弁でありました。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)」について、スポーツ・文化課所管分では、宇和文化会館管理運営事業の舞台機構設備取替工事費の増額となった設備についての質疑があり、舞台吊物や舞台の吊物を吊るすブドウ棚に係る設備の取替えと修繕であり、原材料価格の高騰や石油価格の上昇に起因する調達コストが増加したため増額となったとの答弁でありました。

請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」については、9月13日現地において、請願者である西山田区長から説明を受けた後、委員会審査を行いました。

請願の対象となっている山田薬師本堂は、西予市指定有形文化財であり、本堂内にも薬師如来坐像など市指定有形文化財が保存されており、西山田地区としても、地区住民の象徴として長く保存し、年中行事を伝承していくことが地区住民の願望であるとのことであります。

審査では、西予市指定文化財にも登録しており、貴重な文化財を守らなければならないとの意見があり、補助金の予算措置については、西予市文化財維持管理費補助金交付要綱に基づいた支援を行うことで採決を行い、全会一致で採択いたしました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和4年9月20日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

次に、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

竹崎幸仁君。

〔竹崎厚生常任委員会委員長登壇〕

○竹崎厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る9月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案5件について、9月12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件については、お手元に配信のとおり、原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の子育て支援課所管分では、公立保育所の保育業務支援システム導入後の効果について質疑があり、当システムには、保育現場の業務負担軽減に資する機能として、指導計画、日誌作成などの記録アプリなど、保護者とのコミュニケーション機能として、連絡帳、保護者連絡ア

プリによりお便りやお知らせを一斉に配信する機能があり、有効に活用されているとの答弁でありました。

議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第5号）」の健康づくり推進課所管分では、オミクロン株対応ワクチンの接種体制についての質疑があり、10月以降、オミクロン株対応ワクチンを接種するよう準備を進めており、初回接種を完了した12歳以上全ての市民が接種可能である。接種の対象者が3回目、4回目を接種していない方、12月以降には5回目を接種する方など複雑になるため、市民の皆様にごできる限り分かりやすいような通知をしていく。今後、小児ワクチンについても3回目接種が予定され、また、国の説明では、生後6カ月経過した乳幼児から接種が可能になるとのことであり、しっかりと準備を行い、スムーズに接種できるよう進めていきたいとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、児童公園整備事業、遊具設置工事について、子育て環境の充実を図るため、子どもたちの遊びと交流の場として、市産材を用いた木製大型遊具を宇和町稲生のどんぶり館横のみずすまし公園内に、令和4年度、5年度2カ年の総額1億4850万円の継続費を計上するとの説明がありました。

事業計画の開始時期と予算計上の時期、場所の選定についての質疑があり、令和3年度末から調査研究を開始しており、人口減少、少子化対策は急務であり、保護者アンケートの結果も反映し、コロナ禍での子どもを取り巻く環境への対応として、野外での子どもたちの遊び場の確保、メンタルヘルス対策が必要である。新しい生活様式として、地方移住という選択枠についても考えられている時期でもあり、この機を捉え、西予市の子育て環境のよさをアピールし、移住定住対策を展開し、人口減少対策につなげ、早急な整備を行うため、9月補正予算に計上する。市内外からの集客を見込み、西予宇和インターの近くで、どんぶり館横に位置し、遊び、買物、食事などができる場所に選定したとの答弁でありました。

また、駐車場の確保についての質疑に対し、100台の駐車場を設置予定であり、年間15万人の集客を見込んでいるとの答弁でありました。

さらに、遊具整備に関し、市民の声をどのよう

に反映するののかとの質疑に対し、有識者、保護者の代表者等で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、企画提案書等の内容を審査していただくとの答弁でありました。

委員からは、遊具利用における十分な安全の確保、また、高齢者の利用にも配慮するようとの意見がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和4年9月20日、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁。

○小玉議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る9月8日に当委員会に付託されました議案3件につきまして、9月12日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果と内容について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件は、お手元に配信のとおり、全会一致にて原案可決決定いたしました。

次に、審査経過及び意見等について、抜粋にて御報告を申し上げます。

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の農業水産課所管分では、畜産新技術等導入支援事業補助金申請の流れについて質疑があり、補助金申請については、畜産クラスター協議会が市へ申請し、市で取りまとめた後、愛媛県へ申請を行い、県から事業決定通知が届いたら、市が畜産クラスター協議会へ交付決定を通知するという流れになっています。補助金については、県から西予市に交付され、西予市から畜産クラスター協議会へ支出するような流れとなっているとの答弁でした。

農業後継者育成事業では、新規就農総合支援事業補助金の内容や内訳について質疑があり、当補助金は、新規就農者が農業に定着するための機械や施設、牛や豚などを導入する費用に充当することができる事業で、限度額が1000万円です。

初めて創設された事業であり、今回の補正では、養豚経営に対する補助金284万1000円、ミニトマト農家に対する補助金456万円を計上したとのことでした。また、この補助金は、既存の経営開始資金と併用して利用することができ、その場合の補助金は限度額500万円となっているとのことでした。

経済振興課所管分では、E-BIKEの運営方法について質疑があり、現在のところ、ジオミュージアムに5台、みかめ本館に2台、あけはまーれと狩江公民館で5台、クアテルメ宝泉坊と遊の里で5台、乙亥会館に3台、文化の里休憩所に7台の計27台を設置する予定であり、西予市の交通手段を考えると乗り捨てが難しいため、起点から起点に戻ることを基本に考えているとの答弁でした。

設置後の周知方法については、ホームページや広報紙のほかにフェイスブックなどのSNSの活用を考えており、一般社団法人西予市観光物産協会と連携して対応を講じたいとの答弁でありました。

議案第99号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」では、前年度繰越金の確定に伴う歳入予算の組替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はないとのことでした。

議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第5号）」の林業課所管分では、公園の遊具に森林環境譲与税を充当するに至った経緯について質疑があり、森林環境譲与税は細かく規定されている国庫補助金と異なり、地方公共団体に一定の裁量を与えられており、事業を幅広く弾力的に実施できるものとされており、今回の児童公園整備については、木製大型遊具を設置することとされており、木材利用の促進、木育活動の普及啓発として、その目的に合致していると考えて充当することとし、森林環境譲与税の目的を鑑みると、森林整備が最優先と考えるが、今後も広く木材利用の促進や普及啓発となる事業にも当基金の充当を検討していきたいとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

令和4年9月20日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○小玉議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。
これより各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。
討論の通告がありませんので討論を終結といたします。
これより議案順に採決を行います。
まず、議案第 89 号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 89 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 90 号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 90 号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 90 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 91 号から議案第 93 号までの 3 件を一括採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 91 号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 93 号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 3 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議案第 91 号から議案第 93 号までの 3 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 94 号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 94 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 95 号から議案第 99 号までの 5 件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 95 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」から議案第 99 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 5 件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 95 号から議案第 99 号までの 5 件は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 100 号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 100 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議案第 100 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 101 号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 101 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 101 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、請願第 1 号を採決いたします。
お諮りいたします。

請願第 1 号「山田薬師の屋根保全修理への補助

金予算措置を求める請願書」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

(日程2)

○小玉議長

次に、日程第2、議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年11月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、看護、介護、保育、幼児教育などに関わる職員の処遇を改善するため、本年第1回定例会で関係条例の改正を行ったところであります。

今回の改正は、国により看護職員を対象とする処遇の改善の第2段階として新たな措置が講じられることに伴い、関係2条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、本年2月より国の補助金を活用し、初任給調整手当、または、給料の調整額として看護職員の収入の月額4,000円の引上げを実施しているところでありますが、10月からは、補助金による引上げ措置から診療報酬により月額1万2000円相当を引き上げる措置を講じることが決定されたことに伴い、初任給調整手当において、同水準額の処遇改善措置を講ずるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第102号については総務常任委員会へ付託いたします。

ただいま付託されました総務常任委員会においては、議案について十分に審査を行い、10月3日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、委員長の報告を求めることといたします。以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10月3日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時34分

第 5 日

10 月 3 日 (月曜日)

令和4年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年10月 3日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年10月 3日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午後 2時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 閉 会 | 令和4年10月 3日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 2時42分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|---------|-----------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- 1 議案第102号 西予市職員の給与に関する
条例及び西予市会計年度任
用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 認定第 1号 令和3年度西予市一般会計
歳入歳出決算の認定につい
て
- 認定第 2号 令和3年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度西予市国民健康
保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 認定第 4号 令和3年度西予市後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度西予市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 認定第 6号 令和3年度西予市農業集落
排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 認定第 7号 令和3年度西予市水道事業
会計決算の認定について
- 認定第 8号 令和3年度西予市簡易水道
事業会計決算の認定につい
て
- 認定第 9号 令和3年度西予市公共下水
道事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第10号 令和3年度西予市病院事業
会計決算の認定について
- 認定第11号 令和3年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計決算
の認定について
- 2 議案第103号 令和4年度西予市一般会計
補正予算（第6号）
- 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第102号 西予市職員の給与に関する
条例及び西予市会計年度任
用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
認定第 1号 令和3年度西予市一般会計
歳入歳出決算の認定につい
て
認定第 2号 令和3年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計歳入歳
出決算の認定について
認定第 3号 令和3年度西予市国民健康
保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第 4号 令和3年度西予市後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
認定第 5号 令和3年度西予市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について
認定第 6号 令和3年度西予市農業集落
排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
認定第 7号 令和3年度西予市水道事業
会計決算の認定について
認定第 8号 令和3年度西予市簡易水道
事業会計決算の認定につい
て
認定第 9号 令和3年度西予市公共下水
道事業会計決算の認定につ
いて
認定第10号 令和3年度西予市病院事業
会計決算の認定について
認定第11号 令和3年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計決算
の認定について
- 2 議案第103号 令和4年度西予市一般会計
補正予算（第6号）
- 3 議員派遣の件について

開会 午後 2 時 00 分

○小玉議長

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○小玉議長

日程第 1、議案第 102 号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 12 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 9 月 20 日の本会議において当委員会へ付託されました議案 1 件につきましては、28 日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案 1 件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 102 号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、国により地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬加算による処遇改善措置が講じられることから、初任給調整手当の上限額を 1 万 2000 円に引き上げるための関係条例の一部改正を行うとの説明でありました。

委員から、診療報酬の加算によりどの程度患者に影響してくるかとの質疑があり、西予市民病院の試算では、1 カ月間 30 日入院した場合、医療費 1 割負担の方で約 1,500 円、3 割負担の方で約 4,500 円の負担増を見込んでいるとの答弁でありました。

また、手当の増額により病院の運営には影響ないかとの質疑があり、改正後、不足した場合は病院からの持ち出しになるが、影響がない程度の額を見込んでいるとの答弁でありました。

さらに、手当の上限額についての質疑があり、看護師不足の中、人材確保のためにも 1 万 2000 円の上限額まで引上げておくべきではないかと考えているとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和 4 年 10 月 3 日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

次に、決算審査特別委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

〔信宮決算審査特別委員会委員長登壇〕

○信宮決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告を行います。

令和 4 年 9 月 8 日の本会議において当特別委員会に付託されました認定 11 件について、9 月 14 日、16 日、21 日に分科会を、28 日に特別委員会を開催し、慎重に決算審査を行い、審査の結果、全て認定することに決しました。

これより決算審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁をお手元の報告書より抜粋して報告いたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務課所管分の交通安全施設整備事業では、ガードレール、ガードパイプ等の設置基準についての質疑があり、ガードレール等は、市道における設置基準で設置できるところは市道工事で設置しているが、この基準に満たない場所で、特に危険度の高い場所、利用者が多い場所については、優先順位を決めて当事業で設置している。当事業においては、要望箇所の内容は様々であることから一律の設置基準を設けるこ

とは難しく、要望箇所については全て現地確認を行い、警察等と相談しながら優先順位を決定しているとの答弁でありました。

危機管理課所管分の防災行政無線・情報システム整備事業では、コスモキャストの利用状況についての質疑があり、令和4年8月時点で862名が登録しており、消防団等積極的に登録をお願いし、啓発に努めているとの答弁でありました。

また、聴覚障がい者の方への情報伝達方法として文字放送の機能があるが、緊急時以外においても運用できているかとの質疑があり、現在、緊急放送しか運用できていない状況であるが、防災行政無線との連携の改修を行い、9月末には改修が終わり文字放送の運用ができるため、さらに啓発に努めていきたいとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分の地域発「せいよ地域づくり」事業では、地域づくり活動センターへ移行していく中での課題と課題解決へ向けてどのような提案を行っているかとの質疑があり、センター長の選出、地域任用職員の任用といった課題を、それぞれの組織でセンター化に向けた検討委員会を立ち上げて地域ごとに話し合いを進めていただいている。地域づくり組織の話し合いの中で、担当職員の説明を求められた際には、職員が出向いて説明をするようにしており、具体的な提案として、センター長については、これまでの公民館長と同様に地域の方を主体として、地域と行政を結んでいただけるような方を選出していただくようお願いしている。また、地域任用職員については、地域任用職員にどういったことをしてほしいのか、そういうことをまずは考えていただき、それに見合う方を募集していただくようにアドバイスしているとの答弁でありました。

消防総務課所管分の消防団施設整備事業では、耐震性貯水槽の整備において、設置場所の確保が困難となり変更となったことについて質疑があり、地域からの要望により、近隣住民に理解を求めながら計画を進めていたが、一部住民の理解を得ることができず整備を断念することになり、代替措置として消火栓設備を設置した。また、場所を変更して予算繰越により令和4年度実施したとの答弁でありました。

教育総務課所管分のスクールバス維持管理事業では、昨年の政策提言において、スクールバスの

学校活動以外での利用について、柔軟な運用を行うこととの提言に対し、学校行事に支障がない範囲で可能との回答だったが利用があったかとの質疑があり、学校行事以外では、スクールバス1台について、公共交通バスとして野村地区で利用しているとの答弁でありました。

環境衛生課所管分の不法投棄対策事業では、不法投棄に関しての通報があった場合の市の対応についての質疑があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄した者の責任であるが、不明の場合にはその土地の所有者が責任をとることとされている。私有地に家電などが捨てられていた場合は、土地所有者の方が清掃センターに持参していただき、処理費については市が対応するとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の温泉巡回バス事業では、市内3カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、健康増進や介護予防を図り、健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的に、平成18年度から実施されている事業である。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による運行回数の減便、利用者数の減少、また、事業開始と同時に導入したバスは16年が経過し、修繕や部品交換をしながら維持管理しているとの説明がありました。

運行継続の検討の必要性があるが、今後の具体的な方針はあるのかとの質疑に対し、コロナの影響で減便、また、利用者数の減少もあるが、一定の方々の利用がある。一方、車両の老朽化により修繕料も増加しており、来年度以降の事業継続については、事業見直しの中で検討していきたいとの答弁でありました。

福祉課所管分の避難行動要支援者管理運営事業では、情報提供に同意した住民の名簿を自主防災組織等の支援関係者へ提供するが、同意を得た人の数、同意が得られない要因についての質疑があり、75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯、介護認定3以上の方、障害者手帳1、2級の方等、自ら避難することが困難と思われる方々が支援の対象であり、4,380人が同意されており、同意率としては72.5%である。同意されない方は、家族が近くに住み支援が必要でない、内容を理解されていないなどの理由が考えられるが、分かりやすい様式にする、家族の方に郵送するなどの工夫も必要であるとの答弁でありました。

委員からは、高齢者の方などで内容を理解できない方のほうが深刻であり、同意されない場合には消防団や自主防災組織の手が回らないという事態も考えられるため、一人でも多くの方に理解が得られるようにとの意見がありました。

長寿介護課所管分の高齢者路線バス利用補助事業では、三瓶、明浜から市外の病院へ通院するためにバスを利用した場合、市内のみの助成であるために対象にならない場合があるが、利便性のあるものに内容を検討してはどうかとの質疑に対し、高齢者の負担軽減と市内病院への利用者の増加、市内店舗の消費喚起を進めることを目的としているため、市内公共路線バスの区域のみの対応であるとの答弁でありました。

経済振興課所管分のみらい発展就業奨励金事業では、奨励金支給対象者を市外に広げる考えはないかとの質疑があり、当事業は、既存事業のふろさと就業創出奨励事業の要件を拡充して制度化した事業である。生産労働人口の確保や地域経済の維持を目的に対象者を市内在住としているが、さらなる要件の拡充については今後検討していきたいとの答弁でありました。

委員からは、将来的に南予圏域の人口が激減すると予測されており、それを含め、今の時点から対策を講じていく必要があるため、引き続き検討するように意見がありました。

観光協会事務運営事業（本会）では、市が補助金を出さなくても自主財源で運営できるような意識改革は必要ではないかとの質疑があり、観光物産協会が一般社団法人になって3年が経過し、改革意識を持ち始め、ジオのジュートバックやタンブラーなどを制作し販売し始めている。そういった積み重ねが大切であるため、今後、協議、検討を重ねていきたいとの答弁でありました。

農業水産課所管分の農業後継者育成事業では、農業生産法人での農業の展開について質疑があり、農業生産法人を設立するためには、核となる労働力が必要であり、若くて行動力があり、経営力もある農業者が必要と考える。そういった人材がいれば、集落の農地をまとめて集落営農のような展開ができると考えているとの答弁でありました。

また、新規就農者確保について質疑があり、補助事業を行い、新規就農を目指す人の後押しを支援しているが、希望者をいかに確保するか、西予

市の農業に興味を持ってやりたいと感じてもらうかが施策として弱い部分であるため、今後対策を講じていきたいと考えているとの答弁でありました。

林業課所管分の有害鳥獣捕獲対策事業では、有害鳥獣の頭数を減らす効果的な方法について質疑があり、捕獲数を向上させるためには、捕獲隊員数の確保と若手隊員の育成が必要である。捕獲隊は地域ごとに班があるため、若手の勧誘や育成を地域密着型で進めていかなければならないと考えている。また、愛媛県では、受講すると狩猟免許取得の費用が全額補助となる有害鳥獣ハンター養成塾を開催しており、西予市でも令和3年度に4名の入塾者があった。今後、このような事業を活用して捕獲隊員の数を増やしていきたいとの答弁でありました。

建設課所管分の危険空家除却事業では、危険空家除却の今後の見通しについて質疑があり、持ち越し数については、例年10から20件の間で推移すると考えており、できる限り補助を利用して危険空家除却事業を進めていきたいとの答弁でありました。

住宅リフォーム事業では、毎年予算枠以上の申請者となり、抽せんの結果、補助金交付とならない方も多くいるが、予算枠を増額する考えはないかとの質疑があり、当事業は、市の単独予算で行っている事業であり、国や県の補助などがなく、全て一般財源からの支出となるため、現状の予算枠としているとの答弁でありました。

認定第9号「令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」では、令和3年度に管路整備工事を行った宇和町伊賀上地区のみどり団地の接続率についての質疑があり、令和4年6月時点で、接続可能戸数約100件のうちの約6割が接続もしくは申請中の状況であるとの答弁でありました。

認定第10号「令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、新型コロナウイルス感染者数の増加に伴う医療従事者の方の過重労働について質疑があり、市民病院では、内科における発熱外来等の電話対応、コロナ感染の入院患者の対応等に看護師の人数が必要であり、外来・入院の通常業務に支障を来している。コロナ感染患者に対しては、完全防御での対応が必要であり、

看護師に対する負担は大きく、家族に高齢者がいる場合など、帰宅困難となり宿泊施設を利用するという状況もある。野村病院では、感染症の病床がないため新型コロナウイルス感染患者の入院はないが、ほかの病院で感染により入院し、コロナからは回復したものの、引き続き入院が必要な患者の受入先として後方支援を行っている。自宅療養中の感染患者が救急搬送されてくるケースもあり、両病院とも肉体的にも精神的にも看護師には負担がかかっているとの答弁でありました。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和3年度の決算の総括と次年度に向けての意見が交わされました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和4年10月3日、西予市決算審査特別委員会委員長信宮徹也。

○小玉議長

以上で各委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号から認定第11号までの10件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの10件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第11号までの10件は原案のとおり認定いたしました。

（日程2）

○小玉議長

次に、日程第2、議案第103号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第103号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、国の物価・賃金・生活総合対策本部の方針に基づき、令和4年9月20日、政府において、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、その中では、住民税非課税世帯を対象とした支援策のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援等も講じることとされており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、推奨事業メニューの提示もあつたところであります。

市といたしましても、今後速やかに、推奨事業のメニューに合致する事業の検討を行い、市民・事業者への支援に向けて効果的な事業を機動的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算でございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業としまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰が続く中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり5万円を支給するものであり、約7,000世帯分を見込み、事務経費を含めた3億5713万3000円を計上するとともに、事務補助として会計年度任用職員を任用する経費209万5000円を計上するものであります。

事業の財源につきましては、国庫支出金として、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5922万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ342億7115万1000円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第103号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（日程3）

○小玉議長

次に、日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月1日から本日まで、33日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定及び改正、補正予算、決算認定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決または御認定いただきました。

議員の皆様方におかれましては、熱心な御審議をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、県内感染者数の減少に伴い、9月17日から感染警戒期の特別警戒期間に移行しておりますが、感染者数の減少傾向はさらに進み、ようやく第7波は終息しつつあると実感できるようになってまいりました。

ただし、9月26日以降は感染者数の発表が市町別から二次医療圏域別に変ったことにより、市内における実数がつかめなくなっている中で、圏域内の感染者数は高止まりしている傾向も見られるため、十分な警戒が必要となり、そして、感染予防対策の徹底には、引き続き努めていきたいと思っております。

また、今月からオミクロン株対応の二価ワクチンの接種も始まっております。第8波への備えも含め、可能な方はワクチン接種を早めに受けられますようお願いいたします。

愛媛県は、9月9日に独自に試算された県内人口の将来推計を発表いたしました。

愛媛県の2060年の将来人口推計は、2020年の県人口約133万人から約78万人、41.3%減少、特に、南予地域では約23万5000人から約8万2000人、65.2%減少し、本市では1万2000人弱と66.6%も減少するというものでありました。まさに衝撃的な発表でありました。

令和2年度に発表した当市の人口ビジョンでは、上位、中位、低位のビジョンで推移をしていたわけですが、低位モデルで、2060年には1万5000人程度と推計しておりましたので、人口減少は当市の予想よりも急激に進む見通しとなっております。

人口減少対策、少子高齢化対策は、当然、最優先の喫緊の課題として位置づけているものですが、今回の公表を受けて、さらに危機感を持って対策を練っていかねば、まさに消滅自治体になりかねない状況にあることを強く感じたところであります。

人口減少対策、少子高齢化対策は、一部地域で一過性のもものでは、抜本的な解決、解消は見込めず、国レベルの具体的な対策が必要と感じておりますが、現状において手をこまねいているだけでは、さらに状況は悪化するだけであります。

早々、庁内にプロジェクトチームの編成を指示し、本日、若手職員によるせいよ将来人口究明・

対策プロジェクトとして立ち上げたところであります。

今後は、様々な角度から分析、検討を進め、西予市モデルとなるような対策を講じるよう取り組む所存であります。オール市役所で各分野において、この問題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議会におかれましても、この問題については、以前から重大な関心をお持ちのことと存じますが、今後の取組の中で、御指導、御協力をお願い申し上げます。

かねてより建設中の野村支所新庁舎でございますが、関係各位の御協力をいただき、10月19日に落成式、24日に開庁式を執り行い、本格的に稼働する運びとなりました。

平成30年7月豪雨災害からの復興のシンボルの一つであり、また、新しい行政のスタイル、公共施設の高度利用の在り方とも捉えており、地域の皆様の利便性の向上と安全安心な社会の実現に大きく寄与できる施設になるものと期待しているところであります。

改めまして、新支所建設に関わっていただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

秋の気配も次第に濃くなり、季節の移り変わりを感じるようになりましたが、朝晩の気温差も激しく体調を崩しやすい時期でもあります。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、市政運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

○小玉議長

これをもって、令和4年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後2時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 小玉 忠重

同 議員 兵頭 学

同 議員 森川 一義

付 録

令和4年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月1日(木)～10月3日(月)

(会期33日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月1日	木	本会議(開会) 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午前9時開会) ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・行政報告会 ・決算審査特別委員会
9月2日	金	休 会	
9月3日	土	休 会	
9月4日	日	休 会	
9月5日	月	休 会	
9月6日	火	休 会	・質疑通告〳切
9月7日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・決算審査特別委員会
9月8日	木	本 会 議 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・質疑・委員会付託 ・行政報告会
9月9日	金	休 会	
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	常任委員会	
9月13日	火	常任委員会	
9月14日	水	特別委員会	・決算審査特別委員会(厚生分科会)
9月15日	木	休 会	・討論通告〳切
9月16日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会(産業建設分科会)
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	
9月20日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午前9時開会) ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・理事者提案理由説明 ・質疑・委員会付託 ・行政報告会

月 日	曜日	日 程	備 考
9月21日	水	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会）
9月22日	木	休 会	
9月23日	金	休 会	
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	休 会	
9月27日	火	休 会	
9月28日	水	常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	・決算審査特別委員会
9月29日	木	休 会	・討論通告〳切
9月30日	金	休 会	
10月1日	土	休 会	
10月2日	日	休 会	
10月3日	月	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・行政報告会 ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決

令和4年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 89号	C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について	04. 9. 20	原案可決
議案第 90号	西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について	04. 9. 20	原案可決
議案第 91号	西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	04. 9. 20	原案可決
議案第 92号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	04. 9. 20	原案可決
議案第 93号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04. 9. 20	原案可決
議案第 94号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 95号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 96号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 97号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 98号	令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 99号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 100号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	04. 9. 20	原案可決
議案第 101号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)	04. 9. 20	原案可決
議案第 102号	西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	04. 10. 3	原案可決
議案第 103号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第6号)	04. 10. 3	原案可決
諮問第 9号	人権擁護委員候補者の推薦について	04. 9. 1	原案同意
諮問第 10号	人権擁護委員候補者の推薦について	04. 9. 1	原案同意
認定第 1号	令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 2号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 3号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 4号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 5号	令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 6号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	04. 10. 3	認 定
認定第 7号	令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について	04. 10. 3	認 定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 8号	令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	04.10.3	認定
認定第 9号	令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	04.10.3	認定
認定第 10号	令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について	04.10.3	認定
認定第 11号	令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	04.10.3	認定
報告第 8号	令和3年度西予市一般会計継続費精算報告について	04.9.1	報告
報告第 9号	令和3年度健全化判断比率の報告について	04.9.1	報告
報告第 10号	令和3年度資金不足比率の報告について	04.9.1	報告
報告第 11号	西予市土地開発公社の経営状況について	04.9.1	報告
報告第 12号	株式会社エフシーの経営状況について	04.9.1	報告
報告第 13号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	04.9.1	報告
報告第 14号	株式会社どんぶり館の経営状況について	04.9.1	報告
報告第 15号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	04.9.1	報告
報告第 16号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	04.9.1	報告
報告第 17号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	04.9.1	報告
報告第 18号	西予CATV株式会社の経営状況について	04.9.1	報告
請願第 1号	山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書	04.9.20	採択
発議第 2号	西予市決算審査特別委員会の設置について	04.9.1	原案可決
選任第 3号	西予市決算審査特別委員会委員の選任	04.9.1	議長指名
	議員派遣の件について	04.10.3	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月8日	議 長	西予市農業再生協議会通常総会
6月13日	全 議 員	令和4年第2回定例会 採決・一般質問
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
	全 議 員	行政報告会
6月14日	全 議 員	令和4年第2回定例会 一般質問
6月15日	全 議 員	令和4年第2回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
6月16日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
6月17日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
6月18日	議 長	ウクライナ選手との交流会
6月22日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
6月24日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	令和4年第2回定例会 閉会
6月25日	議 長	東宇和農協第25回通常総代会
6月28日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・産建委員長	国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会定期総会
6月30日	議 長	令和4年度四国西予ジオパーク推進協議会総会・ジオパーク講演会
7月6日	議長・関係議員	西予市消防署野村支署起工式
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月8日	議長・関係議員	西予市都市計画審議会
7月11日	議 長	J R 四国要望
7月12日	議 長	令和4年度国土交通省四国地方整備局要望活動
	関 係 議 員	厚生常任委員会行政視察（～14日）
7月13日	関 係 議 員	産業建設常任委員会行政視察（～15日）
7月19日	議 長	八幡浜地区施設事務組合臨時会
7月23日	議長・副議長	うわじま牛鬼まつり
7月26日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第3回臨時会
7月27日	関 係 議 員	総務常任委員会行政視察（～29日）
7月28日	議 長	西予市行政連絡協議会代表者会
7月30日	議長・関係議員	浜筋地区体育館起工式
	議 長	第27回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
7月31日	議 長	第65回愛媛県下三地区剣道優勝大会
8月2日	関 係 議 員	産業建設常任委員会行政視察

月 日	出席者	行事名
8月3日	議長	岡山県井原市議会視察受入
8月5日	全議員	愛媛県市議会観光議員連盟定期総会
8月19日	議長・関係議員	明浜柑橘加工施設起工式
8月23日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会
8月24日	議長・関係議員	議会運営委員会
	議長	知事との意見交換会
8月29日	議長・関係議員	議会運営委員会
	関係議員	議会だより編集委員会
9月1日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和4年第3回定例会 開会

令和4年9月13日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 89号	C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について	原案可決
議案第 90号	西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第 91号	西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 92号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 93号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 94号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第 95号	令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第100号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
議案第101号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和4年9月28日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第102号	西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和4年9月12日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

厚生常任委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 94号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第 96号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 97号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 98号	令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第101号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和4年9月12日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 94号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第 99号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第101号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和4年9月28日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

西予市決算審査特別委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第7号	令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第8号	令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第9号	令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第10号	令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定

令和4年9月13日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第1号	山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書	採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第89号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について

議案第90号 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について

議案第91号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第92号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第93号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第95号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議案第100号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第5号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

請願第1号 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書

以上9議案については、原案可決決定した。

また、請願1件については、採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第89号「C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」では、C A T Vの施設整備に係る費用負担として、西予C A T Vからの負担はないかとの質疑に対し、総務省が示す「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」により、機器の賃貸借契約を締結して、貸付料として費用負担をいただいているとの答弁であった。

議案第90号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」、卯之町はちのじまちづくり整備事業の全体事業費における駅舎の建設費、費用負担についてはどうなっているかとの質疑に対し、卯之町はちのじまちづくり整備事業に係る特定事業契約において、施設整備業務、維持管理業務、運営業務を全て含み約19億6893万円で契約している。駅舎建設については、整備等委託料として約5000万円で事業を進めており、全ての施設整備が終了後精算し、増加した事業費について、契約先の株式会社西予まちづくりサービスへ支出することになるとの答弁であった。

また、卯之町駅の1日の利用客数と今後、株式会社西予まちづくりサービスが行う保守管理の内容についての質疑があり、2020年度で1日平均244人の利用客数があり、これまでの駅舎と同様に24時間利用が可能な駅舎として、日常的な点検、警備、清掃などの管理業務を行うとの答弁であった。

議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するもので、主に男性職員の育児休業等の取得について要件が緩和されるため、育児休業等を取得しやすい環境づくりを行い、積極的に取得を促していくことで、育児に参加する男性職員の仕事と家庭生活の両立を後押ししていきたいとの説明であった。委員から、西予市男性職員の育児休暇取得状況について質疑があり、育児休

業・産後パパ育休について、令和3年度、令和4年度現在で、1人も取得していないが、今年10月から男性職員1名が育児休業を取得する予定となっている。また、5日の範囲でとれる育児参加のための休暇については、令和3年度が8名、令和4年度が4名取得しているとの答弁であった。

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、スポーツ・文化課所管分では、宇和文化会館管理運営事業の舞台機構設備取替工事費の増額となった設備についての質疑があり、舞台吊物や舞台の吊物を吊るすブドウ棚に係る設備の取替と修繕であり、原材料価格の高騰や石油価格の上昇に起因する調達コストが増加したため増額となったとの答弁であった。

請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」については、9月13日現地において請願者である西山田区長から説明を受けた後、委員会審査を行った。

請願の対象となっている山田薬師本堂は、西予市指定有形文化財であり、本堂内にも薬師如来坐像など市指定有形文化財が保存されており、西山田地区としても、地区住民の象徴として長く保存し、年中行事を伝承していくことが地区住民の願望でもあるとのことであった。

審査では、西予市指定文化財にも登録してある貴重な文化財を守らなければならないとの意見があり、補助金の予算措置については、西予市文化財維持管理費補助金交付要綱に基づいた支援を行うことで採決を行い、全会一致で採択した。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年9月20日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第102号 西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上1議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、国により地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬加算による処遇改善措置が講じられることから、初任給調整手当の上限額を12,000円に引き上げるための関係条例の一部改正を行うとの説明であった。

委員から、診療報酬の加算によりどの程度患者に影響してくるかとの質疑があり、西予市民病院の試算では、1カ月間30日入院した場合、医療費1割負担の方で約1,500円、3割負担の方で約4,500円の負担増を見込んでいるとの答弁であった。

また、手当の増額により病院の運営には影響ないかとの質疑があり、改正後、不足した場合は、病院からの持ち出しになるが、影響がない程度の額を見込んでいるとの答弁であった。

さらに、手当の上限額についての質疑があり、看護師不足の中、人材確保のためにも12,000円の上限額まで引き上げておくべきではないかと考えているとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年10月3日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

厚生常任委員会審査報告

【審査した議案】

議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第96号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第97号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第98号 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

以上5議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の子育て支援課所管分では、公立保育所の保育業務支援システム導入後の効果について質疑があり、当システムには、保育現場の業務負担軽減に資する機能として、指導計画、日誌作成などの記録アプリなど、保護者とのコミュニケーション機能として、連絡帳、保護者連絡アプリにより、お便りやお知らせを一斉に配信する機能があり、有効に活用されているとの答弁であった。

議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の健康づくり推進課所管分では、オミクロン株対応ワクチンの接種体制についての質疑があり、10月以降、オミクロン株対応ワクチンを接種するよう準備を進めており、初回接種を完了した12歳以上すべての市民が接種可能である。接種の対象者が3回目、4回目を接種していない方、12月以降には5回目を接種する方など複雑になるため、市民の皆様にごできる限り分かりやすいような通知をしていく。今後、小児ワクチンについても3回目接種が予定され、また国の説明では、生後6カ月経過した乳幼児から接種が可能となることとあり、しっかりと準備を行い、スムーズに接種できるよう進めていきたいとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、児童公園整備事業、遊具設置工事について、子育て環境の充実を図るため、子どもたちの遊びと交流の場として、市産材を用いた木製大型遊具を宇和町稲生のどんぶり館横のみずすまし公園内に、令和4年度、5年度2カ年の総額1億4850万円の継続費を計上するとの説明があった。

事業計画の開始時期と予算計上の時期、場所の選定についての質疑があり、令和3年度末から調査研究を開始しており、人口減少、少子化対策は急務であり、保護者アンケートの結果も反映し、コロナ禍での子どもをとりまく環境への対応として、野外での子どもたちの遊び場の確保、メンタルヘルス対策が必要である。新しい生活様式として、地方移住という選択枠についても考えられている時期でもあり、この機を捉え、西予市の子育て環境のよさをアピールし、移住定住対策を展開し、人口減少対策につなげ、早急な整備を行うため、9月補正予算に計上する。市内外からの集客を見込み、西予宇和インターの近くで、どんぶり館横に位置し、遊び、買物、食事などができる場所に選定したとの答弁であった。また、駐車場の確保についての質疑に対し、100台の駐車場を設置予定であり、年間15万人の集客を見込んでいるとの答弁であった。さらに遊具整備に関し、市民の声をどのように反映するのかとの質疑に対し、有識者、保護者の代表者等で構成するプロポーザル審査委員会を設置

し、企画提案書等の内容を審査していただくとの答弁であった。

委員からは、遊具利用における十分な安全の確保、また高齢者の利用にも配慮するようにとの意見があった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年9月20日

厚生常任委員会

委員長 竹崎 幸仁

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第99号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

以上3議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の農業水産課所管分では、畜産新技術等導入支援事業補助金申請の流れについて質疑があり、補助金申請については、畜産クラスター協議会が市へ申請し、市で補助申請を取りまとめた後、愛媛県へ申請を行う。県から事業決定通知が市へ届き、市が畜産クラスター協議会へ交付決定を通知するという流れになる。補助金については、愛媛県から西予市に交付され、西予市から畜産クラスター協議会へ支出をすることになるとの答弁であった。

農業後継者育成事業では、新規就農総合支援事業補助金の内容や内訳について質疑があり、当補助金は、新規就農者が農業に定着するための機械や施設、牛や豚などを導入する費用に充当することができる事業で、限度額が1000万円で今年度に初めて創設された事業である。今回の補正予算では、養豚経営に対する補助金284万1000円、ミニトマト農家に対する補助金456万円を計上した。この補助金については、既存の経営開始資金と併用して利用することができ、その場合の補助金の限度額は500万円となるとの答弁であった。

経済振興課所管分では、E-BIKEの運営方法について質疑があり、現在のところ、ジオミュージアムに5台、みかめ本館に2台、あけはま一れと狩江公民館で5台、クアテルメ宝泉坊と游の里で5台、乙亥会館に3台、文化の里休憩所に7台の計27台を設置する予定としている。西予市の交通手段を考えると乗り捨てが難しいため、起点から起点に戻ることを基本と考えているとの答弁であった。

また、設置後の周知方法について質疑があり、ホームページや広報紙のほかにフェイスブックなどのSNSの活用を考えており、一般社団法人西予市観光物産協会と連携して対策を講じたいとの答弁であった。

議案第99号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」では、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はないとの説明であった。

議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の林業課所管分では、公園の遊具に森林環境譲与税を充当するに至った経緯について質疑があり、森林環境譲与税は細かく規定される国庫補助金と異なり、地方公共団体に一定の裁量が与えられており、事業を幅広く弾力的に実施できるものとされている。今回の児童公園整備事業については、木製大型遊具を設置することとされており、木材利用の促進、木育活動の普及啓発として、その目的に合致していると考えて充当することと

した。森林環境譲与税の目的を鑑みると、喫緊の課題である森林整備が最優先と考えるが、今後も広く木材利用の促進や普及啓発となる事業にも当基金の充当を検討していきたいとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年9月20日

産業建設常任委員会
委員長 井関 陽一

西予市決算審査特別委員会審査報告書

【審査した議案】

- 認定第1号 令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和3年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和3年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和3年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和3年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第10号 令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

以上、11件について、認定と決した。

【審査経過及び意見等】

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務課所管分の『交通安全施設整備事業』では、ガードレール、ガードパイプ等の設置基準についての質疑があり、ガードレール等は、市道における設置基準で設置できるところは市道工事で設置しているが、この基準に満たない場所で、特に危険度の高い場所、利用者が多い場所については、優先順位を決めて当事業で設置している。当事業においては、要望箇所の内容は様々であることから一律の設置基準を設けることは難しく、要望箇所については全て現地確認を行い、警察等と相談しながら優先順位を決定しているとの答弁であった。

危機管理課所管分の『防災行政無線・情報システム整備事業』では、コスモキャストの利用状況についての質疑があり、令和4年8月時点で862名が登録しており、消防団等積極的に登録をお願いし、啓発に努めているとの答弁であった。

また、聴覚障がい者の方への情報伝達方法として文字放送の機能があるが、緊急時以外においても運用できているかとの質疑があり、現在、緊急放送しか運用できていない状況であるが、防災行政無線との連携の改修を行い、9月末には改修が終わり、文字放送の運用ができるため、さらに啓発に努めていきたいとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分の『地域発「せいよ地域づくり」事業』では、地域づくり活動センターへ移行していく中での課題と課題解決へ向けてどのような提案を行っているかとの質疑があり、センター長の選出、地域任用職員の任用といった課題を、それぞれの組織でセンター化に向けた検討委員会を立ち上げて地域ごとに話し合いを進めていただいている。地域づくり組織の話し合いの中で、担当職員の説明を求められた際には、職員が出向いて説明をするようにしており、具体的な提案として、センター長については、これまでの公民館長と同様に地域の方を主体として、地域と行政とを結んでいただけるような方を選出していただくようお願いしている。また、地域任用職員については、地域任

用職員にどういったことをしてほしいのか、そういうことをまずは考えていただき、それに見合う方を募集していただくようにアドバイスしているとの答弁であった。

『高校魅力化事業』では、公営塾の内容についての質疑があり、高校によって特色があり、高校側のオーダーに沿う支援を公営塾スタッフが行っており、それぞれの学校に応じた内容で対応をしているとの答弁であった。

また、公営塾スタッフの確保についての質疑があり、今年度1名採用し、野村高校に配置している。今は三瓶分校に2名、野村高校2名という体制で進めており、双方で協力しながら対応している状況である。今後は、宇和高校においても公営塾を開塾する予定で、宇和高校に関しては、委員会の中でコーディネーター的なスタッフを求められており、現在募集しているとの答弁であった。

『移住交流促進事業』では、移住者について、令和3年度は過去3年間平均の約3倍に当たる95世帯122名の移住者があったとの説明があった。増加した要因について質疑があり、都市部における移住フェアの開催や、コロナ禍の中、田舎でもテレワークで仕事ができるなど、働く場所を選ばずに生活ができるといった考えの方が多くなってきており、そのような中で、田舎でのんびりと暮らしながら仕事ができるという環境が整ってきたことが要因ではないかとの答弁であった。

委員からは、移住者が増加した理由、移住者の移住元や年齢等基礎的な事項の調査分析を行い、移住・定住政策に取り組むよう意見があった。

政策推進課所管分の『マイナンバーカード普及促進事業』では、マイナンバーカードを使って西予市でどのようなことができるのかとの質疑があり、健康保険証としての利用については、市民病院、診療所等において全て対応できている。また、現在、国ではマイナンバーカードがスマートフォンの中に搭載できるよう進めており、カードに依存し過ぎると、スマートフォンに移行した際に、再度システム開発等に経費が発生する可能性もあるため、その状況を情報収集しているとの答弁であった。

消防総務課所管分の『消防団施設整備事業』では、耐震性貯水槽の整備において、設置場所の確保が困難となり変更となったことについて質疑があり、地域からの要望により、近隣住民に理解を求めながら計画を進めていたが、一部住民の理解を得ることができず整備を断念することになり、代替措置として消火栓設備を設置した。また、場所を変更して予算繰越により令和4年度実施したとの答弁であった。

教育総務課所管分の『スクールバス維持管理事業』では、昨年の政策提言において、「スクールバスの学校活動以外での利用について、柔軟な運用を行うこと」の提言に対し、学校行事に支障がない範囲で可能との回答だったが利用があったかとの質疑があり、学校行事以外では、スクールバス1台について、公共交通バスとして野村地区で利用しているとの答弁であった。

学校教育課所管分の『せいよ西学校給食センター運営事業』『せいよ東学校給食センター運営事業』『三瓶学校給食センター運営事業』では、地場産物の使用割合、地元食材を使用したメニュー開発等産地消の取組についての質疑があり、地元西予市産の米、小麦粉を使用しているほか、社会福祉法人や地域づくり組織、地元農家が栽培している野菜を納入することにより、西予市内産の産地消率は約25.4%となっている。県内産については77.6%の使用ということで、県内平均70.6%を大きく上回っているとの答弁であった。

また、新たなメニュー開発については、取組が十分できていない状況であるが、地元の郷土料理を取り入れたり、西予市産地消の日、地場産物の活用週間等では、できるだけ地元の食材を活用した給食を提供しているとの答弁であった。

人権啓発課所管分の『人権啓発庶務事業』では、成年後見制度中核機関設置に向けた検討委員会について質疑があり、令和4年度から8年度を計画期間とする第2期成年後見利用促進計画が閣議決定され、国の指針に基づき、成年後見制度中核機関の設置検討を行っている。令和4年2月から令和4年9月までに4回の検討委員会を開催し、運営方式、設置の経費、構成内容、業務内容などについて審議を行い、最終的な答申内容の最終確認を行っており、9月中、遅くとも10月中に答申を行う予定であるとの答弁であった。

環境衛生課所管分の『ごみ収集運搬業務委託事業』では、ふれあい収集事業についての質疑があり、高齢者や障がい者の方で、ごみステーションまでごみを搬出できない世帯に対して直接収集に向く事業であり、平成29年5月から事業を開始し、令和4年9月9日現在、西予市合計で89世帯の方が利用している。明浜・宇和の下地区は西予総合福祉会「いっとき館」、宇和の上・三瓶地区はひまわり育成会「宇和ひまわりの郷」、野村・城川地区は西予市野城総合福祉協会「あおぞら」にそれぞれ委託しているとの答弁であった。

『不法投棄対策事業』では、不法投棄に関しての通報があった場合の市の対応についての質疑があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄した者の責任であるが、不明の場合にはその土地の所有者が責任をとることとされている。私有地に家電などが捨てられていた場合は、土地所有者の方が清掃センターに持参していただき、処理費については市が対応するとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分の『温泉巡回バス事業』では、市内3カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、健康増進や介護予防を図り、健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的に、平成18年度から実施されている事業である。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による運行回数の減便、利用者数の減少、また、事業開始と同時に導入したバスは16年が経過し、修繕や部品交換をしながら維持管理しているとの説明があった。

運行継続の検討の必要性があるが、今後の具体的な方針はあるのかとの質疑に対し、コロナの影響で減便、また、利用者数の減少もあるが、一定の方々の利用がある。一方、車両の老朽化により修繕料も増加しており、来年度以降の事業継続については、事業見直しの中で検討していきたいとの答弁であった。

福祉課所管分の『避難行動要支援者管理運営事業』では、情報提供に同意した住民の名簿を自主防災組織等の支援関係者へ提供するが、同意を得た人の数、同意が得られない要因についての質疑があり、75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯、介護認定3以上の方、障害者手帳1、2級の方等、自ら避難することが困難と思われる方々が支援の対象であり、4,380人が同意されており、同意率としては72.5%である。同意されない方は、家族が近くに住み支援が必要でない、内容を理解されていないなどの理由が考えられるが、わかりやすい様式にする、家族の方に郵送するなどの工夫も必要であるとの答弁であった。

委員からは、高齢者の方などで内容を理解できない方のほうが深刻であり、同意されない場合には消防団や自主防災組織の手が回らないという事態も考えられるため、一人でも多くの方に理解が得られるようにとの意見があった。

子育て支援課所管分の『子ども医療費助成事業』では、事業費についての質疑があり、小学生・中学生の通院及び入院に係る医療費については、市の単独事業であり、就学前児童の入院費及び3歳以上の通院医療費2,000円を超えた分については、2分の1が県の補助であるとの答弁であった。

また、小・中学生までの医療費助成を実施していない市町はあるのかとの質疑に対し、愛媛県下全市町で実施しているとの答弁であった。

長寿介護課所管分の『高齢者路線バス利用補助事業』では、三瓶、明浜から市外の病院へ通院のためにバスを利用した場合、市内のみの助成であるため対象にならない場合があるが、利便性のあるものに内容を検討してはどうかとの質疑に対し、高齢者の負担軽減と市内病院への利用者の増加、市内店舗の消費喚起を進めることを目的としているため、市内公共路線バスの区域のみの対応であるとの答弁であった。

経済振興課所管分の『ジオブランド推進事業』では、ジオの至宝の認定基準や応募状況について質疑があり、ジオの至宝は、ストーリー性、オリジナル性、信頼性・安全性の3つを基準に認定しており、令和3年度末までに11品認定されている。申請数が少なく、この制度が浸透していないと感じており、道の駅への商品展示など情報発信に努め、ジオの至宝の認識を市内に植え付けていきたいと考えているとの答弁であった。

『企業誘致奨励金事業』では、既に市内に事業所を有している企業も対象になるのかとの質疑があり、既に新設されて、その後増設等に伴い工場を建築した場合についても、投下固定資産額3000万円以上や市内に住所を有する新規常用雇用従業員3人以上などの対象基準を満たしていれば奨励措置の対象となるとの答弁であった。

『みらい発展就業奨励金事業』では、奨励金支給対象者を市外に広げる考えはないかとの質疑があり、当事業は、既存事業のふるさと就業創出奨励事業の要件を拡充して制度化した事業である。生産労働人口の確保や地域経済の維持を目的に対象者を市内在住としているが、さらなる要件の拡充については今後検討していきたいとの答弁であった。

委員からは、将来的に南予圏域の人口が激減すると予測されており、それを含め、今の時点から対策を講じていく必要があるため、引き続き検討するよう意見があった。

『観光協会事務運営事業（本会）』では、市が補助金を出さなくても自主財源で運営できるような意識改革が必要ではないかとの質疑があり、観光物産協会が一般社団法人になって3年が経過し、改革意識を持ち始め、ジオのジュートバックやタンブラーなどを制作し販売し始めている。そういった積み重ねが大切であるため、今後、協議、検討を重ねていきたいとの答弁であった。

『ふるさと納税推進事業』では、令和3年度の寄付金額の手応えについて質疑があり、令和3年度の目標金額を3億1000万円に掲げ、それに近い実績となっており順調と認識している。令和4年度は目標金額を3億8000万円に定め、それに向かってふるさと納税の魅力を伝えていきたいとの答弁であった。

また、返礼品に対しての生産者への責任について質疑があり、商品が傷んでいたなどのクレームが観光物産協会にあった場合は、出品業者に連絡をとって対応している。贈る側の責任もあるため、度重なる同じ業者へのクレームについては、最終的に観光物産協会と協議をしていきたいとの答弁であった。

さらに、ふるさと納税ポータルサイトの契約業者や手数料等について質疑があり、西予市で活用しているポータルサイトは、楽天、ふるさとチョイス、さとふるなど7業者で、手数料は5.0%から12%と業者ごとに異なっている。令和3年度のポータルサイト手数料は約2,467万円支出しているとの答弁であった。

『夢資源活用基金事業』では、オフセットクレジットの販売相手について質疑があり、現在までに伊予銀行、愛媛銀行、三菱UFJリース株式会社など多数の企業に販売しており、令和3年度は、東京ガス株式会社が700トン購入したとの答弁であった。

『市観光PR事業』では、市のPR費用について質疑があり、令和3年度は、えひめ南予きずな博実行委員会負担金に約800万円、乙亥大相撲補助金に約500万円支出したとの答弁であった。

農業水産課所管分の『農業後継者育成事業』では、農業生産法人での農業の展開について質疑があり、農業生産法人を設立するためには、核となる労働力が必要であり、若くて行動力があり、経営力もある農業者が必要と考える。そういった人材がいれば、集落の農地をまとめて集落営農のような展開ができると考えているとの答弁であった。

また、新規就農者確保について質疑があり、補助事業を行い、新規就農を目指す人の後押し支援をしているが、希望者をいかに確保するか、西予市の農業に興味を持ってやりたいと感じてもらおうかが施策として弱い部分であるため、今後対策を講じていきたいと考えているとの答弁であった。

『ため池等農地災害危機管理対策事業』では、廃止要望が出ているため池の廃止の進め方について質疑があり、防災重点ため池は、人的に被害が生じるため池で、国庫補助事業100%の事業で廃止を行うこととなる。それ以外のため池については、国の補助がなく市単独事業となるため、地元負担金7%をいただいて廃止工事を行うこととなるとの答弁であった。

『農作物被害対策事業』では、捕獲檻の貸出しについて質疑があり、平成21年から26年にかけて国の補助金を活用して、イノシシ用捕獲檻を243基購入し、希望者に貸出しを行っている。設置場所が山の中となり、設置したままとなるなど管理が難しく、近年は捕獲檻の購入はしていない。林業課で2分の1補助、上限2万5000円の補助事業を行っているため、当事業を活用してもらいたいとの答弁であった。

また、国からの補助の配分状況について質疑があり、ワイヤーメッシュの施設整備については、県内各地からかなりの要望があったため、要望の8割の配分であった。捕獲に対する補助についても、当初8割の配分となっていたが、県内の捕獲状況が考慮され、最終的に要望通りのほぼ10割の配分となったとの答弁であった。

林業課所管分の『木育推進事業』では、木育教育の内容について質疑があり、小学校では山にどのような木があるかなど市内の森林林業の状況を中心に学習している。中学校では、愛媛県の林業研究センターから職員を招き、シミュレーターを用いた高性能林業機械の操作など林業の仕事について学習しているとの答弁であった。

『林道網整備事業』では、林道の舗装条件について質疑があり、林道開設時のコンクリート路面工は、縦断勾配7.0%以上の箇所に限られている。アスファルトで舗装する場合は、事前に林野庁と協議し、採択を受けた箇所のみとなる。既設の未舗装林道で地元から要望があった場合は、林野庁のヒアリングを受けて採択になれば実施となるとの答弁であった。

『森林経営管理制度事業』では、自伐林家への支援について質疑があり、令和3年度は安全装備品として防護ズボン等の補助を3名の方に行ったとの答弁であった。

『有害鳥獣捕獲対策事業』では、有害鳥獣の頭数を減らす効果的な方法について質疑があり、捕獲数を向上させるためには、捕獲隊員数の確保と若手隊員の育成が必要である。捕獲隊は地域ごとに班があるため、若手の勧誘や育成を地域密着型で進めていかなければならないと考えている。また、愛媛県では、受講すると狩猟免許取得の費用が全額補助となる有害鳥獣ハンター養成塾を開催してお

り、西予市でも令和3年度に4名の入塾者があった。今後、このような事業を活用して捕獲隊員の数を増やしていきたいとの答弁であった。

建設課所管分の『危険空家除却事業』では、令和3年度に除却の補助要件を満たし申請された件数は、令和2年度からの繰越分を含み57件である。当事業は、国・県からの補助金を活用しており、各自治体で補助枠が割り当てられているため、44件の除却を行い、残りの13件は令和4年度に持ち越したとの説明があった。

委員から、危険空家除却の今後の見通しについて質疑があり、持ちだし数については、例年10から20件の間で推移すると考えており、できる限り補助を利用して危険空家除却事業を進めていきたいとの答弁であった。

『住宅リフォーム事業』では、毎年予算枠以上の申請者となり、抽せんの結果、補助金交付とならない方も多くいるが、予算枠を増額する考えはないのかとの質疑があり、当事業は、市の単独予算で行っている事業であり、国や県の補助などがなく、全て一般財源からの支出となるため、現状の予算枠としているとの答弁であった。

認定第9号「令和3年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」では、令和3年度に管路整備工事を行った宇和町伊賀上地区のみどり団地の接続率について質疑があり、令和4年6月時点で、接続可能戸数約100件のうち約6割が接続もしくは申請中の状況であるとの答弁であった。

認定第10号「令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、新型コロナウイルス感染者数の増加に伴う医療従事者の方の過重労働について質疑があり、市民病院では、内科においての発熱外来等の電話対応、コロナ感染の入院患者の対応等に看護師の人数が必要であり、外来・入院の通常業務に支障を来している。コロナ感染患者に対しては、完全防御での対応が必要であり、看護師に対する負担は大きく、家族に高齢者がいる場合など、帰宅困難となり宿泊施設を利用するという現状もある。野村病院では、感染症の病床がないため新型コロナウイルス感染患者の入院はないが、他の病院で感染により入院し、コロナからは回復したものの、引き続き入院が必要な患者の受入先として後方支援を行っている。自宅療養中の感染患者が救急搬送されてくるケースもあり、両病院ともに肉体的にも精神的にも看護師には負担がかかっているとの答弁であった。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和3年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされた。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年10月3日

西予市決算審査特別委員会
委員長 信宮 徹也